

4 議案の要旨・附帯決議

内閣提出法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案（閣法第1号）

（衆議院 28. 1. 14可決 参議院 1. 19総務委員会付託 1. 20本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方交付税の総額の特例

- 1 地方財政の状況等に鑑み、平成25年度の当初予算及び補正予算で地方交付税の総額に加算し、東日本大震災に係る復興事業等の実施状況により平成26年度に繰り越した震災復興特別交付税のうち、同年度の決算において不用となった1,482億8,369万8,000円を減額する。
- 2 補正予算により増額された平成27年度分の地方交付税について、当該額の一部を同年度内に交付しないで、平成28年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとする。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第2号）

（衆議院 28. 1. 14可決 参議院 1. 19内閣委員会付託 1. 20本会議可決）

【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成27年8月6日付けの職員の給与の改定に関する勧告及び職員の勤務時間の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員について、俸給月額、初任給調整手当及び勤勉手当の額の改定を行うとともに、職員の申告を考慮して勤務時間を割り振る制度の対象を拡大する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

- 1 全ての俸給表について、俸給月額を若年層に重点を置きながら引き上げる。
- 2 初任給調整手当について、医療職俸給表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師並びに医療職俸給表（一）以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職を占める職員に対する支給月額の限度額を引き上げる。
- 3 勤勉手当の支給割合を年間0.1月分（指定職職員については0.05月分）引き上げる。

二、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正

フレックスタイム制について、原則として全ての職員に拡充するとともに、育児又は介護等を行う職員については、日曜日及び土曜日に加えて週休日を設定することができることとする。

三、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、二は平成28年4月1日から施行し、一は平成27年4月1日から適用する。
- 2 その他この法律の施行に関し必要な措置等を定める。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第3号）

（衆議院 28. 1. 14可決 参議院 1. 19内閣委員会付託 1. 20本会議可決）

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、俸給月額及び期末手当の改定

- 1 内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じて引き上げる。
- 2 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当の支給割合について、一般職の職員の給与改定に準じて引き上げる。

二、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、一は平成27年4月1日から適用する。
- 2 その他この法律の施行に関し必要な経過措置等を定める。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第4号）

（衆議院 28.1.14可決 参議院 1.19法務委員会付託 1.20本会議可決）

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 報酬月額の改定

一般の政府職員の給与改定（民間の給与水準に合わせた給与月額の引上げ）に伴い、裁判官の報酬月額を引き上げる。

二 施行期日等

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定は、平成27年4月1日から適用する。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第5号）

（衆議院 28.1.14可決 参議院 1.19法務委員会付託 1.20本会議可決）

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 俸給月額の改定

一般の政府職員の給与改定（民間の給与水準に合わせた給与月額の引上げ）に伴い、検察官の俸給月額を引き上げる。

二 施行期日等

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定は、平成27年4月1日から適用する。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第6号）

（衆議院 28.1.14可決 参議院 1.19外交防衛委員会付託 1.20本会議可決）

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額並びに自衛官候補生の自衛官候補生手当の月額、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（以下「学生」という。）の学生手当の月額及び生徒の生徒手当の月額を一般職の国家公務員の例に準じて改定する。

二、常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される12月期の期末手当の支給割合を100分の160に引き上げる。

三、常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される6月期及び12月期の期末手当の支給割合をそれぞれ100分の157.5とする。

四、本法律は、公布の日から施行し、一及び二については平成27年4月1日から適用する。ただし、三については平成28年4月1日から施行する。

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第7号）

（衆議院 28. 3. 1可決 参議院 3. 16財政金融委員会付託 3. 31本会議可決）

【要旨】

本法律案は、東日本大震災からの復興のために実施する施策に必要な財源を確保するため、復興債の発行期間を平成32年度まで延長する等の措置を講ずるとともに、最近における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることに鑑み、平成28年度から平成32年度までの間の財政運営に必要な財源の確保を図るため、これらの年度における公債発行の特例措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、復興債の発行期間の延長等

- 1 復興債の発行期間を平成32年度までの5年間延長する。

なお、平成28年度特別会計予算では、東日本大震災復興特別会計における復興債の発行限度額として2兆1,564億円が計上されている。

- 2 平成34年度までの財政投融资特別会計投資勘定から国債整理基金特別会計への繰入金及び平成34年度までに生じた日本郵政株式会社の株式処分収入を復興債の償還費用の財源に充てる。

二、新たな特例公債の発行期間等

- 1 平成32年度（2020年度）までの国及び地方公共団体のプライマリーバランス黒字化目標や経済・財政再生計画を踏まえ、平成28年度から平成32年度までの5年間、各年度の予算をもって国会の議決を経た金額（平成28年度一般会計予算において28兆3,820億円）の範囲内で、特例公債を発行することができる。

- 2 平成32年度までのプライマリーバランスの黒字化に向けて経済・財政一体改革を総合的かつ計画的に推進し、中長期的に持続可能な財政構造を確立することを旨として、各年度において特例公債の発行額の抑制に努める。

三、施行期日

この法律は、平成28年4月1日から施行する。

【附帯決議】（28. 3. 31財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 本法律案の成立により、平成28年度から平成32年度までの間、当該各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で特例公債の発行が可能となることに鑑み、将来世代に負担を先送りする特例公債の発行に当たっては、財政規律の維持に留意し、野放図な発行を厳に慎み、発行額の抑制に努めることにより、子や孫の世代に対する責任を果たすよう財政運営を行うこと。また、平成33年度以降は、財政法第4条の原則に基づき、適切な措置を講ずること。

- 一 日本国憲法で予算の単年度主義を定める意義に鑑み、財政規律の維持、特例公債発行額の抑制は、財政民主主義に基づく国会の責務であり、権能であることを踏まえ、再考の府である参議院として、平成28年度から平成32年度までの特例公債の発行に対する抑止力を十分に発揮できるように、政府は、財政規律維持の観点から必要な説明責任を十分に果たすこと。

- 一 政府は、国及び地方公共団体のプライマリーバランスを平成32年度までに黒字化する目標の実現に向けて万全を尽くすため、中長期の財政健全化への道筋について、法制化を含め検討すること。

- 一 大量の国債発行が継続している現状に鑑み、国債価格の長期的な安定化に向けて注視するとともに、財政の健全化と投資家の多様化に向けて一層の努力を行うこと。

右決議する。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律案（閣法第8号）

（衆議院 28.3.22可決 参議院 3.23経済産業委員会付託 3.31本会議可決）

【要旨】

本法律案は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第1条の2に規定する廃止期限（平成28年3月31日）の到来に伴い、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が行う気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書に規定する排出削減単位の取得に通ずる行動に参加すること等の業務に係る同法の規定を削除する等の措置を講じようとするものである。

雇用保険法等の一部を改正する法律案（閣法第9号）

（衆議院 28.3.17可決 参議院 3.18厚生労働委員会付託 3.29本会議可決）

【要旨】

本法律案は、少子高齢化が進展する中で高齢者、女性等の就業促進及び雇用継続を図るため、65歳以上の者への雇用保険の適用拡大、雇用保険の就職促進給付の拡充、シルバー人材センターの業務拡大、育児休業及び介護休業の取得要件の緩和、介護休業給付の給付率の引上げ、妊娠・出産・育児期を通じた事業主への雇用管理上の措置の義務付け等を行うとともに、失業等給付に係る保険料率の引下げ等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 介護休業給付金の額は、一支給単位期間について、当分の間、休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の100分の67に相当する額とする。
- 二 65歳に達した日以後に新たに雇用される者について雇用保険の適用の対象とする。
- 三 就業促進手当の額は、厚生労働省令で定める安定した職業に就いた者であって、基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1以上であるものについては、基本手当日額に支給残日数に相当する日数に10分の6（支給残日数が所定給付日数の3分の2以上であるものにあつては、10分の7）を乗じて得た数を乗じて得た額とする。
- 四 雇用保険率は、1,000分の15.5等とする。
- 五 シルバー人材センター等は、都道府県知事に指定された業種及び職種について有料の職業紹介事業又は労働者派遣事業を行う場合、高年齢退職者の能力を活用して行う業務に係る就業を取り扱うものとする。
- 六 事業主は、職場において行われるその雇用する労働者に対する妊娠、出産、育児休業等に関する言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、雇用管理上必要な措置を講じなければならない。
- 七 労働者は、その事業主に申し出ることにより、93日を限度として、対象家族1人につき3回の介護休業をすることができる。
- 八 子の看護休暇及び介護休暇は、1日の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるもの以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める1日未満の単位で取得することができる。
- 九 この法律は、平成29年1月1日から施行する。ただし、四及び五は平成28年4月1日から、一は平成28年8月1日から施行する。

【附帯決議】（28.3.29厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、労働者の生活安定機能を充実させるため、基本手当の給付日数、給付額及び給付率並びに基本手当の給付制限期間の改善を早期に検討すること。また、個別延長給付等の平成28年度末までの暫定措置については、政策目的、実績及び効果を踏まえ、恒久化することも含めて今後の在り方について検討し、必要な措置を講ずること。さらに、基本手当の受給者及び受給終了者について、再就職できない理由及び生活の実態を調査すること。

- 二、失業が政府の経済対策及び雇用対策とも関係が深いことに鑑み、政府の責任として、雇用保険法附則第15条の規定に基づき雇用保険の国庫負担に関する暫定措置を早期に廃止し、本則に戻すこと。
- 三、労働移動支援助成金の支給に当たっては、離職を余儀なくされる労働者本人の同意が自由な意思決定によるものであることの確認を徹底するなど助成金の支給要件を厳格化するとともに、不適切な受給事例が判明した場合には厳正に対処すること。また、助成金の創設の趣旨に基づき、政策効果の検証を行い、助成金の支給方法を改め、再就職実現時のみの支給とすること、大企業を支給対象から外すこと、再就職時の労働条件が離職前と比べ低下する場合には支給対象としないこと等を含め、抜本的な見直しについて具体的に検討すること。
- 四、労働関係法令違反のある事業主に対して雇用保険を財源とする助成金を支給することは制度の趣旨に反することから、法令違反が判明した場合には不支給とする、又は返還を求めるなど厳正に対処すること。
- 五、高年齢者の雇用促進に当たっては、65歳までの確実な雇用確保を図るとともに、高年齢の有期契約労働者を無期雇用に転換させた事業主に対する助成措置の十分な周知及び利用勧奨を図ること。
- 六、シルバー人材センター等の取り扱う業務の範囲の拡大については、労働者の保護及び地域の雇用環境の観点から、本法施行後の実態を確実に把握し、必要に応じて取扱業務に係る要件の見直しを検討すること。また、シルバー人材センター等における適正就業確保のためのガイドラインを早期に策定し、周知徹底を図ること。
- 七、いわゆるマルチジョブホルダーについては、早期に諸外国の状況を含めて実態を調査した上で、雇用保険の適用及び給付の在り方等を検討し、必要な措置を講ずること。また、週所定労働時間が20時間未満の労働者への適用拡大についても検討を行うこと。
- 八、失業者の求職活動の支援を強化するため、就職促進給付の在り方、マザーズハローワークにおける雇用保険の受給手続を可能とする体制の整備等について幅広く検討すること。
- 九、有期契約労働者の育児休業及び介護休業の取得要件については、有期契約労働者の権利確保及び待遇改善が必要であることから、労使双方の取得要件の理解不足等により対象となる有期契約労働者の権利行使が妨げられることのないよう、取得要件の趣旨を指針によって分かりやすく周知徹底すること。その際、本法施行後には、短期の有期労働契約を繰り返し更新している場合も含め、有期契約労働者は、期間内に確実に雇止めされることがあらかじめ明確である場合を除き、育児休業等を取得できることを指針に明記すること。また、改正後の有期契約労働者の育児休業等の取得状況等を注視し、取得要件の撤廃を含めた更なる緩和について検討すること。
- 十、介護休業については、その取得実績が低位にとどまっていることから、職場の実情、要介護者が施設に入所できるまでの期間等の介護を取り巻く実態について詳細に調査すること。加えて、本法施行後の介護休業の取得状況等を勘案して、休業期間の延長及び分割回数増加を検討するとともに、要介護者が施設に入所できない場合等に特例的な休業期間の延長を請求できる仕組みの創設、介護が一定以上の長期間に及んだ場合に再度の介護休業の取得が可能となる仕組みの創設等の更なる制度拡充を検討すること。
- 十一、育児のための所定労働時間の短縮措置について、働く親のニーズを踏まえ、対象となる子の年齢を小学校低学年まで引き上げること検討するとともに、制度を利用した労働者のキャリア形成が阻害されることのないよう、その実態を調査し、育児のための所定労働時間の短縮措置を利用したことを理由とする不利益な取扱いに対する指導を強化すること。
- 十二、いわゆるマタニティハラスメントが、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等の他のハラスメントと複合することが多い実態に鑑み、あらゆるハラスメントに一元的に対応できる体制を整備することを事業主に促すこと。さらに、職場におけるハラスメントを受けた労働者の継続就業が困難にならないよう環境を整備するとともに、労働者が休業を余儀なくされた場合等に当該労働者が希望するときは原職又は原職相当職への復帰ができるよう積極的な支援を行うことを事業主に促すこと。また、マタニティハラスメントを理由として離職した場合に、雇用保

険の特定受給資格者に該当することとするよう当該基準の見直しを早期に行うこと。

十三、仕事と不妊治療との両立が困難であるために離職を余儀なくされるいわゆる「不妊退職」が生じていることから、不妊治療及び不妊退職の現状等について実態調査を行うとともに、働きながら不妊治療を行う労働者の負担を軽減し仕事との両立を支援するための方策や、不妊治療を理由とするハラスメントを職場における妊娠、出産等に関する言動と同様に事業主の防止措置の対象とすることについて検討すること。

十四、子の看護休暇や介護休暇、介護のための所定労働時間の短縮措置等について、本法施行後の利用状況等について調査し、必要な検討を行うこと。また、育児や介護の事情を抱える労働者について、就業を継続することが可能となるよう、更なる対応を検討すること。さらに、本法施行後の育児休業、介護休業等の制度の利用状況、育児及び介護サービスの状況等を踏まえ、本法の検討規定に基づく5年後の見直しを待たず、積極的に制度拡充のための見直しを行うこと。

十五、企業及び事業所において法律に沿った雇用管理が徹底されるよう、職業家庭両立推進者、機会均等推進責任者及び短時間雇用管理者について、制度の趣旨を周知し必要な指導を行うなど選任の促進を図るとともに、その選任の義務化についても検討すること。

十六、雇用保険制度、育児休業制度、介護休業制度等については、労働者の権利保障や利用促進の観点から、労使双方に対して、改正の内容を踏まえて、制度の趣旨、制度の利用のための手続等を一層分かりやすく周知すること。さらに、学校教育段階において、育児休業制度、介護休業制度等の趣旨についての理解を深めるための教育を推進すること。また、くるみん等の認定企業において制度の趣旨にそぐわない行為があった場合には、速やかにその認定を取り消すこと。

右決議する。

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（閣法第10号）

（衆議院 28.3.24可決 参議院 3.30厚生労働委員会付託 4.6本会議修正議決 ※）

※ 28.4.6、衆議院へ回付。4.8、衆議院同意。

【要旨】

本法律案は、戦傷病者等の妻に対し、特別給付金を継続して支給する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正

- 一 平成23年4月2日以後に戦傷病者等の妻となった者であって、当該戦傷病者等が平成28年4月1日において増加恩給等を受けているものに、特別給付金として額面15万円、5年償還の国債を支給する。
- 二 平成28年4月2日以後に戦傷病者等の妻となった者であって、当該戦傷病者等が平成33年4月1日において増加恩給等を受けているものに、一と同様の措置を講ずる。
- 三 現行の特別給付金を受ける権利を取得した戦傷病者等の妻であって、当該戦傷病者等が平成28年4月1日において増加恩給等を受けているものに、当該戦傷病者等の妻である期間に応じ、改めて特別給付金として額面50万円、45万円又は30万円、5年償還の国債を支給する。
- 四 一又は三の特別給付金を受ける権利を取得した戦傷病者等の妻であって、当該戦傷病者等が平成33年4月1日において増加恩給等を受けているものに、当該戦傷病者等の妻である期間に応じ、改めて特別給付金として額面50万円、45万円、30万円又は15万円、5年償還の国債を支給する。

第二 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正

現行の戦傷病者等の妻に対する特別給付金を受ける権利を取得した戦傷病者等の妻であって、当該戦傷病者等が平成18年10月1日から平成25年3月31日までの間に死亡したことにより、平成28年10月1日において戦没者等の妻として公務扶助料等の受給権を有するもの等に、当該戦傷病者等の妻であった期間に応じ、特別給付金として額面200万円、180万円、120万円又は60万円、

10年償還の国債を支給する。

第三 施行期日

この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第二は平成28年10月1日から、第一の二及び四は平成33年4月1日から施行する。

【修正要旨】

- 一 この法律の施行期日を「平成28年4月1日」から「公布の日」に改める。
- 二 一に伴う所要の規定の整備を行う。

サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第11号)

(衆議院 28. 3. 31可決 参議院 4. 6内閣委員会付託 4. 15本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、サイバーセキュリティ基本法の一部改正

- 1 情報通信ネットワーク又は電磁的記録媒体を通じた情報システムに対する不正な活動に対する国による監視及び分析並びにサイバーセキュリティに関する演習及び訓練について、国の行政機関に加えて、独立行政法人及び指定法人（特殊法人及び認可法人のうちサイバーセキュリティ戦略本部（以下「本部」という。）が指定するものをいう。以下同じ。）をその対象とするとともに、サイバーセキュリティに関する統一的な基準の策定について、国の行政機関及び独立行政法人に加えて、指定法人をその対象とする。
- 2 本部の事務のうち、サイバーセキュリティに関する対策の基準の作成及び当該基準に基づく施策の評価（監査を含む。）その他の当該基準に基づく施策の実施の推進に関することについて、国の行政機関、独立行政法人に加えて指定法人をその対象とするとともに、サイバーセキュリティに関する重大な事象に対する施策の評価（原因究明のための調査を含む。）に関することについて、国の行政機関に加えて独立行政法人及び指定法人をその対象とする。
- 3 本部は、その事務のうち、独立行政法人及び指定法人におけるサイバーセキュリティに関する対策の基準に基づく監査に係るもの又は独立行政法人及び指定法人で発生したサイバーセキュリティに関する重大な事象の原因究明のための調査に係るものの一部を、独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）等に委託することができる。

二、情報処理の促進に関する法律の一部改正

1 機構の業務の範囲の追加等

イ 機構の業務の範囲に、一の3の規定による事務を追加する。

ロ 機構は、情報処理に関する調査のうちサイバーセキュリティに関するものを行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき事業者等がサイバーセキュリティの確保のために講ずべき措置を公表するものとする。

2 情報処理安全確保支援士制度の創設

イ 情報処理安全確保支援士（以下「支援士」という。）は事業者等によるサイバーセキュリティの確保のための取組に関し、サイバーセキュリティに関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、必要に応じその取組の実施の状況についての調査、分析及び評価を行い、その結果に基づき指導及び助言を行うことその他事業者等のサイバーセキュリティの確保を支援することを業とする。

ロ 情報処理安全確保支援士試験（以下「支援士試験」という。）に合格した者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者で、経済産業省令で定めるものは、支援士となる資格を有する。

ハ 支援士となる資格を有する者が支援士となるには、登録簿に、氏名、生年月日その他経済産業省令で定める事項の登録を受けなければならない。

ニ 支援士は、経済産業省令で定めるところにより、機構の行うサイバーセキュリティに関する講習を受けなければならない。

ホ 経済産業大臣は、機構に、支援士試験の実施に関する事務及び登録の実施に関する事務を行わせることができる。

三、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(28.4.14内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 内閣サイバーセキュリティセンターは、サイバーセキュリティ対策を実施するために必要な経験と能力を備えた人員、予算、人材育成措置を継続的に確保し、サイバーセキュリティ戦略を着実に実施可能な体制を整備するとともに、業務を委託する法人に対しても、当該業務を着実に実施させるために必要な措置を講ずること。
- 二 サイバー攻撃の多様化等の環境変化に柔軟に対応したサイバーセキュリティ対策を適切に実施するため、内閣サイバーセキュリティセンターを中心とし、サイバー攻撃事案発生時における被害の抑制や迅速な対処のための支援措置、重要社会基盤事業者等における事案情報の迅速かつ省庁横断的な共有、被害の有効な回避のための措置の準備等、必要となる施策を講ずること。
- 三 平成22年12月27日の情報セキュリティ対策推進会議・危機管理関係省庁連絡会議合同会議申合せに基づき、初動対処訓練等を通じて即時対応可能な能力を確保するために必要な措置を実施するとともに、今後とも適宜シナリオ非提示型の訓練を実施し、各行政機関の効果的なサイバーセキュリティ体制の構築に役立てること。
- 四 国の行政機関等の情報システムに対する不正な活動の監視その他の当該情報システムを防御するために必要な措置を講ずるに際しては、各行政機関等における保秘の運用基準、サイバー攻撃事案発生時の関連企業等との約定事項等が異なり得ることを踏まえ、内閣サイバーセキュリティセンターから業務を委託される法人が、必要な範囲を超えて関係機関の所掌事務に関する情報に触れることがないように留意し、その上で、同センターが不正な活動の痕跡情報や属性の調査も視野に入れた対応を実施できるよう、関係機関と事前協議を重ねるなどして協力関係を密にすること。
- 五 本法施行から2年を経た後に、内閣サイバーセキュリティセンターが監査業務を委託する法人による独立行政法人及び指定法人に対する業務の在り方を検証し、関係機関に対する監査業務の委託の是非を検討すること。
- 六 監査業務を委託する法人を選定するに当たっては、国立研究開発法人情報通信研究機構を始めとする各法人の特性と能力を見極め、事態を幅広く想定してきめ細かく精査するように努めること。
- 七 内閣サイバーセキュリティセンターが独立行政法人情報処理推進機構以外に業務を委託する場合には、その所掌業務、当該業務に係る秘密保持義務等の必要な規定の整備を行うこと。
- 八 内閣サイバーセキュリティセンターの設置根拠や所掌事務、権限等について、現行制度では業務遂行に重大な支障が生じる状況になった場合には、サイバーセキュリティ基本法とは別の法律に定めること等の法制上の措置の是非を検討し、適切に対応すること。
- 九 内閣サイバーセキュリティセンターは、我が国の組織に対するサイバー攻撃に関する情報のより迅速かつ効果的な共有の在り方について検討し、適切に対応すること。
- 十 サイバーセキュリティ戦略を検討するに当たっては、それがインターネット上の自由を阻害し、サイバー空間が分断される要因とならないよう、細心の注意を払うこと。
- 十一 本法には、平成26年10月23日の本委員会におけるサイバーセキュリティ基本法案に対する附帯決議の諸点のうち三及び七の観点を踏まえ、防護対象となる特定の行政機関や重要社会基盤事業者等について、サイバー攻撃事案の態様によっては我が国の安全と秩序に極めて深刻な影響を与えかねない対象となるかどうかを区別し、防護対象の重要性の段階に応じ、未知の攻撃手法や

想定外の攻撃対象への攻撃にも柔軟に対応できるよう措置することとともに、これらの対象に対する実効ある帯域制御の在り方について所要の検討を進めること。

十二 本法施行後2年以内に、サイバーセキュリティ基本法の施行の状況及び本附帯決議への対処の状況を踏まえ、サイバーセキュリティ基本法を見直す必要性について検討し、その結果に基づいて、必要な措置を講ずること。

右決議する。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第12号）

（衆議院 28.3.22可決 参議院 5.18法務委員会付託 5.25本会議可決）

【要旨】

本法律案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加するとともに、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一 裁判官のうち、判事の員数を32人増加し、1,985人に改める。
- 二 裁判官以外の裁判所の職員の員数を36人減少し、21,918人に改める。
- 三 この法律は、平成28年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案（閣法第13号）

（衆議院 28.3.17可決 参議院 3.23国土交通委員会付託 3.31本会議可決）

【要旨】

本法律案は、踏切道における交通事故の防止及び交通の円滑化を図るとともに、道路管理をより適切なものとするため、引き続き平成28年度以降の5箇年間においても踏切道の改良を促進するための措置を講ずるとともに、鉄道事業者及び道路管理者が地方踏切道改良協議会を組織することができることとするほか、道路協力団体制度の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 踏切道改良促進法の一部改正

- 1 国土交通大臣は、国土交通省令で定める基準に該当する踏切道のうち、平成28年度以降の5箇年間において改良することが必要と認められるものについて、改良の方法を定めずに指定するものとする。
- 2 指定された踏切道に係る鉄道事業者及び道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）は、当該踏切道の改良に関する計画（以下「地方踏切道改良計画」という。）を作成し、国土交通大臣に提出することができることとする。
- 3 鉄道と国土交通大臣が道路管理者である道路とが交差する場合における踏切道については、国土交通大臣が当該踏切道の改良に関する計画（以下「国踏切道改良計画」という。）を作成するものとする。
- 4 地方踏切道改良計画又は国踏切道改良計画においては、カラー舗装等の当面の対策、駅周辺の駐輪場整備などの踏切周辺対策等を盛り込むことができることとする。
- 5 地方踏切道改良計画を作成しようとする鉄道事業者及び道路管理者は、地方踏切道改良計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、地方踏切道改良協議会を組織することができることとする。

二 道路法の一部改正

- 1 道路管理者は、道路に設置されている看板その他の物件が、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがある場合等であって、物件の占有者等が除去等の命令に従わないとき又は現場にいないときは、これを自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させることができることとする。
- 2 道路管理者は、道路の区域を立体的区域とした道路を構成する敷地（行政財産であるものに

限る。)の上空等に交通確保施設を所有し、又は所有しようとする者に対し、国有財産法又は地方自治法の規定にかかわらず、当該施設の所有を目的とする区分地上権を設定することができることとする。

- 3 道路管理者は、道路管理者に協力して道路に関する工事又は道路の維持を行うこと等の業務を適正かつ確実にを行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、道路協力団体として指定することができることとする。
- 4 道路協力団体が3の業務として行う国土交通省令で定める行為の実施に必要な工事等の承認、道路の占用の許可等については、道路協力団体と道路管理者との協議が成立することをもって、これらの許可等があったものとみなすこととする。

三 施行期日等

- 1 この法律は、平成28年4月1日から施行することとする。ただし、二の1の改正規定、二の2の改正規定等は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。

【附帯決議】(28.3.31国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 国土交通省が平成19年に緊急対策踏切を1,960箇所公表しているが、現在までに指定されているのは約600箇所であることから、本法に基づく指定を速やかに行うとともに、踏切道の改良が円満に進むよう、道路管理者と鉄道事業者の協議を促すなど一層の措置を講ずること。
 - 二 道路管理者と鉄道事業者が地方踏切道改良協議会を組織する場合には、地域の関係者の意見が適切に反映され、円満に合意形成が図られるよう、必要な助言・支援を行うこと。また、国踏切道改良計画の作成に当たっては、地域の関係者の意見が適切に反映されるよう努めること。
 - 三 立体交差事業の推進が根本的な解決策ではあるものの、完成までに長期間を要することから、早期に踏切事故を防止するために、道路管理者と鉄道事業者が協力し、完成までの当面の対策として、各踏切道の状況を踏まえつつ、地域住民の目線で、踏切道の拡幅やカラー舗装等による歩車道の分離、軌道の平滑化、迂回路対策等の種々の安全対策を総動員できるよう指導すること。
 - 四 高齢者の踏切事故が多い現状に鑑み、認知症の人を含む高齢者等の様々な特性に十分配慮した対策を検討し、踏切事故の防止に努めること。
 - 五 鉄道事業者による踏切保安設備の整備の一層の促進を図るため、適切な支援措置を講ずること。
 - 六 跨線橋等の老朽化が課題となっていることから、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるような仕組みを構築すること。
- 右決議する。

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第14号)

(衆議院 28.4.21可決 参議院 4.25国土交通委員会付託 5.2本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における物資の流通をめぐる経済的社会的事情の変化を踏まえ、流通業務総合効率化事業について2以上の者が連携して行うものに限ることとともに、総合効率化計画が主務大臣の認定を受けた場合における同事業の実施に関し、海上運送法等の特例を追加する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 法律の目的に、流通業務に必要な労働力の確保に支障が生じつつあることへの対応を図るものである旨を追加することとする。
- 二 輸送、保管、荷さばき、流通加工等の流通業務を総合的、効率的に行う事業である流通業務総合効率化事業について、一定の規模及び機能を有する特定流通業務施設を中核とすることを求めないこととした上で、2以上の者が連携して行うものに限るとともに、流通業務の省力化を伴う

ものであることとする要件の変更を行うこととする。

- 三 特定流通業務施設について、物資の受注及び発注の円滑化を図るための情報処理システムを有するものに限定しないこととする等の要件の変更を行うこととする。
- 四 流通業務総合効率化事業の実施に関し主務大臣が定める基本方針に規定する事項として、流通業務の総合化及び効率化の目標に関する事項を追加することとする。
- 五 主務大臣の認定を受けた総合効率化計画に記載された流通業務総合効率化事業について、海上運送法、鉄道事業法等に基づく許可等を受けなければならないものについては、当該許可等を受けたものとみなす等の関係法律の特例を追加することとする。
- 六 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。
- 七 その他所要の改正を行うこととする。

地域再生法の一部を改正する法律案（閣法第15号）

（衆議院 28.3.24可決 参議院 3.30地方・消費者問題に関する特別委員会付託 4.8本会議修正議決 ※）

※ 28.4.8、衆議院へ回付。4.14、衆議院同意。

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地域再生計画の記載事項の追加

地域再生計画に記載することができる事項について、次に掲げるものを追加する。

- 1 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）に定められた事業であって次に掲げるもののうち、地方公共団体、事業者、研究機関その他の多様な主体との連携又は分野の異なる施策相互の有機的な連携を図ることにより効率的かつ効果的に行われるものその他の先導的なものに関するもの
 - （一） 就業の機会の創出等に資する事業（（二）に掲げるものを除く。）であって次に掲げるものの
 - ア 結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会環境の整備に資する事業
 - イ 移住及び定住の促進に資する事業
 - ウ 地域社会を担う人材の育成及び確保に資する事業
 - エ 観光の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興に資する事業
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、地方公共団体が地域再生を図るために取り組むことが必要な政策課題の解決に資する事業
 - （二） 地域における就業の機会の創出等のための基盤となる施設の整備に関する事業であって次に掲げるもの
 - ア 道路、農道又は林道であって政令で定めるものの2以上を総合的に整備する事業
 - イ 下水道、集落排水施設又は浄化槽であって政令で定めるものの2以上を総合的に整備する事業
 - ウ 港湾施設及び漁港施設であって政令で定めるものを総合的に整備する事業
- 2 地方版総合戦略に定められた事業であって1の（一）又は（二）に掲げるもののうち、地方公共団体が法人からの寄附を受け、その実施状況に関する指標を設定することその他の方法により効率的かつ効果的に行うもの（以下「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」という。）に関するもの
- 3 生涯活躍のまち形成地域（人口及び地域経済の動向その他の自然的経済的社会的条件からみて、地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会を形成して中高年齢者の居住を誘導し、地域の持続的発展を図ることが適当と認められる地域をいう。）において、中高年齢者の就業、生涯にわたる学習活動への参加その他の社会的活動への参加の推進、高年齢者に適した

生活環境の整備、移住を希望する中高年齢者の来訪及び滞在の促進その他の地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会の形成を図るために行う事業（以下「生涯活躍のまち形成事業」という。）に関するもの

二、まち・ひと・しごと創生交付金の交付

一の1の事項が記載された地域再生計画が内閣総理大臣の認定を受けたときは、一の1の事業に要する経費に充てるため、政令で定めるところにより、予算の範囲内で、まち・ひと・しごと創生交付金を交付することができる。

三、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る課税の特例

一の2の事業が記載された地域再生計画が内閣総理大臣の認定を受けた場合において、法人が、認定地方公共団体に対し、当該認定地域再生計画に記載されているまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附をしたときは、当該法人に対する道府県民税、事業税及び市町村民税並びに法人税の課税については、地方税法及び租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

四、生涯活躍のまち形成事業計画の作成等

- 一の3の事業が記載された地域再生計画が内閣総理大臣の認定を受けた場合において、認定を受けた市町村は、地域再生協議会における協議を経て、認定地域再生計画に記載されている生涯活躍のまち形成事業の実施に関する計画（以下「生涯活躍のまち形成事業計画」という。）を作成することができる。当該計画には、生涯活躍のまち形成地域の区域及び中高年齢者の社会的活動への参加を推進するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項等を記載するものとする。
- 生涯活躍のまち形成地域において行われる介護サービス等を行う事業の実施主体等に関する事項を生涯活躍のまち形成事業計画に記載し、都道府県知事等の同意を得た場合等においては、当該介護サービス等を行う事業に係る指定があったこととみなす等の措置を講ずる。

五、施行期日等

- この法律は、平成28年4月1日から施行する。
- 政府は、この法律の施行後5年以内に、この法律による改正後の地域再生法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【修正要旨】

この法律の施行期日を「平成28年4月1日」から「公布の日」に改める。

【附帯決議】（28.4.6地方・消費者問題に関する特別委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- まち・ひと・しごと創生交付金の交付対象事業を決定するに当たっては、地方の自主性を阻害することがないように十分留意すること。また、今後、地方の自主性が発揮される予算を十分に確保すること。
- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業において、寄附を受ける地方公共団体と寄附を行う企業の癒着につながらないように内閣府令で実効性を担保するなど、その制度設計に当たっては十分留意すること。
- 生涯活躍のまち形成事業の推進に当たっては、地域包括ケアシステムの構築に向けた施策との連携を図ること。また、日本版CCRC構想有識者会議による「生涯活躍のまち」構想の趣旨を踏まえたものとなるよう十分に配慮すること。
- 人材の養成や産業振興の促進など大学が地域に果たす役割の重要性に鑑み、地方大学と連携した地方創生の取組を一層推進すること。
右決議する。

所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第16号）

（衆議院 28.3.1可決 参議院 3.9財政金融委員会付託 3.29本会議可決）

【要旨】

本法律案は、経済の好循環の確立、消費税率引上げに伴う低所得者への配慮、少子化対策・教育再生、地方創生の推進、国際課税の枠組みの再構築、震災からの復興支援等の観点から、国税に関し、所要の施策を一体として講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、経済の好循環の確立

- 1 法人税率について、現行の23.9%から平成28年度は23.4%へ、平成30年度は23.2%へ引き下げる。
- 2 欠損金の繰越控除制度について、法人税改革の加速に伴う企業経営への影響を平準化するため、大法人に係る控除限度（現行は所得の65%）を、平成28年度は所得の60%、平成29年度は所得の55%とする見直し等を行う。

二、消費税率引上げに伴う低所得者への配慮等

- 1 平成29年4月1日から消費税の軽減税率制度を導入する。
 - ① 軽減税率対象品目は、「酒類及び外食を除く飲食料品」及び「週2回以上発行される新聞の定期購読料」とする。
 - ② 軽減税率対象品目の税率は8%（うち国分は6.24%）、標準税率は10%（うち国分は7.8%）とする。
- 2 平成33年4月1日から適格請求書等保存方式（インボイス制度）を導入する。
- 3 インボイス制度導入までの経過措置として、平成29年4月1日から4年間は事業者の準備等の執行可能性に配慮し、簡素な方法（区分記載請求書等保存方式及び税額計算の特例）を導入する。
- 4 軽減税率制度の導入に当たっては、安定的な恒久財源を確保するとともに、同制度の円滑な導入・運用等のため、必要な措置等を講ずる旨を規定する。

三、少子化対策・教育再生

- 1 世代間の助け合いによる子育てを支援する観点から、3世代同居に対応した住宅リフォームに関し、借入金を利用してリフォームを行った場合又は自己資金でリフォームを行った場合の税額控除制度を創設する。
- 2 公益活動を促進する観点から、一定の公益性が担保され、個人寄附に係る税額控除が認められている法人について、税額控除の対象となるために必要な寄附者数の要件を事業規模に応じて緩和する見直し等を行う。

四、地方創生の推進

- 1 地方公共団体が行う地方創生事業を国が認定する枠組みの下で、認定事業に対する企業の寄附金額の一部を税額控除する制度（企業版ふるさと納税）を創設する。
- 2 外国人旅行者による旅行消費の経済効果を地方に波及させる観点から、免税販売の対象となる一般物品の購入下限額の引下げなど、外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充等を行う。

五、国際課税の枠組みの再構築

BEPSプロジェクトの勧告を踏まえ、多国籍企業グループによるグループ内取引を通じた所得の海外移転に対して適正な課税を実現するため、多国籍企業のグローバルな活動・納税実態を把握するための制度の創設等を行う。

六、震災からの復興支援

復興整備事業の実施区域内の地権者が、被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合において、土地の所有権の移転登記に対する登録免許税を免税とする特例の創設等を行う。

七、その他

- 1 国税の納付手段の多様化を図る観点から、インターネット上でのクレジットカードによる国税の納付を可能とする制度を創設する。
- 2 適用期限の到来する租税特別措置の延長、既存の租税特別措置の整理合理化等、所要の措置を講ずる。

八、施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成28年4月1日から施行する。
なお、本法律施行に伴う平成28年度の租税減収見込額は、約880億円である。

【附帯決議】（28.3.29財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 税制の公平性等を確保するため、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書を踏まえ、適用実績の把握と効果の検証を十分に行うとともに、効果が不明確なもの等は縮減・廃止するなど、租税特別措置の徹底した見直しを推進すること。
- 一 法人税に関する議論を活発化させる観点から、今回の法人税改革も踏まえた実質的な法人税負担率の状況を明らかにするなど、大企業の納税実態の透明性の向上に努めること。
- 一 車体課税については、車が地方での生活に欠かせないものとなっていることやユーザー負担の状況も踏まえ、税制抜本改革法第7条の趣旨等に沿って、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減及びグリーン化の観点から見直しを推進すること。
- 一 本邦企業の活発なM&Aや企業再編などの事業活動に対して税制の一層の透明性を確保するため、米国型プライベートレタールーリング（事前照会制度）なども参考としつつ、実務に即した事前相談の充実に努めること。
- 一 海外における日系企業の移転価格税制等の税制上のトラブルに対処するため、大使館等における支援体制の充実に努めるとともに、相互協議の円滑な処理に資するよう、体制強化を行うこと。
- 一 高水準で推移する申告件数及び滞納税額、経済取引の国際化・広域化・高度情報化による調査・徴収事務等の複雑・困難化に加え、税制改正による税制の複雑化、社会保障・税一体改革に伴う税制改正への対応などによる事務量の増大に鑑み、適正かつ公平な課税及び徴収の実現を図り、国の財政基盤である税の歳入を確保するため、国税職員の定員確保、職務の困難性・特殊性を適正に評価した給与水準の確保など処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払うこと。

右決議する。

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第17号）

（衆議院 28.4.21修正議決 参議院 4.27経済産業委員会付託 5.11本会議可決）

【要旨】

本法律案は、原子力発電における使用済燃料の再処理等を着実かつ効率的に実施していくため、使用済燃料の再処理等を行う認可法人制度を創設するとともに、認可法人が事業を実施するために必要な資金を、使用済燃料の処分の方法として再処理を選択した実用発電用原子炉設置者（特定実用発電用原子炉設置者）が発電時に認可法人に拠出金として納付する制度を創設する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

なお、衆議院において、この法律の施行後、施行の状況を勘案し、必要があると認めるときに行う、規定についての検討等の開始時期について、施行後3年を経過した場合に改めることを内容とする修正が行われた。

一、題名等

- 1 法律の題名を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」とする。
- 2 法律の目的を、発電に関する原子力の適正な利用に資するため、使用済燃料の再処理等の着実な実施のために必要な措置を講ずることにより、発電に関する原子力に係る環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与することに改める。
- 3 この法律における「再処理等」の定義に、再処理に伴い分離された核燃料物質の加工、加工施設の解体等を追加する。
- 4 特定実用発電用原子炉設置者は、特定実用発電用原子炉の運転に伴って生ずる使用済燃料の再処理等の責任を負う。

二、 抛出品の納付及び再処理等の実施

- 1 特定実用発電用原子炉設置者は、特定実用発電用原子炉の運転に伴って生ずる使用済燃料の再処理等業務に必要な費用に充てるため、各年度、使用済燃料再処理機構（以下「機構」という。）に対し、抛出品を納付しなければならない。
- 2 抛出品の額は、抛出品単価（使用済燃料の単位数量当たりの再処理等業務に必要な金額として機構が年度ごとに運営委員会の議決を経て定める額）に特定実用発電用原子炉設置者の特定実用発電用原子炉の前年度の運転に伴って生じた使用済燃料の量に乗じて得た額とし、機構は、抛出品単価を定め、又はこれを変更しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。
- 3 機構は、特定実用発電用原子炉設置者が抛出品を納付したときは、当該抛出品に係る使用済燃料の再処理等を行わなければならない。

三、 使用済燃料再処理機構

- 1 機構は、発電に関する原子力の適正な利用に資するため、特定実用発電用原子炉の運転に伴って生ずる使用済燃料の再処理等の実施の業務を行うことにより、発電に関する原子力に係る環境の整備を図ることを目的とする。
- 2 機構を設立するには、7人以上が発起人となることを必要とし、発起人は、定款及び事業計画書を経済産業大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。
- 3 機構に、委員8人以内並びに機構の理事長及び理事をもって組織する運営委員会を置く。使用済燃料再処理等実施中期計画の作成又は変更等の事項は、運営委員会の議決を経なければならない。
- 4 機構は、使用済燃料の再処理等を行うこと、抛出品を収納すること等の業務を行い、経済産業大臣の認可を受けて、使用済燃料の再処理等を行う業務の一部を委託することができる。また、機構は、業務を行うに当たっては、安全の確保を旨としてこれを行うよう努めなければならない。
- 5 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、使用済燃料の再処理等の実施時期その他の経済産業省令で定める事項について使用済燃料再処理等実施中期計画を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

四、 施行期日等

- 1 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 抛出品に関する経過措置、使用済燃料再処理等積立金等に関する経過措置等を設ける。
- 3 政府は、この法律の施行後3年（衆議院修正）を経過した場合において、施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】（28.5.10経済産業委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 核燃料サイクル政策は、今後の原子力発電所の稼働量、再処理施設の稼働時期、技術革新、国際情勢等と密接に関係しており、事業期間も長期にわたるため、将来の状況の変化に適切に対応できるよう柔軟性を確保すること。そのため、将来において状況が変化し、政策の見直しが必要となるような場合には、国として責任を持って、本法についても見直しを検討し、必要な措置を講ずること。

また、本法附則第16条の規定に基づく見直しに当たっては、政府答弁や附帯決議を踏まえて行うこと。

- 二 核燃料サイクル政策の将来における幅広い選択肢を確保する観点、さらに、既に発生している研究炉の使用済燃料や福島第一原子力発電所の使用済燃料対策の観点から、使用済燃料の直接処分や暫定保管を可能とするための技術開発や必要な措置など、多様なオプションの検討を進めること。

三 プルトニウムの需給バランスに関して、「利用目的のないプルトニウムは持たない」との原則を堅持するとともに、原子力事業者に対して、この原則を認識した上で再処理を実施するよう指導すること。

使用済燃料再処理機構が策定する再処理等事業の実施中期計画を認可する際には、この原則に反する実施中期計画は認可しないものとするとともに、原子力の平和利用やプルトニウムの需給バランス確保の観点から、原子力委員会の意見を聴き、その意見を十分に斟酌して認可の適否を判断すること。

なお、本法の対象とならない海外に保管中のプルトニウムについて、原子力事業者が発生者責任を果たせない場合においても、所要の措置を講ずること。

四 再処理等事業が及ぼす影響は、地域振興から国際安全保障に至るまで幅広いため、その推進に際しては、事業を総合的・大局的な観点から評価する仕組みを構築すること。

五 使用済燃料の貯蔵能力の強化や高レベル放射性廃棄物の最終処分地の選定を巡る課題の解決に向け、国の責任と役割をより一層明確にしながら的確に対応すること。

また、使用済燃料の安全な貯蔵は、短期的のみならず、中長期的にも必要なものであり、国の積極的かつ責任ある関与の下、乾式貯蔵施設等による中間貯蔵能力の拡大を進めるものとする。

六 安全確保を大前提に、再処理等事業を適切かつ効率的に進めていくためには、これまで蓄積されてきた再処理等に係る人材・技術等を散逸させることなく最大限に活用することが不可欠であることを踏まえ、再処理等の現業を担う再処理事業者に対する認可法人による管理・監督等に当たっては、適切な安全管理はもとより、民間企業の自主性に配慮し活力発揮を損なうことのないよう留意すること。

七 使用済燃料の再処理等を進めるに当たっては、青森県、六ヶ所村など立地自治体等関係者の理解と協力が不可欠であることに鑑み、今後とも再処理等事業が、再処理事業者等の主体性を尊重しつつ、これら立地自治体等関係者との信頼関係の下で、円滑かつ連携して進められるよう留意すること。

八 電力システム改革以降の競争の進展や原発依存度の低減など新たな環境下においても、原子力事業者が、必要な人材・技術を維持しながら、今後国内において増加する廃炉の安全かつ確実な実施や新規規制基準への対応、使用済燃料の処理、地球温暖化対策及び電力安定供給への貢献等の課題への適切な対処が可能となるよう、事業環境の整備について、更に検討を行い、必要な措置を講ずること。

特に、原子力損害賠償制度について、これまでの附帯決議等を踏まえ、国と事業者の責任分担や発災事業者とその他の原子力事業者との間の負担の在り方等を含め、速やかに検討を行い必要な措置を講ずること。

九 使用済燃料の再処理等に要する費用については、再処理等の適正な実施が図られるよう検討し、その積算に係る具体的な考え方と根拠を明らかにするとともに、適時その検証を行うこと。

なお、原子力事業者における事業環境の変化等の個別事情も十分踏まえて、納付方法の変更等に可能な限り柔軟に対応すること。

また、認可法人の事業計画書や業務方法書の記載については、使用済燃料の再処理等の実施及び拠出金の収納等の業務に関する事項のほか、財務に関する事項、安全対策に関する事項及び立地自治体との協力に関する事項を含めること。

右決議する。

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第18号）

（衆議院 28. 5. 24可決 参議院 5. 25国土交通委員会付託 6. 1本会議可決）

【要旨】

本法律案は、都市の国際競争力及び防災機能を強化するとともに地域の実情に応じた市街地の整

備を推進し、都市の再生を図るため、国際競争力の強化に資する都市開発事業の促進を図るための金融支援制度の拡充、非常用の電気又は熱の供給施設に関する協定制度の創設、特定用途誘導地区に関する都市計画において定めるべき事項の追加等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 都市再生特別措置法の一部改正

- 1 民間都市再生事業計画の認定を申請する期限を平成34年3月31日まで延長することとする。
- 2 民間都市開発推進機構は、認定を受けた民間都市再生事業計画に係る都市再生事業について、当該事業の施行に要する費用の一部を負担して当該事業に参加する場合の当該費用負担の限度額に、国際会議場施設等の整備費を加算することができることとする。
- 3 土地所有者等は、その全員の合意により、都市再生安全確保計画に記載された事項に係る非常用電気等供給施設の整備又は管理に関する協定を、市町村長の認可を受けて締結することができることとする。
- 4 市町村又は都市再生推進法人等は、低未利用土地であって、その有効かつ適切な利用の促進を図るために居住者等利用施設（緑地、広場、集会場その他の居住者等の利用に供する施設）の整備及び管理が必要となると認められる区域の土地の所有者等と低未利用土地利用促進協定を締結して、当該低未利用土地において居住者等利用施設の整備及び管理を行うことができることとする。
- 5 市町村は、都市公園における自転車駐車場、観光案内所その他の都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設等の設置に関する事項について、あらかじめ、公園管理者に協議し、その同意を得て、都市再生整備計画に記載することができることとし、同計画が公表された日から2年以内に同計画に基づく都市公園の占用について許可の申請があった場合においては、公園管理者は、その占用の許可をするものとする。
- 6 特定用途誘導地区に関する都市計画に、当該地区における土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため必要な場合にあつては、建築物の容積率の最低限度及び建築物の建築面積の最低限度を定めるものとする。

二 都市再開発法の一部改正

- 1 第一種市街地再開発事業の事業計画においては、同事業によって造成される施設建築敷地以外の建築物の敷地となるべき土地の区域を個別利用区（一定の有用な既存建築物を存置又は移転することができる区域）として定めることができることとする。
- 2 第一種市街地再開発事業の施行区域に、建築物の容積率の最低限度及び建築物の建築面積の最低限度が定められた特定用途誘導地区の区域を追加することとする。
- 3 住宅団地等の建替えを進めるため、宅地又は借地権が数人の共有に属するときは、その数人を1人の組合員とみなすことについて、当該宅地の共有者のみが組合の組合員となっている場合は、この限りでないこととする。

三 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。
- 2 関係法律について所要の改正等を行うこととする。

港湾法の一部を改正する法律案（閣法第19号）

（衆議院 28. 4. 21可決 参議院 5. 9国土交通委員会付託 5. 13本会議可決）

【要旨】

本法律案は、我が国において外航旅客船の寄港回数が増加している状況を踏まえ、一定の旅客施設等を特定用途港湾施設の建設等に係る無利子貸付制度の対象施設として追加するとともに、港湾の機能を維持しつつ港湾区域内水域等の有効活用を図るため、当該港湾区域内水域等の占用の許可の申請を行うことができる者を公募により決定する制度を創設する等の措置を講じようとするもの

であり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 民間事業者による特定用途港湾施設の建設等に係る資金の無利子貸付制度の対象施設として、一定の旅客施設等を追加することとする。
- 二 港湾施設に、案内施設、見学施設その他の港湾の利用に関する情報を提供するための港湾情報提供施設を追加するとともに、港湾管理者は、港湾管理者に協力して港湾情報提供施設その他の港湾施設の整備又は管理を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、港湾協力団体として指定することができることとする。
- 三 港湾管理者は、長期にわたり使用される施設等の設置のため、港湾区域内水域等の占用の許可の申請を行うことができる者を公募により決定することが、占用者の公平な選定及び再生可能エネルギー源の利用その他の公共の利益の増進を図る上で有効であると認められる公募対象施設等について、公募占用指針を定めることができることとする。
- 四 三の占用をしようとする者は、公募占用計画を作成し港湾管理者に提出することができることとするとともに、港湾管理者は、公募占用指針等に従い占用予定者を選定してその公募占用計画を認定するものとし、当該計画に基づく許可の申請があった場合には、占用等の許可を与えなければならないこととする。
- 五 港湾管理者は、港湾の利用に関する情報の効率的かつ効果的な提供を図るため、港湾管理者以外の者が所有する港湾情報提供施設を自ら管理する必要があると認めるときは、特定港湾情報提供施設協定を締結して、当該港湾情報提供施設の管理を行うことができることとする。
- 六 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 七 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案（閣法第20号）

（衆議院 28. 3. 22修正議決 参議院 3. 23内閣委員会付託 3. 31本会議可決）

【要旨】

本法律案は、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、仕事・子育て両立支援事業

- 1 政府は、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、仕事・子育て両立支援事業として、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対し、助成及び援助を行う事業を行うことができる。
- 2 全国的な事業主の団体は、仕事・子育て両立支援事業の内容に関し、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができる。

二、基本指針

内閣総理大臣が策定する子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本指針について、その記載事項に仕事・子育て両立支援事業を追加する。

三、拠出金

- 1 一般事業主から徴収する拠出金の対象事業に仕事・子育て両立支援事業を追加する。
- 2 拠出金の率の上限を1,000分の2.5以内に引き上げる。

四、施行期日等

- 1 この法律は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）について所要の改正を行う。

なお、本法律案は、衆議院において、政府は、財源を確保しつつ、幼稚園教諭、保育士及び放課後児童健全育成事業に従事する者等の処遇の改善に資するための所要の措置並びに教育・保育その

他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための所要の措置を講ずるものとする等とすることを内容とする修正が行われた。

【附帯決議】 (28. 3. 31内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 保育の質の確保を図ることは国・自治体の責務であることから、事業所内保育事業についても、指導・監査等における自治体の関与について検討を行い、所要の措置を講じること。
- 二 仕事と子育ての両立支援の観点から、待機児童だけではなく、待機児童以外の潜在的ニーズも踏まえて実態把握を行うこと。
- 三 企業主導型保育事業の対象となる事業所内保育所の中小・零細企業による共同設置に当たっては、利用希望者等へその制度の十分な周知を図るよう必要な措置を講じること。
- 四 既設の事業所内保育所の運営について、施行後適切な時期に検証を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。
- 五 病児保育及び障害児保育を推進するとともに、その保育を担う保育士や看護師等の処遇については、その専門性及び責任に見合ったものとする事。右決議する。

地方税法等の一部を改正する等の法律案（閣法第21号）

（衆議院 28. 3. 1可決 参議院 3. 11総務委員会付託 3. 29本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、地方法人課税
 - 1 経済の好循環の確立に向けた法人税改革の一環として、法人事業税の所得割の税率の引下げと外形標準課税の拡大等を行う。
 - 2 地方創生の推進に向け、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止等を行う。
- 二、車体課税
自動車取得税を廃止するとともに、自動車税及び軽自動車税において、自動車の環境性能に応じて税率が決定される環境性能割の導入等を行う。
- 三、固定資産税及び都市計画税
一定の遊休農地等の保有に係る課税の強化及び軽減等を行う。
- 四、その他
 - 1 個人住民税の徴取引継特例の対象拡大等の納税環境の整備、税負担軽減措置等の整理合理化等を行う。
 - 2 この法律は、一部を除き、平成28年4月1日から施行する。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）

（衆議院 28. 3. 1可決 参議院 3. 11総務委員会付託 3. 29本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正
 - 1 平成28年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税法第6条第2項の額に、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額、法定加算額及び臨時財政対策のための特例加算額を加え、交付税特別会計借入金償還額及び同特別会計における借入金利子支払額等を控除した額16兆7,003億円とする。
 - 2 平成29年度から平成43年度までの間における国の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別

会計への繰入れに関する特例を改正するとともに、平成27年度に引き続き財政投融资特別会計の投資勘定に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金について、交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れの特例を設ける。

3 平成28年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正する。

4 平成28年度分の東日本大震災に係る震災復興特別交付税については、平成28年度において新たに3,478億円を確保することとし、総額4,802億円とする。

5 普通交付税と特別交付税の割合を維持するための本則の改正及び震災復興特別交付税の返還等に係る規定の整備を行う。

二、地方財政法の一部改正

地方債の協議不要対象団体の要件の緩和等及び退職手当の財源に充てるための地方債の特例の期限の延長を行う。

三、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部改正

将来負担比率に算入する項目を追加する。

四、施行期日

この法律は、一部を除き、平成28年4月1日から施行する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第23号）

（衆議院 28.3.15可決 参議院 3.16外交防衛委員会付託 3.23本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、在ニウエ日本国大使館及び在ベンガルール日本国総領事館を新設するとともに、同大使館及び同総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。

二、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。

三、外務公務員の子女教育手当の支給額を改定する。

四、この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、在ベンガルール日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第24号）

（衆議院 28.3.17可決 参議院 3.23財政金融委員会付託 3.29本会議可決）

【要旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行うとともに、税関における水際取締りの強化、貿易円滑化のための税関手続の改善等を図るための所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、暫定税率の適用期限の延長等

平成28年3月31日に適用期限が到来する暫定税率（431品目）並びに特別緊急関税制度及び牛肉又は豚肉に係る関税の緊急措置について、これらの適用期限を1年延長する。

二、個別品目の関税率の見直し

学校等給食用の脱脂粉乳に対する関税の減税措置の対象に、学校教育法に定める義務教育学校を追加するとともに、バイオETBE（ガソリン添加剤）製造用バイオエタノールについて暫定税率を設定し無税とする。

三、税関における水際取締りの強化

不正競争防止法に規定する営業秘密侵害品を関税法上の輸出してはならない貨物及び輸入してはならない貨物に追加する。

四、輸出入申告官署の自由化等

輸出入しようとする貨物が置かれている場所を所轄する税関官署に対して輸出入申告を行う原

則は維持しつつ、AEO（認定事業者）のうち輸出入者及び通関業者等については、いずれの税関官署に対しても輸出入申告を行うことを可能とする。これに伴い、通関業者の業務を各税関の管轄区域内に制限する規定を廃止する。また、昨今の通関手続を取り巻く環境変化等に対応するため、通関業制度の見直しを行う。

五、納税環境の整備等

納税環境整備に係る内国税の規定を踏まえ、郵便又は信書便により納税申告書等が提出された場合の発信主義の適用に係る規定、延滞税の免除及び計算日数の見直しに係る規定、加算税制度の見直しに係る規定を整備するほか、行政不服審査法の改正を踏まえ、関税等不服審査会への諮問事項を追加する。

六、施行期日

この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成28年4月1日から施行する。

【附帯決議】（28.3.29財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和のとれた対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。
- 一 日本企業から大型の技術流出事案が相次ぐ中、営業秘密を保護し我が国産業の国際競争力を強化する観点から、経済産業省等の関係省庁との連携及び情報共有を強化しつつ、一層厳格な水際取締りを行うこと。
- 一 最近におけるグローバル化の進展等に伴い、税関業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、また、覚醒剤等不正薬物・銃器を始めとした社会悪物品等の国内持ち込みの阻止など水際におけるテロ・治安維持対策の遂行により、国民の安心・安全を確保するため、取締検査機器等の整備に努めるとともに、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の定員の確保、処遇改善、機構の充実及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。

右決議する。

株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案（閣法第25号）

（衆議院 28.4.21可決 参議院 4.25財政金融委員会付託 5.11本会議可決）

【要旨】

本法律案は、我が国の企業の海外展開をより有効に支援するため、株式会社国際協力銀行（JBIC）について、海外における社会資本の整備に関する事業に係る業務の方法に関する規制の合理化を行うとともに、銀行等からの外国通貨による長期借入れを可能とする等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、JBICによる更なるリスク・テイク

- 1 JBICの業務に、期待収益が充分であるがリスクを伴う海外インフラ事業向けの貸付け等を行う特別業務を追加し、一般業務とは区分して経理する。
- 2 特別業務については、必要な財務基盤を確保の上、収支相償原則（業務における収入がその支出を償うに足りる）を維持しつつ、個別案件ごとの償還確実性要件（貸付け等に係る資金の償還等が確実であると認められる）を免除する。

二、JBICによる現地通貨建て融資の拡大

JBICによる現地通貨調達方法として、銀行等からの長期借入れを解禁することにより、途上国のインフラ事業で需要が大きい現地通貨建て融資を拡大する。

三、JBICによる支援手法の多様化

JBICによる支援手法として、海外インフラ事業に係る銀行向けツリー・ステップ・ローンや社債等の取得を可能とするとともに、日系現地法人等の海外における製品の販売支援、国産設備の海外向けのリース事業支援、いわゆるイスラム金融による支援を可能とする。

四、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。ただし、一については、平成29年3月31日までの間において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(28.5.10財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 平成28年熊本地震により影響を受けた被災地の復旧・復興、被災者や企業の生活・事業の再建に向けて、国際協力銀行及び日本政策金融公庫を始めとする政策金融機関は、あらゆるツールを駆使し、万全の金融支援を行うこと。
- 一 政府は、引き続き、国際協力銀行の業務運営におけるガバナンスが強化され、業務の機動性及び専門性が十全に発揮されるよう配慮すること。また、リスクマネー供給の積極化と国際金融における国家間の競争力の激化に鑑み、国際協力銀行において、国際金融に関して高度な能力を有する人材の育成及び専門性を有する外部人材の確保が円滑に図られるように努めるとともに、「天引き」の批判を受けることのないよう、適材適所を徹底すること。
- 一 海外におけるインフラ整備に係る膨大かつ高リスクの資金ニーズに適切かつ競争力ある対応をするために、政府は、国際協力銀行に新たに設立される特別業務に係る勘定及び一般業務に係る勘定において十分な資本を機動的に確保するため、必要な財政上の措置を講ずること。
- 一 政府は、我が国企業の海外ビジネス展開を積極的に支援するため、必要な場合には外国為替資金特別会計の外貨資金を一層効果的に活用することを検討し、かつ、ツアー・ステップ・ローンによる国際協力銀行から邦銀への外貨資金の提供等を引き続き推進するとともに、現下の金融環境を踏まえ財政投融资の的確かつ機動的な運用を検討すること。
右決議する。

児童扶養手当法の一部を改正する法律案（閣法第26号）

（衆議院 28.4.21可決 参議院 4.21厚生労働委員会付託 5.2本会議可決）

【要旨】

本法律案は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当の支給要件に該当する児童であって母が監護するもの等が2人以上である場合における加算額の増額等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 児童扶養手当の支給要件に該当する児童であって母が監護するもの等が2人以上である場合における加算額について、第2子に係る加算額を月額5,000円から10,000円に、第3子以降の児童に係る加算額を月額3,000円から6,000円に増額する。
- 二 加算額について、基本額と同様に全国消費者物価指数の変動に応じて改定する物価スライド制を設ける。
- 三 この法律は、平成28年8月1日から施行する。

【附帯決議】(28.4.28厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、ひとり親家庭に対しては、生活の安定を最大限に確保し、かつ、子育てと両立できる質の高いかつ安定した就業が確保されるよう、自立に向けた就業支援、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実するとともに、支援を必要とするひとり親家庭に行政の支援が確実につながるよう、適切な措置を講ずること。また、ひとり親家庭が社会的孤立に陥らないよう、地方公共団体の取組のみならず民間団体の協力を得て社会的孤立の発生予防及び克服に努めるとともに、民間団体に対する支援等の必要な施策を講ずること。
- 二、児童扶養手当の加算額を含む支給額については、ひとり親家庭の所得状況及び生活実態、今後の社会経済状況の変化等を踏まえつつ、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するという制度の目的及び趣旨が実現されるよう、引き続き、その在り方について検討し、検討結果に基づ

つき適切な措置を講ずること。

三、児童扶養手当の支払方法については、地方公共団体における手当の支給実務の負担等を含めた状況を調査するとともに、ひとり親家庭の利便性の向上及び家計の安定を図る観点から、支給回数について隔月支給にすること等を含め、所要の措置を検討すること。また、ひとり親家庭の自立を促す観点から、ひとり親家庭の家計管理の支援を推進すること。

四、児童扶養手当の不正受給防止対策の実施に当たっては、子育てと生計を1人で担い、生活上の様々な困難を抱えているひとり親家庭の実情に鑑み、手当の受給に伴う確認等の手続が過度な負担とならないよう十分配慮すること。あわせて、手当受給期間が5年を超える場合等に実施される一部支給停止に関し、本来手当の全額を受給できる者が支給を停止されることのないよう、適用除外となる事由、必要となる届出及び添付書類等について、受給者に対して丁寧な説明を行うこと。また、手当の受給要件を満たす家庭の受給漏れがないよう、地方公共団体によるワンストップサービス及びアウトリーチの強化等の必要な対策を講ずること。

五、ひとり親家庭の子どもの大学等への進学率が著しく低い実態を踏まえ、進学を希望する子どもが経済的理由で将来への可能性を断たれることのないよう、児童扶養手当等により生活の安定を図りつつ、子どもの学習支援、給付型奨学金の創設や授業料減免措置の充実等による教育費の負担軽減策を講ずるなど、ひとり親家庭の子どもの大学等への進学機会を確保するための総合的な取組を推進するよう努めること。

六、ひとり親家庭は婚姻歴の有無にかかわらず経済的に厳しい状況にあることから一部の地方公共団体が取り組んでいる未婚のひとり親に対する保育料軽減等の寡婦控除のみなし適用について、その実態の把握に努め、必要に応じて適切な措置を講ずること。

七、養育費に関する制度の周知に取り組むとともに、ひとり親家庭の養育費確保に向けた支援策を更に充実すること。あわせて、養育費の取決めを行うことが児童扶養手当の支給に当たっての要件ではないことについて、地方公共団体及び当事者に周知徹底すること。また、親権者ではない親も養育の義務を負うことについて当事者に対し自覚を促すとともに、子どもと同居していない親に対する就労支援等、養育費が安定して支払われるための取組についても検討すること。

八、面会交流は子の健やかな育ちのために重要であり、養育費を支払う意欲にもつながるものであることに鑑み、DV被害者や子どもの意思等に配慮しつつ、面会交流支援事業の拡充及び制度の周知等の面会交流の円滑な実施のための施策を講ずること。

九、ひとり親家庭の子どもの始めとした子どもの貧困率が上昇傾向にあることに鑑み、子どもの貧困対策の推進に関する法律の趣旨も踏まえ、子どもの貧困を根絶するために必要な施策について総合的な検討を加えること。

右決議する。

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第27号）

（衆議院 28.4.26可決 参議院 5.9厚生労働委員会付託 5.13本会議可決）

【要旨】

本法律案は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給の請求の状況等を勘案し、当該給付金の請求期限を延長するとともに、B型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変若しくは肝がんになり患し、又は死亡した特定B型肝炎ウイルス感染者のうち、当該肝硬変若しくは当該肝がんを発症した時又は当該死亡した時から20年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者の当該給付金の額を定める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の請求期限を5年間延長し、平成34年1月12日までとする。
二 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の額について、次に掲げる特定B型肝炎ウイルス感染者の区分に応じた特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の額を新設する。

1 B型肝炎ウイルスに起因して、重度の肝硬変若しくは肝がんになり患し、又は死亡した者のう

ち、当該肝硬変若しくは当該肝がんを発症した時又は当該死亡した時から20年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者 900万円

2 B型肝炎ウイルスに起因して、軽度の肝硬変にり患した者のうち、当該肝硬変を発症した時から20年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者であつて、現に当該肝硬変にり患しているもの又は現に当該肝硬変にり患していないが、当該肝硬変の治療を受けたことのあるもの 600万円

3 B型肝炎ウイルスに起因して、軽度の肝硬変にり患した者のうち、当該肝硬変を発症した時から20年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者であつて、2に掲げる者以外のもの 300万円

三 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】 (28.5.12厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金を請求することができるにもかかわらず、手続を承知していないこと又は感染を自覚していないことにより同給付金を請求していない者が生じないよう、手続の一層の周知を図るとともに、集団予防接種等の際の注射器の連続使用を含む様々な感染可能性を明示した上での肝炎ウイルス検査の一層の勧奨を進めること。また、肝炎ウイルス検査の受診率を向上させるため、現行の諸施策の効果について検討した上で、定期健康診断等のメニューへの追加や、当該検査費用助成の拡充について検討すること。

二、感染被害者を含む肝炎患者等が、不当な偏見又は差別を受けることなく安心して暮らせるよう、集団予防接種等によるB型肝炎ウイルス感染被害者が相当数に及んでいることを含む情報の提供、ウイルス性肝炎に関する正しい知識の普及など、国民に対する広報・啓発により一層努めること。

三、ウイルス性肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成について検討を進めること。また、B型肝炎ウイルスを排除する治療薬の研究開発を加速化すること。

右決議する。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第28号）

（衆議院 28.5.12可決 参議院 5.18経済産業委員会付託 5.25本会議可決）

【要旨】

本法律案は、最近の再生可能エネルギー電気を取り巻く環境の変化を踏まえ、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用の促進を図るとともに、再生可能エネルギー発電事業の適正な実施を確保するため、再生可能エネルギー発電事業についてその事業計画を認定する制度の創設、再生可能エネルギー電気の調達価格等の決定方法の見直し、再生可能エネルギー電気の調達義務対象者の見直し等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正

1 再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者の作成した再生可能エネルギー発電事業計画について、経済産業大臣が、その実施可能性や内容等を確認し、適切な事業実施が見込まれる場合に認定を行う制度を創設する。

2 調達価格等について、当該年度の翌年度以降に定めるべき調達価格等を当該年度に併せて定めることができるよう決定方法を見直す。

3 再生可能エネルギー源の効率的な利用を促進するため誘導すべき価格の目標を定め、調達価格の決定においては価格目標等を勘案して定めるものとする。

4 入札による調達価格の決定が電気の利用者の負担の軽減を図る上で有効と認められるときは、入札を実施して調達価格を決定することができる仕組みを導入する。

- 5 再生可能エネルギー電気について特定契約の申込みに応ずる義務の対象を、小売電気事業者等から一般送配電事業者等に変更する。
- 6 一般送配電事業者等に対し、買取りを行った再生可能エネルギー電気を卸電力取引市場において売買すること等を義務付けるとともに、卸電力取引市場を介さずに供給する場合の供給条件を定めた約款について、経済産業大臣への届出を義務付ける等の措置を講ずる。
- 7 指定入札機関の指定、入札業務規程の認可、指定入札機関の区分経理等に関し所要の規定を設ける。
- 8 電気を大量に消費する事業所における賦課金の減免制度について、減免の要件及びその額の見直しを行う。

二、電気事業法等の一部改正

調達義務対象者の変更に伴い、一般送配電事業者の情報の目的外利用等について所要の改正を行う。

三、附則

- 1 この法律は、一部の規定を除き、平成29年4月1日から施行する。なお、賦課金減免制度の見直しに関する規定は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 現行制度の下で既に発電を開始している案件や系統への接続について一般送配電事業者等の同意を得ている案件は、施行日において新認定を受けたものとみなし、同意を得ていない案件は、旧法に基づく認定から施行日までに十分な期間を確保できない場合等を除き、当該認定は、施行日において失効することとする。

【附帯決議】(28.5.24経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 再生可能エネルギーについては、持続的かつ最大限の導入を進めていくとともに、消費者の電気料金の抑制に向けて更なる検討を進めること。また、中長期的には固定価格買取制度に依存しない自立的な導入を目指すため、再生可能エネルギー発電設備の高効率化・低コスト化や、新たな再生可能エネルギー源利用に向けた技術開発・実用化支援、更には規制改革等の環境整備に総合的に取り組むこと。なお、今後のエネルギーミックス及び温室効果ガス削減目標の見直しに当たっては、これらの取組の成果を的確に反映すること。
- 二 入札を実施する再生可能エネルギー発電設備の区分等を指定する際には、経済産業大臣は、判断基準を明確にし、調達価格等算定委員会の審議経過を明らかにすること。また、入札は、当面、大規模太陽光発電に限定し、その効果の検証を行い、結果を公表すること。なお、地域主体の事業者など幅広い事業者が参入可能となるよう事業者の事情にも十分配慮した運用を行うこと。
- 三 電力多消費産業への賦課金減免制度については、我が国の国際競争力の強化を図るという制度趣旨を踏まえ、真に必要な産業が現行と同様の措置を受けられるよう制度設計を行うこと。
- 四 再生可能エネルギー発電事業の適正な実施を担保するため、既に運転開始している案件も含め、地方自治体とも連携しつつ、安全規制や立地規制などの他法令の遵守の徹底に取り組むこと。特に、太陽光発電設備については、安全上の問題に対処するため、認定基準や関係法令の遵守状況等の観点で不適切な事業者に対しては認定の取消等、厳正に対処すること。また、安全管理上の事故が発生していることに鑑み、太陽光発電設備の保安規制については、公衆安全並びに作業安全を確保する観点から、一般用電気工作物の太陽光発電設備を含め状況の把握に努め、事故報告の義務の対象拡大など、その強化を図ること。
- 五 風力や地熱、中小水力、バイオマスといったリードタイムの長い電源については、導入が十分に進んでいないことから、環境アセスメントの短縮化などの規制改革、送配電事業者への系統接続の迅速化などの環境整備に取り組むこと。また、分散型エネルギーの導入促進や地域活性化への貢献の観点から、再生可能エネルギー熱、未利用熱の利用への支援や、自治体による分散型エネルギーシステムの構築に向けた取組の支援を抜本的に強化すること。
- 六 電力系統の整備の在り方や費用負担については、系統整備コストの負担に留意しつつ、諸外国の取組を参考に更なる検討を行うこと。さらに、再生可能エネルギーの効率的な導入の観点から、

地域間連系線運用ルールの見直しや系統利用情報の随時開示も含めた更なる開示等の検討を行うこと。また、系統への接続について、経済産業省と電力広域的運営推進機関が適切な監視を行うとともに、再生可能エネルギー発電事業者に対する不当な接続拒否が発生しないよう基準を明確化すること。

- 七 再生可能エネルギー発電事業者の予見可能性を確保する観点から、出力制御の運用についての考え方を示すとともに、出力制御の状況について監視し、適切な情報開示を行うこと。
- 八 新たな認定制度への移行に当たって、旧認定の取消や失効を含めた認定判断はすべて政府の責任において行うものであることに鑑み、関係事業者及び国民各層に対し、改正内容の説明を丁寧に行うとともに、大量の未稼働案件については、送配電事業者と連携して適切に対応すること。また、買取義務者の変更に当たっては、経過措置により新旧制度が併存されることに伴う関係事業者の負担に配慮すること。
- 九 今後の固定価格買取制度の詳細設計や運用に当たっては、公平な競争環境の確保を図るとともに、再生可能エネルギーの増加と電力安定供給の確保を両立するため、調整電源の固定費回収等の課題について検討を進めること。併せて、2019年11月以降に買取期間が終了する住宅用太陽光電源については、自立した電源として長期安定的な発電を継続していくことができるよう、必要な措置の検討を進めること。
- 十 エネルギーミックスの達成状況を確認しつつ、不断の検証と必要に応じた見直しを通じて、諸外国と比べ遜色のない調達価格水準の達成に向け取組を行うこと。また、エネルギー間の公平な競争環境を確保する観点や、再生可能エネルギーの導入がエネルギー自給率の向上や環境負荷の低減など国民全体の利益につながる点を勘案し、電気の利用者のみが費用を負担するのではなく、より幅広い観点から適切な費用負担の在り方等について検討を進めること。
右決議する。

独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案（閣法第29号）

（衆議院 28.3.22可決 参議院 3.30環境委員会付託 4.6本会議可決）

【要旨】

環境研究総合推進費は、持続可能な社会の構築のため、環境の保全に資することを目的とする環境政策貢献型の競争的資金であり、環境省では、その制度の改善などに取り組んできたが、より一層の研究成果の最大化や効率的な運営体制の構築に向けた取組が必要とされている。また、平成20年に成立した研究開発力強化法においても、その公募型研究開発に係る業務を独立行政法人に移管することがその効率的推進に資すると認めるときは、これを独立行政法人に移管するとともに、その業務を行う独立行政法人は、数年度にわたり研究開発を行わせる契約を受託者と締結すること等により資金の効率的な使用が図られるよう努めることとされている。

本法律案は、こうした状況を踏まえ、環境の保全に関する研究及び技術開発の効率的・効果的な推進に向け、その研究及び技術開発の実施及び助成に係る業務を独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）が行えるようにするために必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、機構の目的に、研究機関の能力を活用して行う環境の保全に関する研究及び技術開発に係ることを追加する。
- 二、機構の業務に、研究機関の能力を活用して行うことによりその効果的な実施を図ることができる環境の保全に関する研究及び技術開発の業務や、環境の保全に関する研究及び技術開発に関し助成金の交付を行う業務等を追加する。
- 三、新たに追加した業務について、機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者への秘密保持義務規定を設ける。
- 四、この法律は、平成28年10月1日から施行する。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第30号）

（衆議院 28. 3. 24修正議決 参議院 3. 31政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託
4. 6本会議可決）

【要旨】

本法律案は、最近における物価の変動、選挙等の執行状況などを考慮し、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定するとともに、選挙人の投票しやすい環境を整えるため、共通投票所における投票及び期日前投票の投票時間の弾力的な設定を可能とし、投票所に入ることができる選挙人の同伴する子供の範囲を拡大するなどの措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正

- 1 最近における選挙等の執行状況を踏まえ、選挙人の投票に対する交通手段の提供に係る加算規定及び期日前投票所における選挙人名簿のオンライン対照などの設備の整備に係る加算規定を設けるとともに、開票に要する時間を実情に即するよう見直すことなどにより、開票所経費の基準額を改定する。
- 2 最近における物価の変動などを踏まえ、投票所経費及び事務費などの基準額を改定する。

二、公職選挙法の一部改正

- 1 市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認める場合には、投票所のほか、その指定した場所に、当該市町村の区域内のいずれの投票区に属する選挙人も投票をすることができる共通投票所を設けることができることとする。
- 2 期日前投票所の開閉時間について、開く時刻を午前8時30分から2時間以内の範囲内において繰り上げること及び閉じる時刻を午後8時から2時間以内の範囲内において繰り下げることが可能とするなどの措置を講ずる。
- 3 選挙人の同伴する幼児、児童、生徒その他の年齢満18年未満の子供は、投票所の秩序が保持されることを前提として、投票所に入ることができることとする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。ただし、公職選挙法の改正に係る部分については選挙権年齢の引下げに係る改正公職選挙法の施行の日と同じ平成28年6月19日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、期日前投票所の増設等に関する規定及び期日前投票所の開閉時間に係る検討条項を追加する修正が行われた。

独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第31号）

（衆議院 28. 4. 21可決 参議院 4. 22文教科学委員会付託 5. 2本会議可決）

【要旨】

本法律案は、国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるようにするために行うスポーツ施設の整備に必要な財源を確保するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部改正

- 1 平成28年度から平成35年度までの各事業年度のスポーツ振興投票に係る収益において、国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるようにするために行うスポーツ施設の整備に必要な財源に充てるために控除されることとなる金額の上限を、売上金額の100分の5から100分の10に変更する。
- 2 1の収益のうち国庫に納付しなければならない金額を、当該収益の3分の1から4分の1に変更する。
- 3 国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるようにす

るために独立行政法人日本スポーツ振興センターが整備を行うスポーツ施設のうち、地域の発展に特に資するものとして政令で定める施設の整備に要する費用について、当該スポーツ施設が存する都道府県がその費用の3分の1以内を負担することとする。

- 4 3の場合において、当該都道府県が負担する費用の額及び負担の方法は、独立行政法人日本スポーツ振興センターと当該都道府県が協議して定めることとするとともに、当該協議が成立しないときは、当事者の申請に基づき、当事者の意見を聴いた上で、文部科学大臣が裁定することとする。

二、スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部改正

一の1の収益のうち地方公共団体又は地方公共団体の出資等に係るスポーツ団体に対する資金の支給に充てる金額を、当該収益の3分の1から8分の3に変更する。

三、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(28.4.28文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に当たっては、東日本大震災からの一層の復興と日本の更なる発展の契機となるよう、国を始めとする関係者間における連携・協働を図り、情報の効果的な活用や開催に向けた国民全体の参加意識の醸成等を通じて、大会を成功に導くよう努めること。また、その際、成熟社会にふさわしい次世代へのレガシーの創出に努めること。
- 二、新国立競技場の整備に当たっては、平成27年に新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議において決定された同競技場整備計画及び財源スキームを確実に実行するため、国が責任を持って、東京都等と十分な連携を図りつつ着実に進めること。また、その際、工費の縮減に最大限留意するとともに、工費の内容及びその財源について国民への情報公開・説明を行うこと。特に、様々な理由により工費増の見込みとなる場合には、その理由・増加額の内訳等について、より一層丁寧な国民への情報公開・説明を行うこと。
- 三、平成27年9月の新国立競技場整備計画経緯検証委員会の検証報告書にて受けた指摘を独立行政法人日本スポーツ振興センターは真摯に受け止め、新国立競技場の整備において最大限の効果が得られるよう努めるとともに、国民の信頼が得られるよう努めること。
- 四、大会終了後の新国立競技場の運営管理については、平成27年に新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議において決定された同競技場整備計画を踏まえ、周辺地域の整備と調和のとれたものとなるよう、その利活用の在り方や収益を上げる手法等に関して、十分な検討を行うとともに、負の遺産とならないよう最大限の努力を行うこと。
- 五、地方公共団体又は地方公共団体の出資等に係るスポーツ団体に対するスポーツ振興助成については、住民が主体的に参画する地域スポーツ環境の整備に重要な役割を果たしていることに鑑み、十分な助成を行うこと。また、スポーツ振興助成の財源であるスポーツ振興くじの売上の維持・拡大に努めること。
- 六、大会の成功に向けた障害者スポーツの振興の重要性に鑑み、地方公共団体及び関係団体等との連携の下、選手及び指導者の育成、地域における障害者スポーツの裾野の拡大、施設整備等の環境整備を行うこと。また、大会を通じて真の共生社会の実現を目指すこと。
- 七、大会の準備及び運営の透明性を高め、国民の広範な理解と支持を得られるよう、積極的な情報発信を行うとともに、大会終了後においては、政府施策の全般にわたる評価を行い、その結果について国民に公表すること。

右決議する。

特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法案(閣法第32号)

(衆議院 28.4.26修正議決 参議院 4.27内閣委員会付託 5.11本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、この法律は、産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展その他の経済社会情勢の変化に対応して、産業競争力を強化するとともに、国民が豊かで安心して暮らすことができる社会を実現するためには我が国の科学技術の水準の著しい向上を図ることが重要であることに鑑み、特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するため、政府による基本方針の策定、中長期目標等に関する特例その他の特別の措置等について定めることにより、世界最高水準の研究開発の成果の創出並びにその普及及び活用の促進を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。
- 二、この法律において「特定国立研究開発法人」とは、国立研究開発法人のうち、当該国立研究開発法人に係る研究開発等の実績及び体制を総合的に勘案して世界最高水準の研究開発の成果の創出が相当程度見込まれるものとして、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人理化学研究所及び国立研究開発法人産業技術総合研究所をいうものとする。
- 三、内閣総理大臣は、総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴いて、特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 四、特定国立研究開発法人の主務大臣は、特定国立研究開発法人の長（以下「法人の長」という。）の職務の執行が適当でないため当該特定国立研究開発法人による世界最高水準の研究開発の成果の創出が見込まれない場合であって、その法人の長に引き続き当該職務を行わせることが適切でないとき認めるときは、その法人の長を解任することができる。
- 五、特定国立研究開発法人の主務大臣は、中長期目標を定め、又はこれを変更するに当たっては、基本方針に基づかなければならないものとともに、特定国立研究開発法人の中長期目標及び業務の実績に関する評価等の特例について定める。
- 六、特定国立研究開発法人に係る役職員の報酬、給与に関して独立行政法人通則法の特例を設けるとともに、専ら研究開発に従事する職員（以下「研究者等」という。）の給与その他の処遇については、研究者等が行う研究開発の内容及び成果についての国際的評価を勘案するとともに、優秀な人材の確保並びに若年の研究者等の育成及び活躍の推進に配慮して行うものとする。
- 七、特定国立研究開発法人の主務大臣は、科学技術に関する革新的な知見が発見された場合その他の科学技術に関する内外の情勢に著しい変化が生じた場合において、当該知見に関する研究開発その他の対応を迅速に行うことが必要であると認めるときは、特定国立研究開発法人に対し、必要な措置をとることを求めることができる。
- 八、政府は、独立行政法人通則法及び個別法の運用に当たっては、その研究開発が国際的な競争の下で行われていることその他の特定国立研究開発法人による研究開発等の特性に常に配慮しなければならない。
- 九、この法律は、一部を除き、平成28年10月1日から施行する。
なお、本法律案は、衆議院において、特定国立研究開発法人の研究者等の給与その他の処遇については、優秀な人材の確保並びに若年の研究者等の育成及び活躍の推進に配慮して行うものとすることを追加すること等を内容とする修正が行われた。

人事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第33号）

（衆議院 継続審査）

【要旨】

本法律案は、国際的な要素を有する人事に関する訴え及び家事事件の適正かつ迅速な解決を図るため、これらの訴え等に関して日本の裁判所が管轄権を有する場合等について定めようとするものである。

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案（閣法第34号）

(衆議院 28. 4. 28可決 参議院 5. 23国土交通委員会付託 5. 27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、既存の建物の流通を促進するとともに、宅地又は建物の買主等の利益の保護を図るため、宅地建物取引業者に対し、建物状況調査を実施する者のあっせんに関する事項の媒介契約書への記載、建物状況調査の結果の買主等への説明等を義務付けるとともに、宅地建物取引業者を営業保証金等による弁済の対象から除外する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 宅地建物取引業者は、既存の建物の売買等の媒介契約を締結したときは、建物状況調査を実施する者のあっせんに関する事項を記載した書面を依頼者に交付しなければならないこととする。
- 二 宅地建物取引業者は、既存の建物の取得者等となる者に対して、当該既存の建物の売買契約等が成立するまでの間に、宅地建物取引士をして、建物状況調査の結果の概要並びに建物の建築及び維持保全の状況に関する書類の保存状況について、書面を交付して説明をさせなければならないこととする。
- 三 宅地建物取引業者は、既存の建物の売買契約等が成立したときは、建物の構造耐力上主要な部分等の状況について当事者の双方が確認した事項を記載した書面を当事者に交付しなければならないこととする。
- 四 媒介契約を締結した宅地建物取引業者は、当該媒介契約の目的物である宅地又は建物の売買等の申込みがあったときは、遅滞なく、その旨を依頼者に報告しなければならないこととする。
- 五 宅地又は建物の取得者等となる者が宅地建物取引業者である場合における重要事項の説明については、説明を要せず、重要事項を記載した書面の交付のみで足りることとする。
- 六 宅地建物取引業者と宅地建物取引業に関し取引をし、その取引により生じた債権に関し、営業保証金又は弁済業務保証金について弁済を受ける権利を有する者から、宅地建物取引業者を除くこととする。
- 七 宅地建物取引業保証協会は、宅地建物取引業の事業者団体に対して、宅地建物取引士等に対する研修の実施に要する費用の助成を行うことができることとするとともに、宅地建物取引業の事業者団体は、宅地建物取引士等に対して、体系的な研修を実施するよう努めなければならないこととする。
- 八 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 九 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、一、二及び三の改正については、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

国立大学法人法の一部を改正する法律案（閣法第35号）（先議）

(参議院 28. 4. 13文教科学委員会付託 4. 20本会議可決 衆議院 5. 12可決)

【要旨】

本法律案は、我が国の大学の教育研究水準の著しい向上を図ることが重要であることに鑑み、指定国立大学法人制度を創設するとともに、国立大学法人等の資産の有効活用を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、指定国立大学法人制度の創設

- 1 文部科学大臣は、申請のあった国立大学法人のうち、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれるものを、国立大学法人評価委員会の意見を聴いて、指定国立大学法人として指定することができるものとする。
- 2 文部科学大臣は、指定国立大学法人の中期目標を定め、又はこれを変更するに当たっては、世界最高水準の教育研究活動を行う外国の大学の業務運営の状況を踏まえなければならないものとする。
- 3 指定国立大学法人について、研究成果の活用促進のための出資対象範囲の拡大、役職員の報

酬、給与等の基準の設定における国際的に卓越した人材確保の必要性の考慮等の特例を適用することとする。

4 文部科学大臣は、大学の運営に関して高い識見を有する外国人を国立大学法人評価委員会の委員に任命することができるものとする。

二、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の資産の有効活用を図るための措置

1 国立大学法人等は、業務の遂行に支障のない範囲内で、その対価を教育研究水準の一層の向上を図るために必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、所有する土地等であつて、業務のために現に使用されておらず、かつ、当面使用されることが予定されていないものを貸し付けることができるものとする。

2 国立大学法人等のうち文部科学大臣の認定を受けたものについては、当該国立大学法人等が受けた寄附金を原資とする部分であること等の要件に該当する余裕金の運用方法を拡大するものとする。

三、施行期日

この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、一の4は、平成28年10月1日から施行する。

【附帯決議】(28.4.19文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、指定国立大学法人の指定に当たっては、申請から指定に至る過程を広く国民に明らかにするなど、公正性及び透明性を確保すること。

二、指定国立大学法人が、世界最高水準の教育研究活動を展開できるよう、他の施策とも連携を図り、その環境整備を行うこと。特に、国際的に評価される人材を育成し、また、そのような人材を獲得するために教育・研究条件の整備を図るよう、積極的な支援を行うこと。

三、余裕金の運用対象範囲の拡大に伴い、資産が毀損するリスクが増大するおそれがあることに鑑み、運用を安全に行う体制が整えられていることを十分に確認すること。また、余裕金の運用等によって自己収入が増加した場合、国立大学法人運営費交付金の減額等により、国立大学法人等の財務基盤強化の意欲が削がれることのないよう留意すること。

四、地域のニーズに応じた人材育成や、地域社会の課題解決への貢献等、各地域において国立大学が果たしている役割の重要性に鑑み、産学官の連携や大学間ネットワークの構築等、その機能強化に向けた取組に対し、積極的な支援を行うこと。

五、大学改革を進めるに当たっては、国立大学のみならず、高等教育全体のグランドデザインを示し、国民的コンセンサスが得られるよう努めること。

六、国のGDPに比した高等教育への公的財政支出が、OECD諸国中、最低水準であることに留意し、基盤的経費である国立大学法人運営費交付金を始め、高等教育に係る予算の拡充に努めること。

右決議する。

漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律案(閣法第36号)(先議)

(参議院 28.3.30農林水産委員会付託 4.6本会議可決 衆議院 5.12可決)

【要旨】

本法律案は、最近における漁業を取り巻く情勢の変化に対応して、漁業経営に関する補償制度の改善を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、漁船損害等補償法の一部改正

1 漁船保険組合について、区域制限を廃止し、全国を区域とする組合の設立を可能とするとともに、十分な保険金支払能力を有する者のみ設立認可するための要件を追加することとする。

2 漁船保険組合に対する再保険事業等を行う漁船保険中央会を廃止することとする。

- 3 普通損害保険、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険及び漁船積荷保険により填補する範囲に、だ捕・抑留等による事故により生じた損害を加え、特殊保険を廃止することとする。

二、漁業災害補償法の一部改正

- 1 養殖共済について、地域漁協内の養殖業者の全員から申込みがあった場合に限り共済契約の締結を可能とする全員加入制度を廃止することとする。
- 2 養殖共済の対象に、内水面において営む養殖業を追加することとする。
- 3 特定養殖共済について、地域漁協内の漁業依存度の低い者を除く全員が加入すれば高率の掛金補助が可能となるよう、所要の規定を整備することとする。

三、漁船乗組員給与保険法の廃止

一の3により、抑留中の漁船乗組員への給与支払を、漁船船主責任保険によって填補する範囲に含めることとするため、漁船乗組員給与保険法を廃止することとする。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、一の1については公布の日、二の2については公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】(28.4.5農林水産委員会議決)

漁業は、厳しい自然環境の中で営まれる産業であり、資源の急激な変動や事故発生の危険性と常に隣り合わせにある。台風が常襲し、地震が多発する我が国にあっては、暴風や高潮、津波等、漁業生産にとり大きなリスク要因が存在する。

こうした中、漁船損害等補償制度及び漁業災害補償制度は、中小漁業者の相互扶助の精神の下、国の支援を通じて、漁業再生産の阻害の防止と漁業経営の安定のため、長年にわたり重要な役割を果たしてきた。

しかし、近年、漁業就業者の減少や高齢化等を背景として、両制度の運営環境は厳しさを増している。再び東日本大震災クラスの大規模災害に見舞われた場合でも、漁船保険組合及び漁業共済組合が漁業者に対して保険金及び共済金の支払責任を十分に果たし得るよう、効率的かつ機能的な組織運営及び事業基盤を確固たるものにしていく必要がある。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 漁船保険組織の統合一元化が円滑に進むよう、漁船保険中央会及び漁船保険組合に対し、助言その他必要な支援を行うこと。
- 二 新たに漁船保険組合の設立認可要件となる資産の額については、大規模災害等における支払にも十分対応できる額を定めるとともに、組合の財政状況の把握に常時努めること。
- 三 組織統合一元化に伴い、国と新たな漁船保険組合の2段階の再保険関係とするに当たっては、組合による責任ある引受審査を確保しつつ、大規模災害発生時に、国が担うべき危険負担を確保するため、国及び組合において適切に責任分担を行うこと。
- 四 漁船保険の満期保険については、高船齢化が顕著となっているため、漁船の更新が円滑に行えるよう、船齢制限の緩和と積立期間の延長を柔軟に行うこと。併せて、漁業構造改革総合対策事業等の推進を通じ、高性能漁船の導入等による新しい操業・生産体制への転換を促進すること。
- 五 漁船の事故を未然に防止するため、復原性が高く転覆しにくい漁船の研究開発、衝突事故防止用の船舶自動識別装置(AIS)の普及、海中転落事故に備えたライフジャケット着用啓発等の一層の推進を図るなど、漁船事故防止に係る事業を継続的に支援すること。
- 六 水産基本計画における資源管理・漁業経営安定対策の加入者が我が国漁業生産額の9割を担うとの目標を達成するため、漁業共済への加入促進に向け適切に指導すること。
- 七 養殖共済の全員加入制度廃止に当たっては、漁業者に対する適切な国庫補助の下、一層の加入促進を図られるよう、加入の在り方を適切に検討すること。
- 八 特定養殖共済の掛金補助制度の要件を見直すに当たり、漁業の種類や地域の実態に応じて、基準とする漁業依存度を適正に設定し、加入促進に努めること。
- 九 内水面養殖業を養殖共済の対象とするに当たり、うなぎ養殖業を対象とする際には、養殖共済

実施可能性検証調査事業報告書等で指摘された問題点を踏まえ、的確に保険設計を行うこと。併せて、うなぎ養殖業許可制の下で、資源管理を着実に実施すること。

十 近年の水産動植物の陸上養殖の普及実態に鑑み、ひらめ等の陸上養殖を養殖共済の対象に追加することについて、引き続き検討を行うこと。

右決議する。

海上交通安全法等の一部を改正する法律案（閣法第37号）（先議）

（参議院 28. 4. 4国土交通委員会付託 4. 8本会議可決 衆議院 5. 12可決）

【要旨】

本法律案は、非常災害が発生した場合における船舶交通の危険を防止するため、指定海域等にある船舶に対して海上保安庁長官が移動等を命ずることができることとするとともに、指定港内の水路及び指定海域内の航路を航行する船舶による通報の手続を簡素化する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 海上交通安全法及び港則法の一部改正

- 1 非常災害が発生した場合に船舶交通が著しくふくそうすることが予想される海域のうち、2以上の港則法に基づく港に隣接するものであって、レーダーその他の設備により当該海域における船舶交通を一体的に把握することができる状況にあるものとして政令で定めるものを「指定海域」ということとする。
- 2 指定海域に隣接する港のうち、レーダーその他の設備により当該港内における船舶交通を一体的に把握することができる状況にあるものであって、非常災害が発生した場合に当該指定海域と一体的に船舶交通の危険を防止する必要があるものとして政令で定めるものを「指定港」ということとする。
- 3 指定海域に入域しようとする船舶の船長は、当該船舶の名称等を海上保安庁長官に通報しなければならないこととする。
- 4 海上保安庁長官は、非常災害が発生した旨及びこれにより船舶交通の危険が生ずるおそれがある旨を指定海域、指定港等にある船舶に対し周知させる措置（非常災害発生周知措置等）を講じなければならないこととする。
- 5 指定海域にある船舶及び指定港内にある船舶は、非常災害発生周知措置等がとられたときは、海上保安庁長官が提供する情報を聴取しなければならないこととする。
- 6 海上保安庁長官は、非常災害発生周知措置をとったときは、指定海域及びその周辺海域にある船舶に対して、船舶交通の危険を防止するため必要な限度において、移動等を命ずることができることとする。
- 7 指定海域における航路を航行しようとする船舶であって、当該航路を航行した後に当該指定海域に隣接する指定港内における水路を航行しようとする船舶等が、航路の航行に関する通報をする際に、あわせて、水路に係る係留施設を通報したときは、水路の航行に関する通報を要しないこととする。
- 8 港長は、船舶交通が著しく混雑する水路において、船舶の当該水路における航行に伴い船舶交通の危険が生ずるおそれがある場合であって、当該危険を防止するため必要があると認めるときは、当該船舶の船長に対し、当該水路を航行する予定時刻の変更等を指示することができることとする。

二 航路標識法の一部改正

- 1 航路標識の設置の許可について、申請書の記載事項、許可の基準、許可の取消し及び許可を受けた者の地位の承継等に関する規定の整備を行うこととするとともに、簡易な航路標識の設置については海上保安庁長官への届出で足りることとする。
- 2 海上保安庁長官は、非常災害発生周知措置をとったときは、船舶交通の危険を防止するため航路標識を設置する緊急の必要があると認める場合に限り、当該航路標識を設置する現場付近

にある船舶に対し当該航路標識の設置に関する業務に従事すべきことを命ずることができることとする。

三 施行期日等

- 1 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律案（閣法第38号）

（衆議院 28.4.8可決 参議院 4.13総務委員会付託 4.20本会議可決）

【要旨】

本法律案は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与するため、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）の業務の範囲に、その研究等に係る成果の普及として行うサイバーセキュリティに関する演習その他の訓練の業務及びインターネット・オブ・シングスの実現に資する新たな電気通信技術の開発又はその有効性の実証のための設備を他人の利用に供する事業等に対する助成金の交付等の業務を追加する等の措置を講ずるほか、電気通信基盤充実臨時措置法附則第2条に規定する同法の廃止期限の到来に伴い、同法を廃止しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、機構の業務の範囲に、その研究等に係る成果の普及として行うサイバーセキュリティに関する演習その他の訓練の業務を追加する。また、総務大臣が機構の当該業務に関する中長期目標の策定・変更などをしようとする際にサイバーセキュリティ戦略本部の意見を聴かなければならないこととする。
- 二、機構は、平成34年3月31日までの間、インターネット・オブ・シングスの実現に資する新たな電気通信技術の開発若しくはその有効性の実証のための設備を他人の利用に供する新技術開発施設供用事業又は情報を大量に記録し高速度で送受信することが可能な電気通信設備をその設置を誘導すべき地域に設置して他人の利用に供する地域特定電気通信設備供用事業を実施しようとする者に対し、当該事業に必要な資金に対する債務保証及び助成金の交付の業務を行う。
- 三、電気通信基盤充実臨時措置法附則第2条に規定する同法の廃止期限（平成28年5月31日）の到来に伴い、同法を廃止する。
- 四、この法律は、一部の規定を除き、平成28年5月31日までの間において政令で定める日から施行する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案（閣法第39号）

（衆議院 28.5.12可決 参議院 5.18厚生労働委員会付託 5.25本会議可決）

【要旨】

本法律案は、全ての国民が障害の有無にかかわらず共生する社会の実現を図る観点から、障害者及び障害児の支援に係る施策の充実を図るため、自立支援給付及び障害児通所支援の充実、事業者に係る情報の公表制度の創設、市町村障害児福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の策定の義務付け等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 重度訪問介護を提供することができる場所として居宅に相当する場所を加える。
- 二 就労に向けた一定の支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者につき、一定の期間にわたり、就労の継続を図るために必要な連絡調整等の便宜を供与する「就労定着支援」を創設する。
- 三 施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障害者等が居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、

当該障害者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の援助を行う「自立生活援助」を創設する。

四 65歳に達する前に長期間にわたり障害福祉サービスに係る支給決定を受けていた障害者であつて、介護保険法の介護給付費等対象サービスを受けているもののうち、当該障害者の所得の状況及び障害の程度その他の事情を勘案して政令で定めるものに対して、高額障害福祉サービス等給付費を支給する。

五 障害者又は障害児の保護者から申請があつた場合において、当該申請に係る障害者等の障害の状態からみて、補装具の借受けによることが適当である場合に、補装具の借受けに対しても補装具費を支給する。

六 重度の障害の状態にあり外出することが著しく困難な障害児等につき、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等の便宜を供与する「居宅訪問型児童発達支援」を創設する。

七 保育所等訪問支援を利用することができる者として乳児院等に入所する障害児を加える。

八 厚生労働大臣は、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定め、市町村及び都道府県は、当該指針に即して、障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

九 都道府県知事は、事業者又は施設からの報告に基づき、障害者等が障害福祉サービス等を利用する機会を確保するために公表されることが適当な情報について公表しなければならない。

十 この法律は、一部を除き、平成30年4月1日から施行する。

【附帯決議】(28.5.24厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、障害者の介護保険サービス利用に伴う利用者負担の軽減措置については、その施行状況を踏まえつつ、障害者が制度の谷間に落ちないために、その在り方について必要な見直しを検討するとともに、軽減措置の実施に当たっては、一時払いへの対応が困難な低所得者への配慮措置を講ずること。また、障害福祉制度と介護保険制度の趣旨を尊重し、障害者が高齢になってもニーズに即した必要なサービスを円滑に受けられることが重要との観点から、介護保険優先原則の在り方については、障害者の介護保険サービス利用の実態を踏まえつつ、引き続き検討すること。

二、入院中における医療機関での重度訪問介護については、制度の施行状況を踏まえ、個々の障害者の支援のニーズにも配慮しつつ、対象者の拡大等も含め、その利用の在り方について検討すること。また、障害者が入院中に安心して適切な医療を受けることができるよう、看護補助者の配置の充実等、病院におけるケアの充実に向けた方策を検討すること。

三、自立生活援助については、親元等からの1人暮らしを含む、1人暮らしを希望する障害者が個別の必要性に応じて利用できるようにするとともに、関係機関との緊密な連携の下、他の支援策とのつながりなど個々の障害者の特性に応じた適時適切な支援が行われるような仕組みとすること。また、既に1人暮らしをしている障害者も対象にすることを検討すること。

四、障害者が自立した生活を実現することができるよう、就労移行支援や就労継続支援について、適切なジョブマッチングを図るための仕組みを講じ、一般就労への移行促進、退職から再就職に向けた支援、工賃及び賃金の引上げに向けた取組をより一層促進すること。また、就労定着支援の実施に当たっては、労働施策との連携を十分に図るとともに、事業所や家族との連絡調整等を緊密に行いつつ、個々の障害者の実態に即した適切な支援が実施されるよう指導を徹底すること。

五、障害者の雇用継続・職場定着において、関係機関を利用したり、協力を求めたりしたところのある事業所の割合を高めるよう、事業所を含めた関係機関同士の連携をより図るための施策について、障害者を中心とした視点から検討を加えること。

六、障害者が事業所において欠くべからざる存在となることが期待されており、そのために重要な役割を担っているジョブコーチや障害者職業生活相談員の質の向上が求められることから、より専門性の高い人材の養成・研修について検討すること。

七、障害者が持つ障害の程度は個人によって異なるため、就労を支援する上では主治医や産業医等の産業保健スタッフの役割が重要であることに鑑み、障害者の主治医及び産業保健スタッフに対

する障害者雇用に関する研修について必要な検討を行うこと。

八、通勤・通学を含む移動支援については、障害者等の社会参加の促進や地域での自立した生活を支える上で重要であるとの認識の下、教育施策や労働施策と連携するとともに、個別給付化を含め検討すること。あわせて、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行状況等を勘案しつつ、モデル事業を実施するなど利用者のニーズに応じたきめ細かな支援の充実策を検討し、必要な措置を講ずること。

九、障害支援区分の認定を含めた支給決定については、支援を必要とする障害者本人の意向を尊重することが重要との観点から、利用者の意向や状況等をより適切に反映するための支給決定の在り方について、引き続き検討を行い、必要な措置を講ずること。あわせて、障害支援区分の課題を把握した上で必要な改善策を早急に講ずること。

十、障害者の意思決定の選択に必要な情報へのアクセスや選択内容の伝達が適切になされるよう、意思決定に必要な支援の在り方について、引き続き検討し、必要な措置を講ずること。また、「親亡き後」への備えを含め、成年後見制度の適切な利用を促進するための取組を推進すること。

十一、精神障害者の地域移行や地域定着の推進に向けて、医療保護入院の在り方、地域移行を促進するための措置の在り方、退院等に関する精神障害者の意思決定、意思表示支援の在り方等について早急に検討し、必要な措置を講ずること。また、相談支援、アウトリーチ支援、ピアサポートの活用等の取組をより一層推進すること。

十二、障害児福祉計画の策定に当たっては、保育所、幼稚園等における障害児の受入れ状況や障害福祉計画との整合性に留意しつつ十分な量を確保するとともに、質の向上も含めた総合的な支援が計画的に行われるよう配慮すること。

十三、障害者等の家族を支援するため、専門家等による相談・助言体制の拡充及びレスパイトケア等の支援策の充実を図ること。また、障害児のきょうだい等が孤立することのないよう、心のケアも含めた支援策の充実を図ること。

十四、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の対象疾病については、医学や医療の進歩、指定難病に関する検討状況等を踏まえ、更なる拡充を図るなど、障害福祉サービスを必要とする者が十分なサービスを受けることができるよう、引き続き、必要な措置を講ずること。

十五、平成30年度に予定されている障害福祉サービス等報酬改定に当たっては、安定財源を確保しつつ障害福祉従事者の賃金を含めた処遇改善、キャリアパスの確立、労働環境改善、人材の参入及び定着、専門性向上等による人材の質の確保等に十分に配慮して検討すること。

十六、災害発生時において障害者等が安全にかつ安心して避難することができるよう、個々の障害の特性に対応した福祉避難所の拡充及び専門的知識を有する人材の確保、養成を図ること。また、福祉避難所が十分に機能するよう、福祉避難所の周知に努めるとともに、日常からの避難訓練の実施、避難することが困難な障害者等の把握及びその支援方法等について早急に検討すること。さらに、障害者が一般避難所を利用できるよう施設の整備等に努めるとともに、災害で入院した重度障害者等へのヘルパーの付添い、災害時に閉所を余儀なくされた障害福祉事業所に対する支援などの緊急措置を、関係法令にあらかじめ明記することを検討すること。

十七、施行後3年の見直しの議論に当たっては、障害者の権利に関する条約の理念に基づき、障害種別を踏まえた当事者の参画を十分に確保すること。また、同条約に基づき、障害者が障害のない者と平等に地域社会で生活する権利を有することを前提としつつ、社会的入院等を解消し、地域移行を促進するためのプログラムを策定し、その計画的な推進のための施策を講ずること。

右決議する。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第40号）

（衆議院 28.4.8可決 参議院 4.13環境委員会付託 4.22本会議可決）

【要旨】

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、昭和43年に発生したカネミ油症事件でその毒性が社会問題化したことから、我が国では昭和47年以降製造は行われていないが、既に製造されたPCBについては、その廃棄物の処理が長年の課題となっている。現在、高濃度PCB廃棄物の処理は、現行法に基づき、中間貯蔵・環境安全事業株式会社において進められているが、その全国5か所の処理施設ごとの計画的処理完了期限は、早いものでは平成30年度末とされている。しかしながら、高濃度PCB廃棄物の処分を処理施設に委託していない事業者や、現在もなお高濃度PCB使用製品を使用している事業者も存在し、期限内処理の達成は容易ではない状況となっている。

本法律案は、こうした状況を踏まえ、この期限を遵守して一日でも早く確実に処理を完了するために必要となる制度的な措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一、従来環境大臣が定めることとしていたPCB廃棄物処理基本計画を閣議決定により定めることとする。
- 二、高濃度PCB廃棄物を保管している事業者に対し、計画的処理完了期限より前にその高濃度PCB廃棄物を処分することを義務付け、義務違反者に対しては、都道府県知事がその処分を命ずることができることとする。また、現在もなお使用中の高濃度PCB使用製品について、その所有事業者に対し、この期限より前に廃棄することを義務付ける。
- 三、いまだ都道府県知事に保管の届出がなされていない高濃度PCB廃棄物や、使用中の高濃度PCB使用製品について、都道府県知事による報告徴収や立入検査の対象に、これらを保管又は所有している疑いのある事業者を加える。
- 四、処分の義務を負う事業者が不明である等の場合に、都道府県知事が、高濃度PCB廃棄物の処分の代執行を行うことができることとする。
- 五、この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案（閣法第41号）

（衆議院 継続審査）

【要旨】

本法律案は、宇宙基本法の基本理念にのっとり、我が国における人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に係る許可に関する制度並びに人工衛星等の落下等により生ずる損害の賠償に関する制度を設けることにより、宇宙の開発及び利用に関する諸条約を的確かつ円滑に実施するとともに、公共安全を確保し、あわせて、当該損害の被害者の保護を図り、もって国民生活の向上及び経済社会の発展に寄与しようとするものである。

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案（閣法第42号）

（衆議院 継続審査）

【要旨】

本法律案は、宇宙基本法の基本理念にのっとり、我が国における衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いを確保するため、国の責務を定めるとともに、衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可制度を設け、あわせて、衛星リモートセンシング記録保有者の義務、衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定、内閣総理大臣による監督その他の衛星リモートセンシング記録の取扱いに関し必要な事項を定めようとするものである。

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案（閣法第43号）

（衆議院 28.4.28可決 参議院 5.11財政金融委員会付託 5.25本会議可決）

【要旨】

本法律案は、情報通信技術の急速な進展等、最近における金融を取り巻く環境の変化に対応し、金融機能の強化を図るため、金融グループの経営管理機能の充実、金融グループ内の共通・重複業務の集約及び金融グループと金融関連IT企業等との提携の容易化、仮想通貨交換業に関する制度の整備等の所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、金融グループにおける経営管理の充実

銀行持株会社やグループ頂点の銀行に対し、金融グループの経営管理を行うことを義務付ける。

二、共通・重複業務の集約等を通じた金融仲介機能の強化

- 1 金融グループ内の共通・重複業務について、認可を受けた銀行持株会社による実施を認めるほか、金融グループ内子会社への業務集約の際に、銀行の委託先管理義務を銀行持株会社に一元化することを可能とする。
- 2 銀行持株会社の子会社である銀行間の取引について、経営の健全性を損なうおそれがないこと等の要件を満たすものとして承認を受けた場合には、特定関係者との間の取引等の規制を適用しない。

三、ITの進展に伴う技術革新への対応

- 1 銀行又は銀行持株会社が、認可を受けて、基準議決権数を超過して金融関連IT企業等の議決権を取得又は保有することを認めるとともに、銀行の子会社である従属業務を営む会社に求められる当該銀行に対する収入依存の要件を一部緩和する。
- 2 電子債権記録機関での電子記録債権の移動を可能とするための手続、前払式支払手段に係る苦情の処理に関する規定、資金移動業の一部廃止に係る手続等を整備する。

四、仮想通貨への対応

仮想通貨交換業について登録制を導入し、口座開設時における本人確認等を義務付けるとともに、利用者が預託した金銭や仮想通貨の分別管理等、利用者保護のための規定を整備する。

五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(28.5.24財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 平成28年熊本地震の被災地において、今後の復旧・復興や被災者の生活・事業の再建に向けた資金需要に対して、民間金融機関による迅速かつ弾力的な対応を可能とするため、各種の金融上の措置を通じた特段の配慮を払うこと。
- 一 金融と情報通信技術を融合させるいわゆるフィンテックが急速に進展し、金融サービス業の今後の在り方に大きな影響を及ぼすことが見込まれる中で、我が国金融サービス業におけるイノベーションの促進に向けた取組を支援する観点から、情報通信技術等に精通した人材の内部育成を図るとともに、外部の有識者の積極的な採用及び活用等を通じて専門性の高い人材の確保を図るなど、金融行政当局の体制強化を進めること。
- 一 日本銀行によるマイナス金利の導入等を背景に金融機関の経営環境が厳しさを増す中、地域金融機関が積極的に資金供給を行い、地域経済や地場の産業・企業の発展に貢献するという役割を十分に発揮できるよう、担保・保証に必要以上に依存せず、事業性評価に基づく融資を促進するなど、地域密着型金融への取組を更に推進すること。
- 一 本法に基づく制度の運用に当たっては、金融システムの健全性を維持し、金融仲介機能が適切に発揮されるように配慮しつつ、金融機関等に対する検査及び監督の充実を図ること。
その際、中小・地域金融機関等の検査及び監督を主に担当する財務局も含め、優秀な人材の確保と職員の専門性の向上を図るとともに、必要な定員の確保、高度な専門的知識を要する職務に従事する職員の処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に努めること。

右決議する。

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第44号）

（衆議院 28.5.10可決 参議院 5.11地方・消費者問題に関する特別委員会付託 5.25本会議可決）

【要旨】

本法律案は、高齢化の進展を始めとした社会経済情勢の変化等に対応して、特定商取引における取引の公正及び購入者等の利益の保護を図るため、業務停止を命ぜられた法人の役員等が当該停止を命ぜられた範囲の業務について一定の期間は新たな業務の開始等を禁止することができることとするとともに、電話勧誘販売について通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約の申込みの撤回等の制度の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、主務大臣が販売業者等に対して業務の停止を命ずることができる期間の上限を1年から2年に引き上げる。
- 二、主務大臣は、販売業者等に対して業務の停止を命ずる場合において、当該販売業者等の役員等に対し、当該停止と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること等の禁止を命ずることができるものとする。
- 三、主務大臣は、この法律による指示又は命令を行うための書類の送達を受けるべき者の住所等が知れない場合等において、公示送達をすることができるものとする。
- 四、主務大臣が違反行為を行った販売業者等に対して指示することのできる措置として、違反及び行為を是正するための措置並びに購入者等の利益の保護を図るための措置を例示する。
- 五、電話勧誘販売において通常必要とされる分量を著しく超える量の商品の売買契約の締結について勧誘すること等を指示等の対象とするとともに、購入者等が当該契約の解除等を行うことができるものとする。
- 六、通信販売において販売業者等は、その相手方となる者からの請求又は承諾がない場合に、ファクシミリ広告をしてはならないものとする。
- 七、訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売において規制対象となる権利の範囲を改め、その名称を特定権利とする。
- 八、申込者等は、販売業者等が不実のことを告げる行為等をしたことによって意思表示を行った場合、追認することができる時から6月間、これを取り消すことができることとされているところ、当該期間を1年間に伸長する。
- 九、業務停止命令に違反した者に対する懲役刑の上限を2年から3年に引き上げる等の罰則の強化を講ずる。
- 十、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（28.5.20地方・消費者問題に関する特別委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、「特定権利」制度の運用に当たっては、特定商取引に関する法律における「役務の提供」と「権利の販売」の概念を明確化し、規制のすき間が生じないよう措置すること。その後もなお、規制のすき間が生ずる事態が認められた場合には、速やかに、「商品」、「役務」、「権利」という3分類の枠組みを撤廃することも含めた見直しを検討すること。
- 二、悪質事業者に対する法執行の強化と行政処分に伴う消費者利益の保護を実効性あるものとするため、国及び都道府県の執行体制の強化に向けた連携等の措置を講ずるとともに、悪質事業者の違法収益のはく奪に向けた制度的検討を引き続き行うこと。
- 三、本法に基づき都道府県知事が行う業務禁止命令が、複数の都道府県にまたがる消費者被害事案に適切に対応するものとなるよう、「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえて、都道府県の行政処分の効力の在り方について検討し、必要な措置を講ずること。
- 四、高齢者等に対する訪問販売及び電話勧誘販売による被害の未然防止が喫緊の課題であることに鑑み、法執行の強化等の対策を推進し、特に平成20年改正で導入された再勧誘の禁止を遵守させるとともに、事業者による自主規制の強化を促すこと。また、引き続き高齢者等の被害が多発し

た場合には、諸外国の取組等も参考にしつつ、勧誘規制の強化についての検討を行うこと。

五、インターネット取引に係る消費者被害が大きく増加しているという消費者相談現場からの意見があることに鑑み、消費者被害の実態を調査した上で、通信販売における虚偽・誇大広告によって消費者が誤認して契約締結に至った場合の実効的な救済措置について検討を行うとともに、引き続き事業者に対して、特定商取引に関する法律を始め、不当景品類及び不当表示防止法などに基づき、表示義務の徹底や虚偽・誇大広告に対する厳格な執行を行うことで消費者被害の未然防止を図ること。

六、特定商取引に係る消費者被害の未然防止及び救済を効果的に推進するため、本法の施行状況及び消費者被害の発生状況を踏まえ、新たな消費者被害の発生が認められるなど見直しの必要が生じた場合には、本法の施行後5年を待たず、適時適切に見直しを行うこと。

七、地方公共団体における消費者被害の未然防止及び救済に向けた取組の推進のためには、消費生活センター等の相談体制の質的向上及び地方消費者行政と民間関係者との連携の強化が重要であることに鑑み、地方消費者行政推進交付金の継続を含む財政支援並びに消費生活相談員及び担当職員の研修機会の提供を国の責任において措置すること。

八、特定商取引に係る消費者被害の調査・分析に当たっては、全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO—NET）に蓄積された情報を今後の法改正に一層活用できるよう、関係機関に対し、登録情報の分析力の向上を促すこと。

右決議する。

消費者契約法の一部を改正する法律案（閣法第45号）

（衆議院 28.5.10可決 参議院 5.12地方・消費者問題に関する特別委員会付託 5.25本会議可決）

【要旨】

本法律案は、高齢化の進展を始めとした社会経済情勢の変化等に対応して、消費者の利益の擁護を図るため、無効とする消費者契約の条項の類型を追加するとともに、取消権の行使期間を伸長する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの分量、回数又は期間が当該消費者にとっての通常の分量等を著しく超えるものであることを知っていた場合等において、その勧誘により当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができるものとする。

二、事業者が事実と異なることを告げた場合において、消費者がその意思表示を取り消すことができる対象である重要事項として、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものが当該消費者の生命、身体、財産その他の重要な利益についての損害又は危険を回避するために通常必要であると判断される事情を追加する。

三、消費者契約法の規定による消費者の取消権については、追認をすることができる時から6箇月間行わないときは時効によって消滅するとされているところ、当該期間を1年間に伸長する。

四、消費者契約の条項に係る規律として、事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させる条項を無効とする。

五、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を経過した日から施行する。

【附帯決議】（28.5.20地方・消費者問題に関する特別委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、本法及び消費者契約法の内容について、具体的にどのようなものが取消や無効の対象となるのか、法律の専門的な知識がない者にとっても理解しやすいよう、消費生活相談事例や事業者の実務実態を踏まえた上で、逐条解説等において丁寧に解釈の明確化を図るとともに、消費者、事業者、地方公共団体における消費者行政担当者及び消費生活相談員並びに各種の裁判外紛争処理機関等に十分周知し、消費者や事業者の混乱を招かないようにすること。

二、消費者被害を防止することにより、被害で失われたであろう金額が正当な消費に向かうことが

健全な内需拡大に資することに鑑み、消費者委員会消費者契約法専門調査会報告書において、今後の検討課題とされた論点については、消費者契約に係る裁判例、消費生活相談事例、様々な業界における事業者の実務実態等の調査・分析に基づき、健全な事業活動に支障を来すことのないよう配慮しつつ、消費者の安全・安心に寄り添って検討を行い、国会における審議も踏まえて、本法成立後遅くとも3年以内に必要な措置を講ずること。

三、消費者契約法の定める民事ルールによる消費者被害の防止及び救済の実効性を確保するため、適格消費者団体による差止請求権の拡充及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の円滑な施行と実効的な運用に向けた施策を実施するとともに、これらの制度の担い手である適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対する財政面の支援及び全国消費生活情報ネットワーク・システム（P I O—N E T）の配備等による情報面の支援その他適切な支援を行うこと。

四、消費者被害の迅速かつ適切な解決を図る観点から、国民生活センター及び地方公共団体における消費生活相談・あっせん体制を充実・強化するため、消費者行政担当者及び消費生活相談員に対する十分な研修体制の構築、消費生活相談員の処遇の改善等による人材の確保、その他必要な施策を実施すること。また、消費者庁、消費者委員会及び国民生活センターの徳島県への移転については、本法等消費者庁所管の法令の運用に重大な影響を与えかねないため、慎重に検討すること。

右決議する。

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第46号）

（先議）

（参議院 28. 4. 4経済産業委員会付託 4. 15本会議可決 衆議院 5. 24可決）

【要旨】

本法律案は、労働力人口の減少、企業間の国際的な競争の活発化等の経済社会情勢の変化に対応して、中小企業者等の経営の強化を図ることが重要であることに鑑み、事業分野別に新たに経営力の向上のための取組等を示した指針を主務大臣において定めることとするとともに、当該取組を支援するための措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、題名

法律の題名を「中小企業等経営強化法」に改める。

二、目的

この法律は、中小企業等の多様で活力ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援並びに中小企業の経営革新及び異分野の中小企業の連携による新事業分野開拓並びに中小企業等の経営力向上の支援を行うとともに、地域におけるこれらの活動に資する事業環境を整備すること等により、中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

三、定義の追加

この法律において「経営力向上」とは、事業者が、事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成、財務内容の分析の結果の活用、商品又は役務の需要の動向に関する情報の活用、経営能率の向上のための情報システムの構築その他の経営資源を高度に利用する方法を導入して事業活動を行うことにより、経営能力を強化し、経営の向上を図ることをいう。

四、基本方針において定めるべき事項の追加

- 1 中小企業等の経営力向上の内容、実施方法等に関する事項を追加する。
- 2 経営力向上の支援体制の整備に関する内容や実施体制等に関する事項を追加する。

五、事業分野別指針の策定

主務大臣は、基本方針に基づき、所管に係る事業分野のうち、中小企業者等の経営力向上が特に必要と認められる事業分野を指定し、専門家その他の関係者の意見を聴いて、経営力向上の内

容、実施方法、その支援体制の整備等に関し、経営資源を高度に利用する方法の導入の方法その他の当該事業分野に係る経営力向上に関する指針（以下「事業分野別指針」という。）を定めることができる。

六、経営力向上計画の認定

主務大臣は、中小企業者等が申請した経営力向上計画について、経営の向上の程度を示す指標、経営力向上の内容及び実施時期が事業分野別指針（事業分野別指針が定められていない場合にあっては、基本方針）に照らし適切なものであり、かつ、必要な資金の額及びその調達方法並びに経営力向上設備等の種類等が経営力向上を確実に遂行するため適切なものであると認めるときは、その認定をする。

七、支援措置

- 1 中小企業信用保険法に規定する普通保険等の保険関係であつて、認定経営力向上事業に必要な資金に係る債務の保証について、特別枠の設定及び保険料率の引下げ等の措置を講ずる。
- 2 中小企業投資育成株式会社は、中小企業者が認定経営力向上事業を行うために資本金の額が3億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有等を行うことができる。
- 3 株式会社日本政策金融公庫は、中小企業者及び組合等が海外において認定経営力向上事業を行うために必要とする長期の資金の借入れに係る債務の保証を行うことができる。

八、支援体制の整備

- 1 認定経営革新等支援機関が行う経営資源の内容、財務内容その他経営の状況の分析並びに指導及び助言等の業務に、経営力向上に係るものを追加する。
- 2 認定事業分野別経営力向上推進機関は、事業分野別指針に定められた事項に関する普及啓発及び研修並びに経営力向上に関する情報の収集、整理及び分析並びに調査研究を行う。

九、附則

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 中小事業者等がこの法律の施行の日から平成31年3月31日までの期間内に認定経営力向上計画に基づき取得をした機械及び装置で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、新たに課税されることとなった年度から3年度分に限り、課税標準となるべき価格の2分の1の額とする。

【附帯決議】（28.4.14経済産業委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 事業分野別指針の策定に当たっては、関係省庁が効果的な連携をして、事業者団体や事業者組合等の協力を得ながら、優良事例を収集し、経営の強化の方向性を分かりやすく示すとともに、PDCAサイクルを実効性ある形で確立し、中小企業・小規模事業者、中堅企業の経営力向上に資するよう努めること。

また、事業分野別指針が策定されていない事業分野の事業者については、基本方針に基づいて、経営力向上計画を申請し、認定を受けることが可能であることを周知徹底すること。

- 二 経営力向上計画については、基本方針で中小企業・小規模事業者、中堅企業に分かりやすい認定基準を示すとともに、申請手続・書類については、できるだけ簡素なものとし、事業者の負担軽減を図ること。

また、認定経営力向上事業を行う意欲ある小規模事業者に対しては、十分な支援措置を講じるよう配慮すること。

- 三 認定経営革新等支援機関の業務に経営力向上に係るものが追加されることに鑑み、各支援機関の支援実績や得意分野をより分かりやすく示し、中小企業等が利用しやすくするとともに、同機関に対する定期的な調査を実施し、調査結果を公表すること等により、支援内容の質の向上を図ること。

- 四 固定資産税による設備投資減税ができるだけ多くの中小事業者等に活用され、投資効果が最大

限に発揮されるように、制度の周知等に努めるとともに、その効果の検証を行った上で、対象設備の充実等を含め必要な検討を行うこと。

- 五 中小企業等の経営の強化を図り、その生産性を向上させるという本法の政策目的が十分に達成されるよう、その効果等について適時適切に把握するよう努めるとともに、生産性の向上が付加価値の増大につながり、単なる人員削減とならないよう十分留意すること。
右決議する。

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第47号）

（衆議院 継続審査）

【要旨】

本法律案は、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴い、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他の関係法律の規定の整備を行おうとするものである。

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律案（閣法第48号）

（衆議院 28. 4. 22可決 参議院 5. 9総務委員会付託 5. 20本会議可決）

【要旨】

本法律案は、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえ、行政並びに独立行政法人等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営並びに個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、行政機関及び独立行政法人等の保有する個人情報を加工して作成する非識別加工情報を事業の用に供しようとする者に提供するための仕組みを設けるほか、所要の規定の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、行政機関非識別加工情報及び独立行政法人等非識別加工情報の提供のための公正・透明な手続として、提案の募集、提案の審査及び契約の締結などについて、適正な取扱いの規律として、行政機関等が安全確保の措置を講ずることなどを定める。
- 二、行政機関非識別加工情報等に関する仕組みの円滑な実施のため、行政機関等は、提案をしようとする者に対する情報の提供及び苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならないことを、個人情報保護委員会は、総合的な案内所を整備すること、同委員会の行政機関及び独立行政法人等に対する権限として、報告の要求、資料の提出の要求及び実地調査、指導及び助言並びに勧告を定める。
- 三、個人情報の定義の明確化を行うなど所要の規定の整備を行う。
- 四、この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（28. 5. 19総務委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、本法の規定に基づき個人情報の定義等を政令等で定めるに当たっては、国民及び事業者等に分かりやすいものとなるよう、これらの者から幅広く丁寧に意見を聴取し、保護対象を可能な限り明確化すること。
- 二、新たに導入される非識別加工情報の規定の趣旨が個人情報の利活用を促進するものであることに鑑み、行政機関非識別加工情報等を活用する者が個人情報保護法に基づく匿名加工情報と同様に取り扱うことができることについて、十分な周知を行うこと。
- 三、個人情報保護委員会は、行政機関非識別加工情報等の作成に係る基準を策定するに当たっては、行政機関及び独立行政法人等の保有する個人情報の特質に十分に配慮するとともに、情報通信分

野において日々進展する技術革新に伴って、特定の個人を識別される危険性を排除するために、当該基準に関し、適宜必要な見直しを行うこと。

四、個人情報保護委員会が、本法を含む個人情報保護法制及び個人情報保護委員会規則の適切な運用、及び、事業者や関係団体に対する利活用に資する情報の提供等の必要な支援を行うため、同委員会の委員、専門委員及び事務局に、行政機関及び独立行政法人等における個人情報保護制度及び民間における個人情報の利活用の実務について十分な知見を有する者のほか、個人情報が収集され、提供される国民の権利利益の保護に精通する者などを適切に登用すること。

五、行政機関非識別加工情報等の制度的な導入を含め、我が国の個人情報の保護水準が国際的に十分なものであることを諸外国に積極的に周知し、相互理解を十分に深めること。

六、行政機関等の保有する個人情報には、当該個人情報の取得プロセスにおける義務性・権力性が高いものや、本人にとって秘匿性が高いものが多いことに鑑み、行政に対する国民の信頼を確保する観点から、行政機関等は、保有する個人情報の保護に係る実効性ある情報セキュリティ対策の在り方について不断の検討を行い、必要な対策を遺漏なく確実に実施すること。

七、行政機関及び独立行政法人等は、非識別加工情報が行政機関等の内部においては個人情報に該当することを十分に認識し、非識別加工情報と他の情報との照合は、所掌事務の遂行に必要であり、かつ、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合に限るとともに、個人情報を取り扱う業務に従事する者のICTの知識とモラルの向上、法令・情報セキュリティポリシーの遵守の徹底を図るための研修実施等、継続的な人材育成に必要な措置を講ずるなど、個人情報の保護に万全の体制を構築すること。

八、本法の適正な運用を確保するため、関係各機関において責任者を定めて責任の所在を明確にするなどの管理体制の整備、指針の作成、研修の実施等による指導の徹底を図ること。

九、教育、広報その他の継続的な活動を通じて、非識別加工情報の制度の導入に基づく適正な取扱いの下での個人情報の利活用の推進に関する国民の理解と信頼を深めるよう努めること。

十、今後、各地方公共団体において、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策の見直しに向けた検討が行われる場合において、その円滑な検討に資するよう、速やかに相談窓口を設け、必要な情報提供を行うなど、国が地方公共団体に対して協力を行うための体制整備に努めること。

十一、附則第4条に規定する「個人情報の一体的な利用の促進のための措置」を講ずるに際しては、「法制上の措置」も含めて検討するなど、以上の諸点を踏まえ、必要な見直しを行うこと。
右決議する。

民法の一部を改正する法律案（閣法第49号）

（衆議院 28.5.24修正議決 参議院 5.26法務委員会付託 6.1本会議可決）

【要旨】

本法律案は、女性に係る再婚禁止期間を前婚の解消又は取消しの日から6箇月と定める民法の規定のうち100日を超える部分は憲法違反であるとの最高裁判所判決があったことに鑑み、当該期間を100日に改める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 再婚禁止期間の短縮等

- 1 民法第733条第1項の定める再婚禁止期間を「前婚の解消又は取消しの日から6箇月」から「前婚の解消又は取消しの日から起算して100日」に改める。
- 2 民法第733条第2項を改め、女が前婚の解消若しくは取消しの時に懐胎していなかった場合又は女が前婚の解消若しくは取消しの後に出産した場合には、再婚禁止期間の規定を適用しない。

二 再婚禁止期間内にした婚姻の取消し

再婚禁止期間の規定に違反した婚姻について、前婚の解消若しくは取消しの日から起算して100日を経過し、又は女が再婚後に出産したときは、その取消しを請求することができない。

三 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、施行後3年を目途として、再婚禁止に係る制度の在り方について検討を加える旨の規定を附則に追加する修正が行われた。

森林法等の一部を改正する法律案（閣法第50号）

（衆議院 28.4.28可決 参議院 5.9農林水産委員会付託 5.13本会議可決）

【要旨】

本法律案は、最近における森林及び林業をめぐる状況を踏まえ、森林資源の循環利用を促進し、林業の成長産業化を実現するため、適切な森林施策を通じて、国産材の安定供給体制の構築、森林資源の再造成の確保及び森林の公益的機能の維持増進を図るための一体的な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、森林法の一部改正

1 森林計画制度の見直し

地域森林計画、国有林の地域別の森林計画及び市町村森林整備計画において、鳥獣害防止森林区域、鳥獣害の防止に関する事項等を計画事項とすることとする。

また、森林経営計画において、鳥獣害の防止の方法を計画事項とすることとする。

2 伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況に関する報告制度の創設

森林所有者等は、伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況について、市町村の長に報告しなければならないこととする。

3 共有者不確知森林に係る裁定制度の創設

所在不明の森林所有者がある共有林において、所在が知れている所有者は、都道府県知事の裁定、補償金の供託を経て、所在不明の森林所有者の立木の持分又は伐採及び伐採後の造林の実施のため当該共有林の土地を使用する権利の取得をすることができることとする。

4 林地台帳等の作成等

市町村は、森林の土地の所有者、森林の土地の所在、森林の土地の境界に関する測量の実施状況等を記載した林地台帳及び森林の土地に関する地図を作成し、公表するものとする。

二、分収林特別措置法の一部改正

分収林契約において、確知することができない契約当事者が存在する場合等であっても、契約条項の変更を円滑に行うことができるよう、契約当事者の10分の1を超える異議がないことをもって、契約条項の変更ができることとする。

三、森林組合法の一部改正

出資組合は、林業を行う組合員の利益の増進を期するためには当該出資組合が自ら経営することが相当と認められる森林につき、森林経営事業を行うことができるとし、出資組合が行う森林経営事業に常時従事する者の3分の1以上は、当該出資組合の組合員又は組合員と同一の世帯に属する者でなければならないものとする規定を廃止することとする。また、森林組合連合会は、森林経営事業を行うことができることとする。

四、木材の安定供給の確保に関する特別措置法の一部改正

都道府県知事は、森林資源の状況からみて林業的利用の合理化を図るべき相当規模の森林がある地域を指定地域として指定することができることとする。また、指定地域内の森林の森林所有者等は、当該森林所有者等が生産した木材を製品の原材料若しくはエネルギー源として利用する事業者又はその組織する団体と共同して、木材の安定的な取引関係の確立を図る事業に関する計画を作成し、都道府県知事（事業計画が都道府県域を超える場合は農林水産大臣）の認定を受けることができることとする。

五、国立研究開発法人森林総合研究所法の一部改正

1 法律の題名及び法人の名称の変更

法人の名称を国立研究開発法人森林総合研究所から国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「機構」という。）に改称するとともに、法律の題名を国立研究開発法人森林研究・整備機構法に改めることとする。

2 機構の業務の範囲の変更

機構は、水源を涵養するための森林の造成を行うこととする。

六、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成29年4月1日から施行することとする。

【附帯決議】（28.5.12農林水産委員会議決）

森林は、国土の保全、水源涵養、生物多様性の保全、地球温暖化防止、木材等の物質生産など、多面的・公益的な機能を有している。しかしながら、我が国の林業は、木材価格の低迷、森林所有者の世代交代、山村地域の過疎化等により、依然として厳しい状況にあることから、林業の成長産業化を実現するため、適切な森林施業を通じて、国産材の安定供給体制の構築、森林資源の再造成の確保及び森林の公益的機能の維持増進を図る必要がある。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 森林資源の循環利用の推進のため主伐後の確実な再造林が必要であるが、現状における木材の伐採収入では再造林に係る経費の確保が困難であることから、確実な再造林に向けて、公的補助の拡充等を図ること。
- 二 施業の集約化を加速するため、林地台帳整備に当たる市町村等への支援の強化を図るとともに、森林経営計画作成の促進に向け、プランナー等の人材育成、国の職員による技術的な支援の更なる拡大や、集約化が困難な森林の地方公共団体等による公有林化に対する支援の強化等の施策の拡充を図ること。
- 三 森林組合が森林経営事業実施の体制整備を図り、林業活性化に取り組みつつ、過度なリスクを取ることで森林組合の経営悪化を招くことのないよう、農林水産省は引き続き森林組合・森林組合連合会の財務を監督するとともに、森林組合・森林組合連合会の経営・財務管理を担い得る人材の育成に注力すること。
- 四 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会施設への国産材利用に積極的に取り組むとともに、公共建築物の木造化やCLT（直交集成板）の普及等による木材利用の拡大、森林認証・認証材の普及促進、木材の輸出促進などにより、国産材需要の拡大に全力を挙げる。また、木質バイオマスを含む地域材の安定供給体制の確立に向け、川上・川下における木材需要に対応した供給調整を担う組織や人材の育成など地域における必要な方策を検討すること。また、セルロースナノファイバー等の新たな技術の開発・実用化等に取り組むこと。
- 五 地域林業の確立を図るためには、林業事業体の育成と林業労働力の確保は不可欠であり、山村振興の観点からも、地域の企業の受注機会の増大・所得向上に向けた支援等必要な方策を検討すること。
- 六 国際社会にとり重要かつ喫緊の課題である地球温暖化防止を推進するため、京都議定書の第二約束期間における目標及び昨年末に合意されたパリ協定を踏まえ、間伐や植林等の森林吸収源対策を着実に推進するための安定財源の確保に向けた検討を加速化すること。さらに、安定財源が確保されるまでの間においても、必要な予算の確保を図ること。
- 七 自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図るため、事業者が合法伐採木材の利用を確保するため適正なリスク評価その他の措置を講ずることを促すとともに、事業者による合法伐採木材の利用を確保するための取組の実施状況に関する情報の把握に努め、違法伐採木材の取扱いが懸念される場合には、その是正に努めること。
- 八 近年の山地災害の頻発やその被害の増加を踏まえ、国民の安全で安心な暮らしを守るため、予防治山対策を含めた治山事業の確実な実施に努めるとともに、必要な予算の確保を図ること。
- 九 東日本大震災からの復興について、海岸防災林の再生や福島の森林・林業の再生を始めとする復興対策に全力で取り組むこと。また、平成28年熊本地震による災害について、治山事業による

崩壊地の早期復旧や二次災害の防止、被害を受けた森林・林業の再生に全力で取り組むこと。
右決議する。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第51号）

（衆議院 28. 4. 28 可決 参議院 5. 2 環境委員会付託 5. 20 本会議可決）

【要旨】

2015年12月、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして、全ての国が参加する公平な合意であるパリ協定が採択された。我が国は、パリ協定に先立ち、2015年7月に、温室効果ガスを2030年度に2013年度比で26%、2005年度比で25.4%削減するとの目標を柱とする約束草案を国連に提出している。この目標の達成のため、家庭・業務部門においては約4割という大幅な削減が必要である。そのため、国として、地球温暖化の現状や対策への理解と気運を高め、国民一人一人の自発的な行動を促進する普及啓発が極めて重要な施策となる。

本法律案は、こうした状況を踏まえ、普及啓発を強化するという国の方針を明示し、所要の規定を整備するとともに、国際協力を通じた地球温暖化対策の推進、地域における地球温暖化対策の推進のために必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、地球温暖化対策計画に定める事項として、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策及び活動に関する普及啓発の推進に関する基本的事項を、また、地球温暖化対策に関する国際協力を推進するために必要な措置に関する基本的事項をそれぞれ追加する。
- 二、都道府県及び市町村が策定することとされている地方公共団体実行計画について、共同して策定することができる旨を規定し、あわせて、同計画において、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として定めるものとして、都市機能の集約の促進等を例示として加える。
- 三、京都メカニズム関連規定の整備、経過措置その他の規定の整備等を行う。
- 四、この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】（28. 5. 19 環境委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議で採択されたパリ協定を踏まえ、産業革命以前と比べた世界の平均気温の上昇幅を2度より十分低く保ち、1.5度以下に抑える努力を追求すること、世界の温室効果ガス排出量が最大に達する時期をできる限り早くするものとし、今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去の均衡を達成することが人類共通の課題であることを認識し、この目標の達成に向けた国際的役割を果たすために、長期的展望に立って積極的に地球温暖化対策を実施すること。
- 二、2050年までに80パーセントの温室効果ガスの排出削減を目指すという長期的目標は従来の取組の延長だけでは実現が困難であることから、革新的な技術開発・普及などのイノベーションによる解決を最大限に追求すること。また、今ある技術の更なる普及による再生可能エネルギーの最大限の導入及び省エネルギーの最大限の推進を図るための取組も一層加速して進めること。
- 三、地球温暖化に起因する気候変動による我が国への被害や影響を軽減する施策の実効性を高めるため、気候変動の影響への適応計画の早期の法定計画化を図ること。
- 四、地球温暖化対策計画はもとより、適応計画等については、国際的動向及び最新の科学的知見を基に不断に見直しを行い、必要な追加的施策を実施するとともに、その見直し過程における公正性及び透明性を確保するため、基礎とした情報の国民への速やかな公開の徹底、議論への国民の参画の機会を十分に確保すること。また、それらの計画に基づく取組の進捗状況について、定期的に公表すること。
- 五、強力な温室効果ガスであるフロン類については、回収・破壊や漏えい防止に努めるとともに、生産にも適切な規制を行っていくこと。また、人工的に合成された物質であるという点に鑑み、回収・破壊などにおいては生産者責任にも留意した政策の検討を進めること。

右決議する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第52号）

（衆議院 28.4.21可決 参議院 4.21地方・消費者問題に関する特別委員会付託 5.13本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、国から地方公共団体又は都道府県から市町村への事務・権限の移譲等に関する事項
住民に身近な行政を地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするため、国から地方公共団体又は都道府県から市町村への事務・権限の移譲、地方公共団体への権限の付与、地方版ハローワークの創設等を行うこととし、関係法律の改正を行う。
- 二、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直しに関する事項
地方が自らの発想でそれぞれの地域に合った行政を行うことができるようにするため、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直しを行うこととし、関係法律の改正を行う。
- 三、施行期日
この法律は、一部を除き、平成29年4月1日から施行する。

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案（閣法第53号）

（衆議院 28.4.28可決 参議院 5.11内閣委員会付託 5.27本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、認定区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置等の追加
 - 1 道路運送法の特例
国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業（市町村、特定非営利活動法人等が、一の市町村の区域内における外国人観光旅客等の移動のための交通手段を提供することを主たる目的として有償で自家用自動車により行われる旅客の運送であって、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であるものを行う事業をいう。）を定めた区域計画の認定を受けたときは、当該国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業に係る自家用有償観光旅客等運送を、道路運送法上の自家用有償旅客運送とみなして、同法の規定を適用する。
 - 2 農地法の特例
国家戦略特別区域会議が、法人農地取得事業（農業経営を行おうとする法人による農地等の所有権の取得を認める事業をいう。）を定めた区域計画の認定を受けたときは、この法律の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、農業委員会は、農地所有適格法人以外の法人で一定の要件を満たしているものが農地等について、政令で定める地方公共団体から所有権を取得しようとする場合には、許可をすることができる。
 - 3 障害者の雇用の促進等に関する法律の特例
国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域障害者雇用創出事業（中小企業者が障害者の雇用の機会の創出を図る事業をいう。）を定めた区域計画の認定を受けたときは、当該区域計画に定められた有限責任事業組合（一定の要件を満たすものに限る。）を、障害者雇用率の通算が可能となる事業協同組合等とみなす。
 - 4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の特例
国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業（薬局開設者が、その薬局の所在地の都道府県知事が管轄する区域内であって、一定の要件を満たす区域に居住する者に対して、医師等から対面以外の方法による診察に基づいて交付された処方箋により調剤された薬剤の販売等を行う場合に、その薬局において薬剤の販売等に従事する薬剤師に、テレビ

電話装置等を用いて、当該薬剤の適正な使用のために行われる情報の提供等を行わせる事業をいう。)を定めた区域計画の認定を受けたときは、薬局開設者は、その薬局ごとに所在地の都道府県知事の登録を受けることができる。

5 課税の特例

認定区域計画に定められている特定事業を実施する法人の所得については、一定の要件を満たす場合、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

二、雑則

1 国及び関係地方公共団体は、外国人観光旅客の来訪の促進に資するため、民間事業者と連携しつつ、空港又は港湾における出入国に際して必要となる手続が迅速かつ効率的に行われるために必要な施策を講ずるものとする。

2 厚生労働大臣は、革新的な医療機器に係る製造販売の承認を受けるために臨床研究中核病院において行われる治験等の実施に携わる医療関係者に対する情報の提供等の援助を行うものとする。

三、施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 政府は、我が国において外国人が我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品の生産等又は役務の提供に必要となる専門的な知識等を習得する機会及びこれらの専門的な知識等を生かして就労する機会の充実に資するよう、この法律の施行後1年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとし、この検討を行うに当たっては、我が国における労働力需給の状況その他の情勢に配慮しなければならない。

【附帯決議】(28.5.26内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

一 法人農地取得事業の実施に当たっては、この制度の全国展開及び実施期間の延長を前提としないこと。また、本法に基づく対象地域を検討するに当たっては、当該地域の農業経営及び農地の利用状況等について慎重に検討すること。

二 株式会社の農地所有を認めるに当たっては、当該農地等が目的外使用、転売又は開発行為等により荒廃すること等のないよう十分に配慮すること。また、近隣農家等の懸念・不安の払拭に努めること。

三 株式会社の農地所有を認めた後、農地の利用状況等についての的確に監視するよう地方公共団体を指導するとともに、目的外使用等を理由に農地等の所有権を特定地方公共団体に移転するに当たっては、当該地方公共団体は住民の負担を軽減するよう努め、売買による場合においては適切な価格で取得するなど、当該地方公共団体の住民に必要以上の負担とならないよう配慮すること。

四 国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業については、公共交通であるバス・タクシー等が極端に不足している地域における観光客等の移動の利便性の確保が目的であることから、既存の一般旅客自動車運送事業で対応可能な場合はこれを認めないこと。また、同制度の全国での実施や、いわゆる「ライドシェア」の導入は認めないこと。

五 自家用自動車による有償運送において、観光客等を対象にする場合には、運転手に第二種運転免許の取得者を充てるなど、タクシー事業者に準じた安全対策を講ずること。

六 自家用有償旅客運送はあくまで特例であることに鑑み、公共交通を維持・発展させるために、バス・タクシー等の一般旅客自動車運送事業の振興や、それらへの公的補助、業務委託など、バス・タクシーの活用についても併せて取り組むこと。

七 国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業の実施に当たっては、離島や過疎地など、対面での服薬指導が困難な地域に限定し、全国展開を前提としないこと。

右決議する。

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案（閣法第54号）

（衆議院 継続審査）

【要旨】

本法律案は、公的年金制度について、制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準の確保等を図るため、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく社会経済情勢の変化に対応した保障機能の強化、より安全で効率的な年金積立金の管理及び運用のための年金積立金管理運用独立行政法人の組織等の見直し等の所要の措置を講じようとするものである。

児童福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第55号）

（衆議院 28. 5. 19可決 参議院 5. 24厚生労働委員会付託 5. 27本会議可決）

【要旨】

本法律案は、全ての児童の健全な育成を図るため、児童の福祉を保障するための原理の明確化、児童相談所の体制の整備、児童福祉法による施設入所等の措置の対象となる者の範囲の拡大等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有することを規定する。
- 二 母子健康センターが行う事業に、母子保健に関し、支援に必要な実情の把握及び関係機関との連絡調整を行うこと等を追加し、その名称を母子健康包括支援センターに変更する。
- 三 市町村（特別区を含む。）は、児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならないものとする。
- 四 都道府県は、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- 五 児童相談所において心理に関する専門的な知識等を必要とする指導をつかさどる所員の中には、医師であって精神保健に関して学識経験を有する者又は大学において心理学を専修する学科等の課程を修めて卒業した者等が含まなければならないものとし、児童の健康及び心理の発達に関する専門的な知識等を必要とする指導をつかさどる所員の中には、医師又は保健師が含まなければならないものとする。
- 六 政令で定める特別区は児童相談所を設置するものとする。
- 七 里親に関する普及啓発、里親の選定、里親と児童との間の調整、里親に委託しようとする児童の養育に関する計画の作成等を行うこと及び児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、援助を行うことを都道府県の業務として位置付けるものとする。
- 八 大学の学生等であって満20歳に達した日から満22歳に達する日の属する年度の末日までの間にあるもの（満20歳に達する日の前日において児童自立生活援助が行われていたものに限る。）を児童自立生活援助の対象とするものとする。
- 九 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、一は公布の日から、四及び五は平成28年10月1日から施行する。

【附帯決議】（28. 5. 26厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、自分から声を上げられない子どもの権利を保障するため、子どもの権利擁護に係る第三者機関の設置を含めた実効的な方策を検討すること。
- 二、児童虐待を防止し子どもの健全な育成を図るため、子どもに対する有形力の行使は、子どもの精神あるいは発達に様々な悪影響を及ぼし得るため基本的には不適切であることを周知徹底するなど、体罰によらない子育てを啓発すること。また、今日の家族を取り巻く状況の把握に努めるとともに、国際社会における議論の動向等を踏まえ親権を行う者の懲戒権の行使の在り方について検討すること。

- 三、要保護児童対策地域協議会の更なる活用等による関係機関の連携強化を推進すること。また、市区町村における支援体制の強化及び児童相談所設置自治体の拡大に当たっては、専門人材の確保や財政面の支援等の必要な措置を行うこと。
- 四、児童虐待は刑事事件に発展する危険性を有しており、児童相談所と警察等関係機関が連携した対応を行うことが重要であることから、児童虐待案件に関する情報が漏れなく確実に共有されるよう必要な検討を行うとともに、より緊密かつ確かな情報共有が可能となるよう児童相談所の体制の強化についても検討すること。
- 五、医師・歯科医師・薬剤師は学校における健康診断等を通じて児童の生活状況や栄養状況を知ることができる立場にあることに鑑み、ネグレクトを含め要支援児童等を早期に発見するために学校関係者と学校医・学校歯科医・学校薬剤師が相互に連携を図りながらより一層協力できる体制を整備すること。
- 六、一時保護については、子どもを取り巻く背景が様々であることに配慮し、個別の事情に応じた一時保護の在り方について検討するとともに、一時保護所の適切な運営を確保するために必要な措置を講ずること。
- 七、児童心理治療施設が子どもの成長や自立に重要な役割を果たしていることに鑑み、その拡充について必要な措置を講ずること。また、虐待の連鎖を防ぐため、虐待を受けた子どもが大人になった後も継続的に心のケアを受けることができる仕組みを早急に構築すること。
- 八、社会的養護の対象となった子ども等が自立した生活を送る力を身につけるまで必要な援助を続けるため、措置延長制度や自立援助ホームの積極的活用を図るとともに、児童福祉法が対象とする年齢を超えた場合においても引き続き必要な支援を受けることができる仕組みを早急に整備すること。
- 九、子どもの社会的養護に万全を期すためには、児童福祉施設における養護とともに、里親制度を始めできる限り家庭と同様の養育環境が必要であることに鑑み、里親制度に関する国民的理解を広げることも含めた里親への支援体制の整備に関する施策について、更なる拡充を含め検討すること。
- 十、特別養子縁組により子どもに対して永続的な家庭を保障することの重要性に鑑み、児童相談所と関係機関との連携の強化、養親候補者への研修の実施、特別養子縁組成立後の支援の在り方等について直ちに検討を開始し、特別養子縁組の利用促進のために必要な措置を講ずること。
右決議する。

臨床研究法案（閣法第56号）

（衆議院 継続審査）

【要旨】

本法律案は、臨床研究の対象者をはじめとする国民の臨床研究に対する信頼の確保を図ることを通じてその実施を推進するため、臨床研究の実施の手続、認定臨床研究審査委員会による審査意見業務の適切な実施のための措置、臨床研究に関する資金等の提供に関する情報の公表の制度等を定めようとするものである。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案（第189回国会閣法第30号）

（衆議院 継続審査）

【要旨】

本法律案は、外国人の技能実習における技能等の適正な修得等の確保及び技能実習生の保護を図るため、技能実習を実施する者及び実施を監理する者並びに技能実習計画についての許可等の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講じようとするものである。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(第189回国会閣法第31号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、介護の業務に従事する外国人の受入れを図るため、介護福祉士の資格を有する外国人に係る在留資格を設けるほか、出入国管理の現状に鑑み、偽りその他不正の手段により上陸の許可等を受けた者等に適切に対処するため、罰則の整備、在留資格取消事由の拡充等の措置を講じようとするものである。

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(第189回国会閣法第42号)

(衆議院 第189回国会27.8.7修正議決 参議院 第189回国会8.21法務委員会付託 28.5.20本会議可決 衆議院 5.24可決)

【要旨】

本法律案は、刑事手続における証拠の収集方法の適正化及び多様化並びに公判審理の充実化を図るため、刑事訴訟法、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律、刑法その他の法律を改正し、所要の法整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 取調べの録音・録画制度の創設

- 1 裁判員制度対象事件及びいわゆる検察官独自捜査事件について、逮捕・勾留中の被疑者取調べ又はいわゆる弁解録取手続の際に作成された供述調書等の任意性が公判において争われたときは、検察官は、原則として、その被疑者取調べ等を録音・録画した記録媒体の証拠調べを請求しなければならない。
- 2 検察官、検察事務官又は司法警察職員が、逮捕又は勾留されている被疑者の取調べ等を行うときは、一定の例外事由に該当する場合を除き、その全過程を録音・録画しておかなければならない。

二 証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度の創設並びに刑事免責制度の創設

- 1 一定の財政経済犯罪及び薬物銃器犯罪を対象として、検察官が、弁護人の同意を条件に、被疑者・被告人との間で、被疑者・被告人が他人の犯罪事実を明らかにするための供述等をし、検察官が不起訴や特定の求刑等をする旨の合意をすることができる。
- 2 裁判所は、検察官の請求を受けて、決定により、免責を与える条件の下で、証人にとって不利益な事項についても証言を義務付けることができる。

三 犯罪捜査のための通信傍受の対象事件の拡大及び手続の効率化

- 1 現行法が規定する傍受の要件に加えて、あらかじめ定められた役割の分担に従って行動する人の結合体により行われると疑うに足る状況があることを要件とした上で、現行法上薬物銃器犯罪等に限定されている対象犯罪に、殺人、略取・誘拐、詐欺、窃盗等の罪を追加する。
- 2 暗号技術を活用することにより、傍受の実施の適正を確保しつつ、通信事業者等の立会い・封印を伴うことなく、捜査機関の施設において傍受を実施することができるなどの措置を講じる。

四 弁護人による援助の充実化

被疑者国選弁護制度の対象事件を拡大し、死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役・禁錮に当たる罪について勾留状が発せられている被疑者から、勾留状が発せられている全ての被疑者とする。

五 証拠開示制度の拡充

- 1 公判前整理手続等において、検察官請求証拠の開示後、被告人又は弁護人から請求があったときは、検察官は、その保管する証拠の一覧表を被告人又は弁護人に交付しなければならない。
- 2 検察官、被告人又は弁護人は、裁判所に対し、事件を公判前整理手続等に付することを請求することができるのとするとともに、開示の対象となる類型的な証拠の範囲を拡大する。

六 犯罪被害者等及び証人を保護するための措置

- 1 証人等の氏名等の開示について、証人等の身体又は財産に対する加害行為等のおそれがあるときは、防御に実質的な不利益を生じるおそれがある場合を除き、検察官が、弁護人に当該氏名等を開示した上で、これを被告人に知らせてはならない旨の条件を付することができ、特に必要があるときは、弁護人にも開示せず、代替的な呼称等を知らせることができる。
- 2 裁判所は、証人を尋問する場合において、証人が加害行為を受けるおそれのある場合等に、同一構内以外にある場所に証人を在席させ、ビデオリンク方式によって尋問することができる。

七 その他

裁量保釈の判断に当たっての考慮事情の明確化、自白事件の簡易迅速な処理のための措置、犯人蔵匿等及び証拠隠滅等の罪などの法定刑の引上げ等を行う。

八 施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、取調べの録音・録画等の実施状況を勘案し、取調べの録音・録画等に関する制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

なお、本法律案は、衆議院において、証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度について検察官が合意をするか否かの判断に当たり考慮すべき事情の追加、合意のための協議への弁護人の常時関与、傍受記録に記録されている通信の当事者に対する通知事項の追加、通信傍受についての国会報告事項の追加、法施行後3年を経過した場合の検討条項の範囲の拡大等の修正が行われた。

【附帯決議】(28.5.19法務委員会議決)

政府及び最高裁判所は、本法が度重なるえん罪事件への反省を踏まえて重ねられた議論に基づくものであることに鑑み、その施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 検察官及び検察事務官並びに司法警察職員は、取調べ等の録音・録画に係る記録媒体が供述が任意になされたものかどうか判断するための最も重要な証拠となり得ること及び取調べ等の録音・録画が取調べの適正な実施に資することに鑑み、刑事訴訟法第301条の2第4項の規定により被疑者の供述及びその状況を記録しておかなければならない場合以外の場合（別件逮捕による起訴後における取調べ等逮捕又は勾留されている被疑者以外の者の取調べに係る場合を含む。）であっても、取調べ等の録音・録画を、人的・物的負担、関係者のプライバシー等にも留意しつつ、できる限り行うように努めること。
- 二 保釈に係る判断に当たっては、被告人が公訴事実を認める旨の供述等をしないこと又は黙秘していることのほか、検察官請求証拠について刑事訴訟法第326条の同意をしないことについて、これらを過度に評価して、不当に不利益な扱いをすることとならないよう留意するなど、本法の趣旨に沿った運用がなされるよう周知に努めること。
- 三 再審が無辜(こ)の救済のための制度であることを踏まえ、証拠開示の運用、刑事訴訟法第445条の事実の取調べの在り方をめぐる国会の審議の状況の周知に努めること。
- 四 特定電子計算機を用いる傍受の実施においては通信事業者等の立会いがなくなることから、同時進行的な外形的チェック機能を働かせるため、通信傍受の対象となっている犯罪の捜査に従事していない検察官又は司法警察員を立ち合わせること。また、該当性判断のための傍受又は再生を行うに当たっては、特に通信の秘密及びプライバシーの保護に十分に留意して、厳正に実施すること。
- 五 適正に通信傍受が実施されていることについての説明責任を果たすため、客観的に通信傍受の実施状況を検証するための方法について検討すること。
- 六 捜査に必要な機器等の費用は捜査機関が負担することが基本であることに鑑み、通信傍受に必要な機器等の整備に係る通信事業者の負担軽減に十分な配慮を行うこと。
- 七 証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度の実施に関し、検察官は、合意をするため必要な協議に際しては、自由な意見交換などの協議の機能を阻害しないとの観点をも踏まえつつ、日

時、場所、協議の相手方及び協議の概要に係る記録を作成するとともに、当該合意に係る他人の刑事事件及び当該合意の当事者である被告人の事件の公判が終わるまでの間は、作成した記録を保管すること。

右決議する。

総合法律支援法の一部を改正する法律案(第189回国会閣法第57号)

(衆議院 28.4.5修正議決 参議院 5.24法務委員会付託 5.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、法的援助を要する者の多様化により的確に対応するため、日本司法支援センター(以下「支援センター」という。)の業務として、認知機能が十分でない者及び大規模な災害の被災者等を援助する業務を追加する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 認知機能が不十分な高齢者・障害者の法的支援の充実

- 1 認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある者、近隣に居住する親族がいないこと等の理由により弁護士等のサービスの提供を自発的に求めることが期待できない者に対し、資力を問わない法律相談を行う。
- 2 認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある者の場合には、民事裁判等手続の準備及び追行に限定されている代理援助・書類作成援助の対象行為を、一定の行政不服申立手続まで拡大する。

二 大規模災害の被災者の法的支援制度の創設

一定の大規模災害の被災者に対し、資力を問わない無料法律相談を行う。

三 ストーカー等被害者の法的支援制度の創設

特定侵害行為(つきまとい等、児童虐待及び配偶者からの暴力)を現に受けている疑いがあると認められる者に対し、資力を問わず、特定侵害行為の防止に関して必要な法律相談を行う。

四 支援センターの責務の明確化

支援センターの職員である弁護士の資質の向上等に関する支援センターの責務を明確化する。

五 施行期日

この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の有効期限が延長されたことに伴う技術的な修正が行われた。

【附帯決議】(28.5.26法務委員会議決)

政府及び日本司法支援センターは、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 司法アクセス障害を有する高齢者・障害者に対する法的支援の重要性及び必要性に鑑み、特定援助対象者に対する資力を問わない法律相談援助の実施に当たっては、その趣旨を没却することがないように、その対象者の該当性を判断するとともに、費用負担を求める基準及びその負担額を定めるに当たっては、利用者がちゅうちょすることのないようにすること。
- 二 特定援助対象者の司法アクセス障害が真に改善されるよう、特定援助対象者への代理援助等の対象となった「自立した生活を営むために必要とする公的給付に係る行政不服申立手続」の範囲については、柔軟に解釈するとともに、代理援助等の対象とする手続を、行政機関への申請行為にも拡大することを引き続き検討すること。
- 三 福祉機関等や弁護士等による総合的な高齢者・障害者への生活支援の実施の必要性に鑑み、福祉機関等と弁護士等との連携活動の促進のため、地方公共団体への協力要請等、必要な措置を講ずること。
- 四 国民の生命、身体、性的自由等の重大な法益を守り、安心・安全な生活を提供するという国の

- 責務に鑑み、特定侵害行為の被害者に対する資力を問わない法律相談の実施に当たっては、その趣旨を没却することがないように、その対象者の該当性を判断するとともに、費用負担を求める基準及びその負担額を定めるに当たっては、利用者がちゅうちょすることのないようにすること。
- 五 国として、真に援助が必要な犯罪被害者に対し適切な援助を行うことにより、その生命、身体が危険にさらされないよう、捜査機関・民間支援機関・行政機関との交渉等の場面における弁護士費用の援助及び未成年者である犯罪被害者への費用償還を要しない援助の必要性について引き続き検討すること。
- 六 本法に基づく平成28年熊本地震の被災者に対する無料法律相談を早期に実施できるよう、大規模災害の被災者に対する無料法律相談に関する規定の施行及び政令による平成28年熊本地震の指定を早期に行うこと。
- 七 大規模災害の被災者に対する法的支援制度の対象となる災害及び地区については可及的速やかに政令で指定するものとし、その際には被災者の立ち直り及び地域の復旧・復興の迅速化を図るという制度趣旨を没却することがないように留意すること。また、今回創設される無料法律相談の実施状況を踏まえ、支援対象となる災害の範囲及び援助期間の拡大並びに無料法律相談以外の法的援助の創設について検討を行い、必要な措置を講ずるよう努めること。
- 八 日本司法支援センターに対する国民の認知度を高めるための取組を強化するとともに、同センターが国民の多様な法的ニーズに迅速かつ適正に対応することができるよう、十全な財政措置を含む必要な措置を講ずるよう努めること。
- 右決議する。

民法の一部を改正する法律案(第189回国会閣法第63号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、社会経済情勢の変化に鑑み、消滅時効の期間の統一化等の時効に関する規定の整備、法定利率を変動させる規定の新設、保証人の保護を図るための保証債務に関する規定の整備、定型約款に関する規定の新設等を行おうとするものである。

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第189回国会閣法第64号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、民法の一部を改正する法律の施行に伴い、商法その他の関係法律の規定の整備等を行おうとするものである。

社会福祉法等の一部を改正する法律案(第189回国会閣法第67号)

(衆議院 第189回国会27.7.31可決 参議院 第189回国会9.24厚生労働委員会付託 28.3.23本会議修正議決 衆議院 3.31可決)

【要旨】

本法律案は、福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、社会福祉法人の経営組織の見直し、事業運営の透明性の向上及び財務規律の強化、介護人材の確保を推進するための取組の拡充、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 社会福祉法の一部改正

- 一 社会福祉法人は、社会福祉事業等を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

二 社会福祉法人は、評議員会を置かなければならない。役員及び会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

三 社会福祉法人は、定款、計算書類、事業の概要を記載した書類等を公表しなければならない。

四 社会福祉法人は、毎会計年度において、純資産の額が事業の継続に必要な額を超えるときは、社会福祉事業若しくは公益事業の既存事業の充実又は新規事業の実施に関する社会福祉充実計画を作成し、所轄庁の承認を受けなければならない。

五 社会福祉事業等に従事していた介護福祉士等の資格を有する者は、離職した場合等には、都道府県福祉人材センターに住所、氏名等を届け出るよう努めなければならない。

第二 社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正

障害者支援施設等の業務に従事する被共済職員に係る退職手当金の支給に要する費用を国の補助等の対象から除外するとともに、退職手当金の算定に係る支給乗率について、被共済職員期間が長期の場合の支給乗率を引き上げる等の措置を講ずる。

第三 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部改正

平成29年度から平成33年度までの間に介護福祉士の養成施設を卒業した者については、当該卒業した日の属する年度の翌年度の4月1日から5年間、介護福祉士となる資格を有する。

第四 施行期日

この法律は、一部を除き、平成29年4月1日から施行する。

【修正要旨】

この法律のうち同法の法律番号に係る部分中「平成27年」を「平成28年」に改める。

【附帯決議】(28.3.17厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、社会福祉法人の経営組織のガバナンスを強化するには、評議員、理事等の人材の確保や会計監査人の導入等、社会福祉法人にとって新たに様々な負担も懸念される。このため、特に小規模の法人については、今後も安定した活動ができるよう、必要な支援に万事遺漏なきを期すこと。また、人材の確保が困難な地域にある法人についても必要な配慮を行うこと。さらに、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する人材を育成するため、自治体等が行う研修等の取組に対して必要な支援を行うこと。

二、事業運営の透明性の向上を図るため、都道府県による財務諸表等の収集、分析及び活用並びに国による全国的なデータベースの整備に当たっては、一般国民、特に利用者が社会福祉法人の経営状況を了知でき、かつ、外部評価に耐えられる内容となるよう、分かりやすい評価尺度を作成し、公表すること。

三、いわゆる内部留保の一部とされる社会福祉法人が保有する純資産の額から事業の継続に必要な財産額を控除等した「社会福祉充実残額」の算出に当たっては、社会福祉法人の経営に支障を来すものとならないよう、事業の継続に必要な財産額が適切に算定されるようにすること。また、政府統計等により把握される他産業の民間企業の従業員の賃金等の水準を所轄庁から所管法人に示すよう要請することにより、「社会福祉充実残額」を保有する社会福祉法人が社会福祉充実計画を作成するに当たって、当該賃金等の水準を斟酌した上で、社会福祉事業を担う人材の適切な処遇が確保されていることを確認することの重要性の周知を徹底すること。

四、事業の継続に必要な財産額が確保できない、財産の積立不足が明らかな法人に対しては、必要な支援について検討すること。

五、地域公益活動の責務化については、待機児童、待機老人への対応等、本来の社会福祉事業を優先すべきであり、社会福祉法人の役割と福祉の公的責任の後退を招くことのないようにするとともに、社会福祉法人設立の主旨である自主性と社会福祉事業の適切な実施に支障を及ぼすような過度の負担を求めるものではないことを周知徹底すること。

六、社会福祉法人の所轄庁については、指導監督等の権限が都道府県から小規模な一般市にも委譲されていること、社会福祉充実計画の承認等の新たな事務が増えることから、所轄庁に対し適切な支援を行うとともに、一部の地域において独自の取扱いが散見されるとの指摘があることに鑑

- み、また、指導監督が法定受託事務であることを踏まえ、指導監督に係る国の基準を一層明確化することで、その標準化を図ること。
- 七、社会福祉法人の提供するサービスの質の確保に当たっては、高い能力を発揮する人材の雇用及び職員全体で職務を補い合う業務体制の確立が求められることから、社会福祉法人において労働基準法、労働安全衛生法等の労働関係法令の確実な遵守並びに業務に関する規程の整備及び運用がなされるよう、所要の措置を講ずること。
- 八、現下の社会福祉事業における人材確保が困難な状況に鑑み、介護人材を始めとする社会福祉事業等従事者の離職防止に資する措置を講ずるとともに、介護報酬、障害福祉報酬の改定による影響を注視しながら、職員の処遇の実態を適切に把握した上で、人材確保のための必要な措置について検討すること。また、介護人材の現状を正しく把握し、必要な人材を養成・確保するに当たっては、その量のみならず質についても適切に評価できる手法を検討すること。
- 九、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成廃止に当たっては、職員確保の状況及び本共済制度の財務状況の変化を勘案しつつ、法人経営に支障が生じないよう、障害者支援施設等の経営実態等を適切に把握した上で報酬改定を行うなど必要な措置を講ずるよう検討すること。また、公費助成の廃止の対象となった法人のうち、本共済制度から脱退した法人及び新規採用者を本共済制度の対象としない法人に対し、社会福祉事業を担う人材の確保に当たって退職金が果たす役割の重要性の周知を徹底すること。
- 十、准介護福祉士の国家資格については、フィリピンとの間の経済連携協定との整合を確保する観点にも配慮して暫定的に置かれたものであることから、早急にフィリピン側と協議を行う等の対応を行うとともに、当該協議の状況も勘案し、准介護福祉士の名称、位置付けを含む制度の在り方について介護福祉士への統一化も含めた検討を速やかに行い、所要の措置を講ずること。
- 十一、介護職員の社会的地位の向上のため、介護福祉士の養成施設ルートの国家試験義務付けを確実に進めるとともに、福祉サービスが多様化、高度化、複雑化していることから、介護福祉士が中核的な役割及び機能を果たしていけるよう、引き続き対策を講ずること。
- 十二、将来的に福祉職、介護職に就く人材を増やすべく、現在中学・高校教育における福祉及び介護に関わるインターンシップの体験率が必ずしも高くない状況も勘案し、関係府省と連携して、福祉及び介護に関わる基礎的理解と経験が得られるよう努めること。
- 十三、介護職員の処遇については、介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律（平成26年法律第97号）等により処遇改善に関する措置が行われてきたことを踏まえ、人材確保に支障を来さぬよう処遇改善に資する措置など必要な措置を講ずるとともに、正規・非正規、フルタイム・パートタイム等にかかわらず、均等・均衡待遇を確保するよう努めること。
- 十四、介護職員が抱える心的・精神的負担に対する支援については、介護労働がいわゆる燃え尽き症候群を引き起こす例が見られることから、今後も必要な調査を行うことにより介護現場の実態を適切に把握した上で、産業保健等によるメンタル面からのサポートについて幅広い観点から検討を行い、施設の労働環境を評価できる仕組みの構築を含めた所要の措置を講ずること。
- 十五、本法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律附則第6条の4の規定に基づき、育児休業、介護休業に準ずる休業を厚生労働省令で定めるに当たっては、雇用は継続しているものの、やむを得ず介護の実務に就くことができない場合、倒産や事業の縮小・廃止等の本人の責めによらない離職の場合、疾病等により雇用されること自体が困難な場合など実務に従事できないことやむを得ない理由があると認められる場合について、適切に配慮すること。

右決議する。

労働基準法等の一部を改正する法律案(第189回国会閣法第69号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、長時間労働を抑制するとともに、労働者が、その健康を確保しつつ、創造的な能力を発揮しながら効率的に働くことができる環境を整備するため、年次有給休暇に係る時季指定の使用者への義務付け、高度な専門的知識等を要する業務に就き、かつ、一定額以上の年収を有する労働者に適用される労働時間制度の創設等の所要の措置を講じようとするものである。

確定拠出年金法等の一部を改正する法律案(第189回国会閣法第70号)

(衆議院 第189回国会27.9.3可決 参議院 第189回国会9.24厚生労働委員会付託 28.4.15本会議修正議決 衆議院 5.24可決)

【要旨】

本法律案は、企業年金制度等について、働き方の多様化を始め社会経済構造の変化に対応するとともに、老後に向けた個人の自助努力を行う環境を整備するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 厚生年金適用事業所の事業主が、厚生年金保険法に規定する第1号又は第4号厚生年金被保険者の数が100人以下であること等の要件に適合する企業型確定拠出年金(以下「簡易企業型年金」という。)に係る規約の承認を受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、企業型確定拠出年金(以下「企業型年金」という。)を実施しようとするときに必要な書類の一部の添付を省略することができる。
- 二 中小事業主(企業型年金及び確定給付企業年金を実施していない厚生年金適用事業所の事業主であって第1号厚生年金被保険者の数が100人以下のものをいう。)は、第1号厚生年金被保険者である個人型年金加入者が個人型確定拠出年金(以下「個人型年金」という。)に掛金を拠出するときは、当該第1号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、ないときは過半数を代表する者の同意を得て、政令で定めるところにより、年1回以上、定期的に、掛金を拠出することができる。
- 三 国民年金法に規定する第1号被保険者(保険料免除者を除く。)、60歳未満の厚生年金保険の被保険者(企業型年金加入者その他政令で定める者を除く。)及び同法に規定する第3号被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、国民年金基金連合会に申し出て、個人型年金加入者となることができる。
- 四 企業型年金又は個人型年金に個人別管理資産がある者が、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合であって、当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、個人別管理資産の移換を受けることができる旨が定められているときは、当該者の申出により、当該個人別管理資産を確定給付企業年金に移換することができる。
- 五 企業型運用関連運営管理機関等は、運用の方法のうちから政令で定める数以下で、かつ、3以上(簡易企業型年金の場合にあつては、2以上)のものを選定し、企業型年金規約で定めるところにより、企業型年金加入者等に提示しなければならない。
- 六 この法律は、一部を除き平成29年1月1日から施行する。

【修正要旨】

- 一 この法律の企業年金連合会の業務に関する規定等の施行期日を「平成27年10月1日」から「平成28年7月1日」に改めるとともに、確定拠出年金に係る掛金の拠出規制単位の月単位から年単位への見直しに関する規定の施行期日を「平成29年1月1日」から「平成30年1月1日」に改める。
- 二 その他所要の規定の整備を行う。

【附帯決議】(28.4.14厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、厚生年金基金の解散が進んでいることに鑑み、企業年金を廃止する企業が極力生じないよう他の企業年金への円滑な移行について更なる支援策を検討すること。また、働き方の多様化及び制度の分立によって加入者が不利益を被ることのないよう、確定拠出年金、確定給付企業年金、中

小企業退職金共済等の制度間のポータビリティの更なる拡充のために必要な措置について引き続き検討を加えること。

- 二、運用商品の選定及び提示に当たっては、元本確保型の運用商品の選択の実態やこれまで当該商品の提供を法律で義務付けてきた経緯を十分に尊重し、加入者の選択の幅が狭められることのないよう、元本確保型の運用商品を含めたリスク・リターン特性の異なる運用商品から3つ以上の運用商品が適切に選定され、加入者に提示されるよう必要な指導を行うこと。特に中小企業においては確定給付企業年金及び確定拠出年金について制度の周知徹底を図るとともに、更なる加入促進策及び投資教育の充実を始めとした運営支援策について引き続き検討すること。また、労使合意の形成に際して、特に労働組合のない中小企業においては、過半数代表を適切な手続で選出することなど加入者の意思が合意に適切に反映されるよう必要な指導を行うこと。さらに、確定拠出年金に加入し年金資産を運用する上においては、社会保障制度及び投資に関する基礎的理解を有していることが望ましいことから、特に若年層に対する上記に関する教育の充実を図るとともに、確定拠出年金の普及拡大に向けた効果的な広報の在り方について検討すること。
- 三、確定拠出年金への新規加入時及び年金資産の移換時の費用並びに口座維持管理料等の各費用を低減させるため、確定拠出年金の取扱金融機関間の自由で公正な競争環境の整備及び国民年金基金連合会を含めた各費用の透明化のための施策について必要な検討を加えること。
- 四、個人型確定拠出年金の第3号被保険者への拡大に当たっては、女性の活躍推進を阻害するものとならないよう十分留意するとともに、国民年金第3号被保険者制度の在り方について引き続き検討すること。
- 五、平成28年度末までの間、停止措置がなされている運用時における企業年金積立金に対する特別法人税の課税について、給付時との二重課税防止の観点から、廃止について検討を行うこと。
右決議する。

本院議員提出法律案

自殺対策基本法の一部を改正する法律案(参第1号)

(参議院 28. 2. 18厚生労働委員長提出 2. 24本会議可決 衆議院 3. 22可決)

【要旨】

本法律案は、自殺対策の一層の推進を図るため、自殺対策が生きることの包括的な支援として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、都道府県自殺対策計画及び市町村自殺対策計画の策定等について定めるほか、基本的施策を拡充し、自殺対策の推進につき必要な組織の整備を図る等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 目的規定に「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていること」を加える。
- 二 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。
- 三 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間（9月10日から9月16日まで）及び自殺対策強化月間（3月）を設ける。
- 四 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、都道府県自殺対策計画を定めるものとする。市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、市町村自殺対策計画を定めるものとする。
- 五 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。
- 六 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。
- 七 政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。
- 八 この法律は、一部の規定を除き、平成28年4月1日から施行する。

平成二十八年度における公債の発行の特例に関する法律案(参第2号)

(参議院 28. 3. 28財政金融委員会付託 3. 31本会議否決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、目的
この法律は、平成28年度における国の財政収支の状況に鑑み、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めることにより、同年度の適切な財政運営に資することを目的とする。
- 二、特例公債の発行等
 - 1 政府は、財政法第4条第1項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成28年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。
 - 2 1による公債の発行は、平成29年6月30日までの間、行うことができることとし、同年4月1日以後発行される当該公債に係る収入は、平成28年度所属の歳入とする。
 - 3 政府は、1の議決を経ようとするときは、その公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

らない。

4 政府は、1により発行した公債については、その速やかな減債に努めるものとする。

三、施行期日

この法律は、平成28年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

法人税法の一部を改正する法律案(参第3号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、内国法人のうち各事業年度終了の日における資本金の額等が100億円を超えるもの等について、その名称、確定申告書等に記載された各事業年度の所得の金額及び法人税の額等を公示するものである。

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を改正する法律案(参第4号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、適用実態調査の結果に関する報告書について、法人税関係特別措置ごとの高額適用法人の報告書用法人コードを、高額適用額に該当する適用額と併せて記載事項とするとともに、適用実態調査の結果の活用の状況等に関する報告書の作成及び国会への提出について定めるものである。

国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律案(参第5号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国の資産及び負債、国の事務及び事業に要した費用その他の国の財務に関する状況を明らかにし、かつ、国会等による予算執行に対する検証の充実を図り、もって政府の有する国の財政状況を国民に説明する責務が十分に果たされるようにするとともに、適正な予算編成と効率的な行政の推進に寄与するため、企業会計の慣行を参考とした国の財務書類等の作成及びその国会への提出等による財務情報の開示等について定めるものである。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案(参第6号)

(参議院 28.4.13法務委員会付託 5.13本会議修正議決 衆議院 5.24可決)

【要旨】

本法律案は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 前文

次の前文を置く。

「我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽(せん)動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解

消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。」

二 総則

1 定義

この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であつて適法に居住するもの(以下1において「本邦外出身者」という。)に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加える旨を告知するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

2 基本理念

国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体の責務

イ 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

ロ 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

三 基本的施策

基本的施策として、国は、相談体制の整備、教育の充実等及び啓発活動等を実施することとし、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、これらの基本的施策を実施するよう努めることとする。

四 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

【修正要旨】

- 一 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の定義に「本邦外出身者を著しく侮蔑する」を加える。
- 二 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

【附帯決議】(28.5.12法務委員会議決)

国及び地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 第2条が規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであり、本法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に鑑み、適切に対処すること。
- 二 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容や頻度は地域によって差があるものの、これが地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては、国と同様に、その解消に向けた取組に関する施策を着実に実施すること。
- 三 インターネットを通じて行われる本邦外出身者等に対する不当な差別的言動を助長し、又は誘発する行為の解消に向けた取組に関する施策を実施すること。
右決議する。

会社法の一部を改正する法律案(参第7号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、最近の我が国における株式会社の不祥事の実態に鑑み、企業統治の一層の強化を図るため、公開会社かつ大会社である監査役会設置会社であってその株式を上場しているもの等のうち取締役の数が5人以上であるものに対して社外取締役の設置を義務付けようとするものである。

女性の健康の包括的支援に関する法律案(参第8号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国民の健康の増進に関し、女性の健康についてはその心身の状態が人生の各段階に応じて大きく変化するという特性に着目した対策を行うことが重要であること、女性の就業等の増加、婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸長等に伴う女性の健康に関わる問題の変化に応じた対策が必要となっていること、女性の健康に関する調査研究を推進し、その成果の普及及び活用を図る必要があること等に鑑み、女性の健康の包括的支援に関する施策を総合的に推進するため、女性の健康の包括的支援について、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、女性の健康の包括的支援に関する施策の基本となる事項を定める等の措置を講じようとするものである。

金融商品取引法の一部を改正する法律案(参第9号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、投資者の投資判断に必要な情報として、有価証券届出書及び有価証券報告書において、これを提出する会社の代表権を有する者であった者のうち当該会社の経営に関与する蓋然性が高い者の状況について記載されるようにするものである。

航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策の推進に関する法律案(参第10号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、近年における国際的なテロリズムの発生、我が国を来訪する外国人旅客数の増大等を踏まえ、航空機強取等防止措置の重要性が一層増大していることに鑑み、航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策を集中的に推進するため、航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策の基本となる事項を定めようとするものである。

民法の一部を改正する法律案(参第11号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、事業者の貸金等債務を主たる債務とする保証契約による過大な保証債務の負担により、保証人の生活の破綻等を招く事例が多く生じていることに鑑み、保証人が金銭の貸付け等を業として行う者との間で締結する保証契約のうち、主たる債務者が事業のために負担する貸金等債務を主たる債務とする保証契約等は、保証人が法人又は主たる債務者である法人の代表者である場合を除き、その効力を生じないこととしようとするものである。

臨床研究の実施の適正化等に関する施策の推進に関する法律案(第189回国会参第2号)

(参議院 第189回国会27.9.24厚生労働委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、我が国における臨床研究について、その適正な実施が強く求められている状況にあ

ることに鑑み、あわせてそれが医療の発展に不可欠であり、医療の需要に対応した臨床研究が積極的に行われる必要があることを踏まえ、臨床研究の実施の適正化等に関する施策を総合的に推進し、もって臨床研究に対する信頼の確保とその健全な発展を図るため、臨床研究の実施の適正化等に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定める等の措置を講じようとするものである。

労働基準法等の一部を改正する法律案(第189回国会参第6号)

(参議院 第189回国会27.9.24厚生労働委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、最近の労働者をめぐる社会経済情勢に鑑み、労働者の保護の強化を図るため、労働時間の管理及び休日に関する規制の強化、労働者の適切な職業選択に資する情報の充実、職場における優位性を不当に利用して労働者に苦痛を与える行為等の防止、時間外労働等管理規程の作成等に関し必要な措置を講じようとするものである。

人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律案(第189回国会参第7号)

(参議院 第189回国会27.6.24法務委員会付託 28.5.13本会議否決)

【要旨】

本法律案は、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の理念に基づき、人種等を理由とする差別の撤廃のための施策を総合的かつ一体的に推進するため、人種等を理由とする差別の禁止等の基本原則を定めるとともに、人種等を理由とする差別の防止に関し国及び地方公共団体の責務、基本的施策その他の基本となる事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 基本原則

- 1 何人も、特定の者に対するその者の人種等を理由とする不当な差別的取扱い、特定の者についてのその者の人種等を理由とする侮辱・嫌がらせその他の不当な差別的言動その他人種等を理由とする不当な差別的行為により、他人の権利利益を侵害してはならない。
- 2 何人も、人種等の共通の属性を有する不特定の者について、それらの者に著しく不安等を覚えさせる目的又はそれらの者に対する当該属性を理由とする不当な差別的取扱いをすることを助長等する目的で、公然と、当該属性を理由とする不当な差別的言動をしてはならない。
- 3 人種等を理由とする差別は、社会のあらゆる分野において、確実に防止されなければならない。
- 4 人種等を理由とする差別は、その防止のための取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、国際的協調の下に防止されなければならない。

二 国及び地方公共団体の責務

- 1 国及び地方公共団体は、一の基本原則にのっとり、人種等を理由とする差別の防止に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 国及び地方公共団体は、人種等を理由とする差別の防止に関する施策を効果的に実施するため、国、地方公共団体、人種等を理由とする差別の防止に関する活動を行う民間の団体その他の関係者相互間の連携協力体制の整備に努めるものとする。

三 基本方針

政府は、人種等を理由とする差別の防止に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、基本方針を定めなければならない。

四 財政上の措置等

政府は、人種等を理由とする差別の防止に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

五 年次報告

政府は、毎年、国会に、人種等を理由とする差別の状況及び人種等を理由とする差別の防止に関して講じた施策についての報告を提出しなければならない。

六 基本的施策

基本的施策として、相談体制等の整備、多様な文化等に関する情報の提供、啓発活動、人権教育の充実、国内外における取組に関する情報の収集・整理・提供、インターネットを通じて行われる人種等を理由とする差別の防止のための自主的な取組の支援、地域における活動の支援、民間の団体等の支援、我が国における人種等を理由とする差別の実態を明らかにするための調査の実施、人種等を理由とする差別の防止に関する施策の策定及び実施に当たっての関係者の意見の反映等について定める。

七 人種等差別防止政策審議会

内閣府に人種等差別防止政策審議会を置き、同審議会は、基本方針に関し意見を述べること、内閣総理大臣の諮問に応じて人種等を理由とする差別の防止に関する重要事項を調査審議すること等を所掌する。

八 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 その他所要の規定を整備する。

衆議院議員提出法律案

※衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第1号)

(衆議院 28.1.14可決 参議院 1.14議院運営委員会付託 1.20本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、平成27年度の国会議員の秘書の給料月額を改定するとともに、平成27年12月期の勤勉手当の支給割合を改定すること。
- 二、平成28年度以後の国会議員の秘書の給料月額を改定するとともに、勤勉手当の支給割合を改定すること。
- 三、この法律は、公布の日から施行すること。ただし、一については平成27年4月1日から適用し、二については平成28年4月1日から施行すること。

公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第2号)

(衆議院 28.1.21可決 参議院 1.26政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 1.28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国政選挙の選挙権を有しているにもかかわらず選挙人名簿に登録されないために国政選挙の投票をすることができない者が、投票をすることができるようにするために、選挙人名簿の登録制度を改める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、その市町村の区域内から住所を移した一定の者に係る選挙人名簿の登録及び表示
 - 1 選挙人名簿の登録は、現行法上登録されることとなる者のほか、市町村の区域内から住所を移した年齢満18年以上の日本国民のうち、その者に係る登録市町村等の住民票が作成された日から引き続き3箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されていた者であって、登録市町村等の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過しないものについても、行う。
 - 2 市町村の選挙管理委員会は、1に規定する者を選挙人名簿に登録する場合には、同時に、選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。
- 二、同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した一定の者に係る選挙権のみなし規定
日本国民たる年齢満18年の者で現に住所を有する市町村を包括する都道府県の区域内の他の市町村の区域内に引き続き3箇月以上住所を有し、かつ、当該他の市町村の区域内から引き続き現に住所を有する市町村の区域内に住所を移したもののうち、当該市町村の区域内に引き続き住所を有する期間が3箇月に満たないものは、当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有するものとみなす。
- 三、施行期日等
 - 1 この法律は、公職選挙法等の一部を改正する法律（選挙権年齢の18歳への引下げ法）の施行の日から施行する。
 - 2 一は、この法律の施行日後初めてその期日を公示される国政選挙（衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙）に係る選挙時登録から適用するものとし、二は、この法律の施行日後初めてその期日を公示される国政選挙（衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙）の公示日以後に告示される都道府県の議会の議員又は長の選挙から適用するものとする。

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆第17号)

(衆議院 28.3.22可決 参議院 3.29災害対策特別委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地震防災対策特別措置法の実施の状況に鑑み、地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等の措置の有効期限を平成33年3月31日まで5年間延長する措置を講じ、地震防災緊急事業を引き続き推進しようとするものである。

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法案(衆第18号)

(衆議院 28.4.8可決 参議院 4.18内閣委員会付託 4.20本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、この法律は、我が国の領海、排他的経済水域等を適切に管理する必要性が増大していることに鑑み、有人国境離島地域が有する我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別の措置を講じ、もって我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に寄与することを目的とする。
- 二、この法律において「有人国境離島地域」とは、自然的経済的社会的観点から一体をなすと認められ、領海基線を有する離島を含む2以上の離島で構成される地域内の現に日本国民が居住する離島で構成される地域のほか、領海基線を有する離島であって現に日本国民が居住するものの地域をいう。
- 三、この法律において「特定有人国境離島地域」とは、有人国境離島地域のうち、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることがその地域社会を維持する上で特に必要と認められるものをいう。
- 四、国は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持のため必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 五、内閣総理大臣は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。
- 六、国は、有人国境離島地域に国の行政機関の施設を設置するよう努めるものとするほか、有人国境離島地域内の所定の土地について買取りその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 七、特定有人国境離島地域をその区域に含む都道府県は、基本方針に基づき、当該特定有人国境離島地域について、その地域社会の維持に関する計画（以下「計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 八、国は、毎年度、予算で定めるところにより、計画の円滑な実施その他の特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する施策の実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。
- 九、国及び地方公共団体は、国内一般旅客定期航路事業等に係る旅客の運賃及び料金の低廉化について特別の配慮をするほか、住民の雇用機会の拡充を図るため、事業に係る一定の費用の負担の軽減について適切な配慮をする等、特定有人国境離島地域に係る施策を講ずるものとする。
- 十、この法律は、一部を除き、平成29年4月1日から施行し、平成39年3月31日限り、その効力を失う。

成年後見制度の利用の促進に関する法律案(衆第20号)

(衆議院 28.3.24可決 参議院 3.30内閣委員会付託 4.6本会議修正議決 ※)

※ 28.4.6、衆議院へ回付。4.8、衆議院同意。

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、この法律は、認知症、知的障害その他の精神上的の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、

共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

二、成年後見制度の利用の促進について、基本理念として、成年後見制度の理念の尊重、地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進、成年後見制度の利用に関する体制の整備を定める。

三、国は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有し、地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

四、成年後見制度の利用の促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえるとともに、高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、この法律に定める基本方針に基づき、推進されるものとし、政府は、基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を速やかに講じなければならない。

五、政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）を定めなければならない。

六、内閣府に、成年後見制度利用促進基本計画の案の作成、成年後見制度の利用の促進に関する施策について必要な関係行政機関相互の調整等の事務をつかさどる特別の機関として、内閣総理大臣を会長とする成年後見制度利用促進会議（以下「会議」という。）を置く。

七、内閣府に、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な政策に関する重要事項等に関し、自ら調査審議し、必要と認められる事項を内閣総理大臣又は関係各大臣に建議する等の事務をつかさどる成年後見制度利用促進委員会（以下「委員会」という。）を置き、その委員は、成年後見制度に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

八、市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとし、都道府県は、市町村が講ずる措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

九、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

十、六の会議及び七の委員会は、施行の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日をもって廃止し、新たに関係行政機関で組織する成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議を設ける。

【修正要旨】

内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い必要となる規定の整理を行う。

【附帯決議】（28.4.5内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、障害者の権利に関する条約第12条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の自己決定権が最大限尊重されるよう現状の問題点の把握に努め、それに基づき、必要な社会環境の整備等について検討を行うこと。

二、成年後見人等の事務の監督体制を強化し、成年後見人等による不正行為の防止をより実効的に行うため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を十分に講ずること。

右決議する。

成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案(衆第21号)

(衆議院 28.3.24可決 参議院 3.30内閣委員会付託 4.6本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、家庭裁判所は、成年後見人がその事務を行うに当たって必要があると認めるときは、成年後見人の請求により、信書の送達の事業を行う者に対し、6箇月以内の期間を定めて、成年被後見人に宛てた郵便物等を成年後見人に配達すべき旨を嘱託することができるものとする。
- 二、成年後見人は、成年被後見人に宛てた郵便物等を受け取ったときは、これを開いて見ることができるものとする。
- 三、成年後見人は、成年被後見人が死亡した場合において、必要があるときは、成年被後見人の相続人の意思に反することが明らかなきを除き、相続人が相続財産を管理することができるに至るまで、次に掲げる行為をすることができるものとする。ただし、3の行為をするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。
 - 1 相続財産に属する特定の財産の保存に必要な行為
 - 2 相続財産に属する債務（弁済期が到来しているものに限る。）の弁済
 - 3 その死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為（1及び2の行為を除く。）
- 四、この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第24号)

(衆議院 28.3.31可決 参議院 3.31政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 4.6本会議可決)

【要旨】

本法律案は、船員の投票の機会を拡充するため、洋上投票の対象を広げるとともに、選挙において候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、要約筆記者に対する報酬支払を解禁しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、洋上投票の対象の拡充
 - 1 現行制度下で洋上投票をすることができる指定船舶以外の船舶であつて指定船舶に準ずるものとして総務省令で定めるものに乗って本邦以外の区域を航海する船員について、現行の洋上投票の対象とする。
 - 2 指定船舶において投票をすることができないものとして政令で定める船員又は1の船舶において投票をすることができないものとして政令で定める船員について、その現在する場所において、洋上投票を行うことができるものとする。
- 二、要約筆記者に対する報酬支払の解禁
選挙運動に従事する者のうち、専らウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために口述を要約して文書図画に表示することのために使用する者について、一定の報酬を支給することができるものとする。
- 三、施行期日
この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、二については、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。

【附帯決議】(28.4.1政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会議決)

本法律案は、投票の機会の拡充として洋上投票の対象を拡充するとともに、選挙において候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、選挙運動に従事する者のうち専ら要約筆記のために使用する者に対して報酬を支給することができることとするものである。

投票の機会を拡充するとともに、有権者が候補者の政策等をより知る機会があることは、選挙において有権者が適正な判断を行い、投票行動に活かすことができるなど、参政権の行使にとって重要であることに鑑み、地方公共団体の議会の議員の選挙においても、選挙運動のために使用するビラを頒布することができるものとするについて、今後各方面の意見を聞くなど速やかに検討を進め、必要な措置を講ずるものとする。

右決議する。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第26号)

(衆議院 28.4.28可決 参議院 5.17政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 5.20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差に係る累次の最高裁判所大法廷判決及び平成28年1月14日に行われた衆議院選挙制度に関する調査会の答申を踏まえ、衆議院議員の定数を10人削減するとともに、衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差の是正措置について、各都道府県の区域内の選挙区の数を平成32年以降10年ごとに行われる国勢調査の結果に基づきいわゆるアダムズ方式により配分することとし、あわせて平成27年の国勢調査の結果に基づく特例措置を講ずること等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部改正

- 1 衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を是正するため、都道府県別定数配分の方式として、アダムズ方式を導入するとともに、同方式による都道府県別定数配分は、制度の安定性を勘案し、10年に一度の大規模国勢調査でのみ行う。
- 2 アダムズ方式導入に係る改正については、本法の施行後の直近の大規模国勢調査である平成32年国勢調査から適用される。
- 3 大規模国勢調査の中間年に実施される簡易国勢調査に基づく改定案の作成に当たっては、各都道府県の選挙区の数は変更せず、選挙区間の較差が2倍以上となったときに境界の変更で対応する。

二、公職選挙法の一部改正

- 1 衆議院議員の定数を465人とし、小選挙区選出議員を6人、比例代表選出議員を4人、合計して10人削減することとし、削減後の小選挙区の区割りは、別に法律で定める。
- 2 比例ブロックの定数配分について、小選挙区と同様アダムズ方式により行う。

三、附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、二は、平成27年の国勢調査の結果に基づいて衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行う法律の施行の日から施行する。
- 2 平成27年の国勢調査の結果に基づく改定案の作成及び勧告
 - ア 衆議院議員選挙区画定審議会は、平成27年の国勢調査の結果に基づき小選挙区の区割り改定案の作成及び勧告を行うものとし、この改定案の作成に当たっては、定数6減の対象となる都道府県を、平成27年の国勢調査に基づきアダムズ方式により都道府県別定数を計算した場合に減員対象となる都道府県のうち、議員1人当たり人口の最も少ない都道府県から順に6都道府県とするとともに、各小選挙区の人口に関し、将来見込人口を踏まえ、次回の見直しまでの5年間を通じて較差2倍未満となるように区割りを行う。
 - イ 比例ブロックの定数配分についても、平成27年の国勢調査に基づき、小選挙区と同様の基準により、議員1人当たり人口の最も少ないブロックから順に4ブロックを削減の対象とする。
- 3 この法律の施行後においても、全国民を代表する国会議員を選出するための望ましい選挙制度の在り方については、民意の集約と反映を基本としその間の適正なバランスに配慮しつつ、公正かつ効果的な代表という目的が実現されるよう、不断の見直しが行われるものとする。

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律案(衆第29号)

(衆議院 28. 4. 28 可決 参議院 5. 11 農林水産委員会付託 5. 13 本会議可決)

【要旨】

本法律案は、我が国及び外国における違法伐採及び違法伐採に係る木材の流通が地球温暖化の防止、自然環境の保全、林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能に影響を及ぼすおそれがあり、また、木材市場における公正な取引を害するおそれがあるものであることに鑑み、自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、もって地域及び地球の環境の保全に資するため、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関し基本的な事項を定めるとともに、木材関連事業者による合法伐採木材等の利用の確保のための措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

- 1 「木材等」とは、木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるものをいうこととする。
- 2 「合法伐採木材等」とは、我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるものをいうこととする。
- 3 「木材関連事業者」とは、木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材等を利用する事業であって主務省令で定めるものを行う者をいうこととする。

二、基本方針の策定

- 1 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針
主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を総合的かつ計画的に推進するため、合法伐採木材等の流通及び利用の促進の基本的方向に関する事項等を定めた基本方針を定めるものとする。
- 2 国の責務
国は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならないこととするとともに、木材等の適正な流通の確保に関する法令に関する情報の収集及び提供、木材関連事業者の登録制度の周知等必要な措置を講ずるものとする。

三、木材関連事業者の判断の基準となるべき事項

主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。こととする。とともに、木材関連事業者に対し、合法伐採木材等の利用を確保するための措置について必要な指導及び助言をすることができることとする。

四、木材関連事業者の登録

- 1 木材関連事業者の登録
木材関連事業者であってその取り扱う木材等について合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずるものは、主務省令で定めるところにより、五の主務大臣の登録を受けた者（以下「登録実施機関」という。）が行う登録を受けることができることとする。
- 2 名称の使用
1の木材関連事業者の登録を受けた者は、主務省令で定めるところにより、当該登録に係る合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる事業の範囲において、登録木材関連事業者という名称を用いることができることとする。

五、登録実施機関の登録

四の1の主務大臣の登録は、木材関連事業者の登録に関する事務を行おうとする者の申請により行うこととする。

六、国際協力の推進

国は、外国における違法伐採の抑止のための国際的な連携の確保その他の合法伐採木材等の流通及び利用に関する国際協力を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

七、報告及び立入検査

主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、木材関連事業者に対し、合法伐採木材等の利用の確保の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、立入検査をさせることができることとする。

八、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して1年を経過した日から施行することとする。
- 2 政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第35号)

(衆議院 28.5.12可決 参議院 5.25財政金融委員会付託 5.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図るとともに、酒類の適正な販売管理の確保を図るため、所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、不当廉売の撲滅等

- 1 財務大臣は、酒類に関する公正な取引につき、酒類製造業者又は酒類販売業者（以下「酒類製造業者等」という。）の適切な経営努力による事業活動を阻害して消費者の利益を損なうことのないように留意しつつ、酒類製造業者等が遵守すべき「公正な取引の基準」を定めるとともに、基準を遵守しない酒類製造業者等に対して指示、公表、命令をすることができ、命令違反に対しては免許の取消しができる。
- 2 「公正な取引の基準」の実効性を確保するため、財務大臣の質問検査権の対象に、酒類業組合等又は酒類製造業者等の関係事業者を追加する。
- 3 酒類製造業者等の酒類の取引に関し、公正取引委員会と財務大臣の連携強化を図るため、両者の間において双方向の報告制度を設ける。

二、未成年者の飲酒防止及びアルコール健康障害の防止等

- 1 酒類小売業者は、酒類の販売業務に関する法令に係る研修を受けた者のうちから酒類販売管理者を選任し、当該酒類販売管理者に対して、財務省令で定める期間ごとに研修を受けさせなければならない。
- 2 酒類小売業者が研修を受けさせなかった場合、財務大臣は、勧告、命令をすることができることとし、命令違反に対しては罰則を科すこととする。
- 3 酒類小売業者は、酒類販売管理者の氏名及び当該酒類販売管理者が最後に研修を受けた日等の事項を記載した標識を販売場ごとに掲げなければならない。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

発達障害者支援法の一部を改正する法律案(衆第36号)

(衆議院 28.5.12可決 参議院 5.23厚生労働委員会付託 5.25本会議可決)

【要旨】

本法律案は、障害者をめぐる国内外の動向、発達障害者支援法の施行の状況等に鑑み、発達障害者の支援の一層の充実を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 法律の目的に、切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要であることに鑑み、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての国民が共生する社会の実現に資することを規定する。
- 二 「発達障害者」の定義を、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものとする。また、「社会的障壁」の定義を、発達障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものとする。
- 三 発達障害者の支援は、全ての発達障害者が社会参加の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと等を旨として行われなければならない。
- 四 国及び地方公共団体は、発達障害者及び関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係機関及び民間団体相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を行うものとする。
- 五 市町村は、児童に発達障害の疑いがある場合には、当該児童の保護者に対し、継続的な相談、情報の提供及び助言を行うよう努めるものとする。
- 六 国及び地方公共団体は可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、個別の教育支援計画等の作成の推進等の支援体制の整備その他必要な措置を講じるものとする。
- 七 国及び都道府県は、発達障害者が就労することができるようにするため、個々の特性に応じた適切な就労の機会の確保、就労の定着のための支援その他の必要な支援に努めなければならない。
- 八 事業主は、発達障害者の雇用に関し、能力を正当に評価し、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の特性に応じた適正な雇用管理を行うことにより雇用の安定を図るよう努めなければならない。
- 九 国及び地方公共団体は、発達障害者が司法手続において権利を円滑に行使できるようにするため、個々の特性に応じた意思疎通の手段の確保のための配慮その他の適切な配慮をするものとする。
- 十 都道府県は、発達障害者の支援の体制の整備を図るため、発達障害者及び関係者等により構成される発達障害者支援地域協議会を置くことができる。
- 十一 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（28.5.24厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、発達障害と診断された者及びその家族が適切な支援を受けることができるよう、ペアレントメーター等による心のケアも含めた相談・助言体制構築の支援を強化すること。その際、個々の障害の特性や家庭状況に対応できるよう、夜間等の相談・助言体制の構築についても留意すること。
- 二、小児の高次脳機能障害を含む発達障害の特性が広く国民に理解されるよう、適正な診断や投薬の重要性も含め、発達障害についての情報を分かりやすく周知すること。特に、教育の場において発達障害に対する無理解から生じるいじめ等を防止するには、まずは教職員が発達障害に対する理解を深めることが肝要であることから、研修等により教職員の専門性を高めた上で、早い段階から発達障害に対する理解を深めるための教育を徹底すること。
- 三、発達障害者の就労機会の確保及び職場定着のためには、個々の障害の特性に配慮した良好な就労環境の構築が重要であることに鑑み、職場におけるハラスメント予防のための取組やジョブコーチ等を活用した相談・助言体制の一層の充実を図ること。
- 四、発達障害者が持つ障害の程度は個人によって異なるため、就労及び就学を支援する上では主治医や産業医等の産業保健スタッフ及び学校医等の学校保健スタッフの役割が重要であることに鑑み、これらの関係者が相互に連携を図りながら協力できる体制を整備するとともに、産業保健スタッフ及び学校保健スタッフが受ける発達障害者の雇用や就学に関する研修について必要な検討を行うこと。
- 五、地方公共団体により障害者手帳の取扱いの状況が異なること及び発達障害者の多くが障害者手

帳を所持していないこと等の実情に鑑み、障害者手帳について在り方を検討すること。

六、個々の発達障害の原因究明及び診断、発達支援の方法等に関する調査研究を加速・深化させるとともに、発達障害に関する症例を広く把握することにより、不足している分野における調査研究に重点的に取り組むこと。また、これら調査研究の成果や国際的動向等も踏まえ、常に施策の見直しに努めること。その際、発達障害の定義の見直しにも留意すること。

右決議する。

平成二十八年熊本地震災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案(衆第44号)

(衆議院 28.5.19可決 参議院 5.24災害対策特別委員会付託 5.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、平成28年熊本地震災害関連義援金に係る抛出の趣旨に鑑み、被災者等が自ら平成28年熊本地震災害関連義援金を使用することができるようにするため、平成28年熊本地震災害関連義援金について、差押えの禁止等をしようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 差押えの禁止等

1 平成28年熊本地震災害関連義援金の交付を受けることとなった者の当該交付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととする。

2 平成28年熊本地震災害関連義援金として交付を受けた金銭は、差し押さえることができないこととする。

二 平成28年熊本地震災害関連義援金の定義

この法律において「平成28年熊本地震災害関連義援金」とは、平成28年熊本地震による災害の被災者等の生活を支援し、被災者等を慰藉(しゃ)する等のため自発的に抛出された金銭を原資として、都道府県又は市町村(特別区を含む。)が一定の配分の基準に従い被災者等に交付する金銭をいうこととする。

三 施行期日等

1 この法律は、公布の日から施行することとする。

2 この法律は、この法律の施行前に交付を受け、又は交付を受けることとなった平成28年熊本地震災害関連義援金についても適用することとする。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げないこととする。

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案(衆第45号)

(衆議院 28.5.19可決 参議院 5.27内閣委員会付託 6.1本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、国会への報告

政府は、平成32年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会(以下「大会」と総称する。)が終了するまでの間、おおむね1年に1回、大会の円滑な準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況についての報告を国会に提出するとともに、これを公表しなければならない。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律案(衆第46号)

(衆議院 28.5.19可決 参議院 5.27内閣委員会付託 6.1本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国外犯罪行為により不慮の死を遂げた日本国民の遺族又は障害が残った日本国民に

対する国外犯罪被害弔慰金等の支給について必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この法律において「国外犯罪行為」とは、日本国外において行われた人の生命又は身体を害する行為（日本国外にある日本船舶又は日本航空機内において行われたものを除く。）のうち、当該行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものをいう。
- 二、この法律において「国外犯罪被害者」とは、国外犯罪被害（国外犯罪行為による死亡又は障害をいう。）を受けた者であって、当該国外犯罪被害の原因となった国外犯罪行為が行われた時において日本国籍を有する者（日本国外に生活の本拠を有し、かつ、その地に永住すると認められる者を除く。）をいう。
- 三、国は、国外犯罪被害者があるときは、この法律の定めるところにより、死亡した者の第1順位遺族に対して国外犯罪被害弔慰金を、障害が残った者に対して国外犯罪被害障害見舞金を、それぞれ一時金として支給する。
- 四、国外犯罪被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、国外犯罪被害弔慰金等を支給することが社会通念上適切でない認められる場合には、国家公安委員会規則で定めるところにより、国外犯罪被害弔慰金等を支給しないことができる。
- 五、国外犯罪被害弔慰金の額は、国外犯罪被害者1人当たり200万円とし、国外犯罪被害障害見舞金の額は、国外犯罪被害者1人当たり100万円とする。
- 六、国外犯罪被害弔慰金等の支給を受けようとする者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、都道府県公安委員会に申請し、その裁定を受けなければならない。
- 七、外務大臣は、国外犯罪被害者又は国外犯罪被害者に関する情報を取得したときは、これを国家公安委員会にできる限り速やかに提供するものとする。
- 八、この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、この法律の施行後に行われた国外犯罪行為による死亡又は障害について適用する。

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案(衆第47号)

(衆議院 28. 5. 19可決 参議院 5. 27内閣委員会付託 6. 1本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、「仮認定特定非営利活動法人」の名称を、「特例認定特定非営利活動法人」に改める。
- 二、特定非営利活動法人の認証の申請手続における添付書類の縦覧期間を現行の2月間から1月間に短縮するとともに、認証の申請があった旨及び申請のあった年月日等の事項について現行の公告に加えてインターネットの利用による公表を可能とする。
- 三、特定非営利活動法人が事業報告書等を事務所に備え置く期間を、現行の「翌々事業年度の末日までの間」から「作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間」に延長するとともに、特定非営利活動法人から提出された事業報告書等を所轄庁において閲覧又は謄写できる期間を、現行の「過去3年間」から「過去5年間」に延長する。
- 四、特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法によりこれを公告しなければならない。
 - 1 官報に掲載する方法
 - 2 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
 - 3 電子公告（電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものをとる公告の方法をいう。）
 - 4 1から3までに掲げるもののほか、不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法
- 五、認定特定非営利活動法人等の海外への送金又は金銭の持出しに係る書類の所轄庁への事前の提

出等を不要とする。

六、この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、四については公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

真珠の振興に関する法律案(衆第49号)

(衆議院 28.5.24可決 参議院 5.30農林水産委員会付託 6.1本会議可決)

【要旨】

本法律案は、我が国の真珠産業が、世界に先駆けて真珠の養殖技術を確立する等歴史的に世界の真珠の生産等において特別な地位を占めてきているとともに、その国際競争力の強化が重要な課題となっていること及び真珠が国民になじみの深い宝石であり、真珠に係る宝飾文化が国民の生活に深く浸透し、国民の心豊かな生活の実現に重要な役割を担っていることに鑑み、真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興を図るため、農林水産大臣及び経済産業大臣による基本方針の策定について定めるとともに、真珠の生産者の経営の安定、真珠の加工及び流通の高度化、真珠の輸出の促進等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本方針の策定

農林水産大臣及び経済産業大臣は、真珠（その加工品を含む。以下同じ。）の生産、加工、流通又は販売の事業（以下「真珠産業」という。）及び真珠に係る宝飾文化の振興に関する基本方針を定めるものとする。

二、振興計画の策定

都道府県は、基本方針に即し、当該都道府県における真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興に関する計画を定めることができることとする。

三、連携の強化

国は、国、地方公共団体、事業者、大学等の研究機関等が相互に連携を図りながら協力することにより、真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

四、生産者の経営の安定

国及び地方公共団体は、真珠の生産者の経営の安定を図るため、必要な施策を講ずるよう努めることとする。

五、生産性及び品質の向上の促進

国及び地方公共団体は、真珠の生産に係る生産性及び真珠の品質の向上を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めることとする。

六、漁場の調査及び漁場の維持又は改善

国及び地方公共団体は、真珠の生産に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、真珠の生産に係る漁場の状況の把握及び環境の変化の予測その他真珠の生産に関する施策の実施に関し必要な調査を行うよう努めることとする。また、国及び地方公共団体は、真珠の安定的な生産を確保するため、漁場を良好な状態に維持し、又はその改善を図るために必要な措置を講ずるよう努めることとする。

七、加工及び流通の高度化

国及び地方公共団体は、真珠の加工及び流通の高度化を図るため、必要な施策を講ずるよう努めることとする。

八、輸出の促進

国及び地方公共団体は、海外市場の開拓等が国内で生産され、又は加工された真珠の需要の増進に資することに鑑み、真珠の輸出の促進に必要な施策を講ずるよう努めることとする。

九、研究開発の推進等

国及び地方公共団体は、真珠の生産技術の高度化に関する研究開発、生産性及び品質の向上に関する研究開発その他真珠産業の振興のために必要な研究開発の推進及びその成果の普及並びに

研究開発を行う者への支援に努めることとする。

十、人材の育成及び確保

国及び地方公共団体は、効率的かつ安定的な真珠の生産の事業の経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、必要な措置を講ずるよう努めることとする。

十一、真珠に係る宝飾文化の振興

国及び地方公共団体は、真珠に係る宝飾文化の振興を図るため、必要な施策を講ずるよう努めることとする。

十二、国の援助

国は、地方公共団体が振興計画に定められた施策を実施しようとするときは、当該施策が円滑に実施されるよう、必要な情報の提供、助言、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めることとする。

十三、施行期日

この法律は、公布の日から施行することとする。

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律案(第189回国会衆第24号)

(衆議院 第189回国会27. 7. 9修正議決 参議院 第189回国会9. 14内閣委員会付託 28. 3. 11本会議修正議決 衆議院 3. 17可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、この法律は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行を禁止することにより、これらの施設に対する危険を未然に防止し、もって国政の中枢機能等及び良好な国際関係の維持並びに公共の安全の確保に資することを目的とする。
- 二、対象施設として、国会議事堂等、内閣総理大臣官邸等、危機管理に関する機能を維持するため特に必要なものとして政令で定める行政機関の庁舎、最高裁判所の庁舎、皇居及び御所、総務大臣が指定する政党事務所、外務大臣が指定する外国公館等並びに国家公安委員会が指定する原子力事業所を定める。
- 三、この法律に基づき対象施設の敷地又は区域を指定する者は、当該敷地又は区域（以下「対象施設の指定敷地等」という。）及びその周囲おおむね300メートルの地域を、当該対象施設に係る対象施設周辺地域として指定するものとする。
- 四、国は、対象施設、対象施設の指定敷地等及び対象施設周辺地域に関する地図を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- 五、何人も、対象施設周辺地域の上空において、小型無人機等の飛行を行ってはならない。ただし、対象施設の管理者又はその同意を得た者等が当該対象施設に係る対象施設周辺地域の上空等において行う場合及び国又は地方公共団体の業務を実施するために行う場合については適用しない。
- 六、警察官、皇宮護衛官及び海上保安官（以下「警察官等」という。）は、五に違反して小型無人機等の飛行が行われていると認められる場合には、当該小型無人機等の飛行を行っている者に対し、当該小型無人機等の飛行に係る機器を対象施設周辺地域の上空から退去させること等の措置をとることを命ずることができる。この場合において、当該措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないとき又は当該小型無人機等の飛行を行っている者に対し当該措置をとることを命ずるとまがないときは、警察官等は、対象施設に対する危険を未然に防止するためやむを得ないと認められる限度において、当該小型無人機等の飛行の妨害、当該小型無人機等の飛行に係る機器の破損その他の必要な措置をとることができる。

- 七、五に違反して対象施設及びその指定敷地等の上空で小型無人機等の飛行を行った者並びに六による警察官等の命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 八、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。
- 九、国は、速やかに、重要な施設に対する上空からの危険の未然の防止の在り方、小型無人機の安全な飛行の確保の在り方等について、小型無人機の多様な分野における利用の促進のための施策をも踏まえ、かつ、小型無人機に関連する技術の進歩を勘案しつつ、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【修正要旨】

内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い必要となる規定の整理その他所要の規定の整理を行う。

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案(第189回国会衆第40号)

(衆議院 第189回国会27.9.11可決 参議院 第189回国会9.24厚生労働委員会付託 28.2.24本会議修正議決 衆議院 3.24可決)

【要旨】

本法律案は、今次の大戦から長期間が経過し、戦没者の遺族をはじめ今次の大戦を体験した国民の高齢化が進展している現状において、いまだ多くの戦没者の遺骨の収集が行われていないことに鑑み、戦没者の遺骨収集の推進に関し国の責務を明らかにするとともに、戦没者の遺骨収集の実施に関し基本となる事項等を定めることにより、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ確実に講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この法律において「戦没者の遺骨収集」とは、今次の大戦により沖縄、東京都小笠原村硫黄島その他厚生労働省令で定める本邦の地域又は本邦以外の地域において死亡した我が国の戦没者（本邦以外の地域において強制抑留中に死亡した者を含む。）の遺骨であって、いまだ収容され、又は本邦に送還されていないものを収容し、本邦に送還し、及び当該戦没者の遺族に引き渡すこと等をいう。
- 二 国は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的に策定し、及び確実に実施する責務を有する。また、国は、平成27年度以降10箇年間を、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策の集中実施期間とし、戦没者の遺骨収集を計画的かつ効果的に推進するよう必要な措置を講ずるものとする。
- 三 政府は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。
- 四 政府は、集中実施期間における戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ計画的に行うため、戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画を策定しなければならない。
- 五 国は、情報の収集等の推進及び遺骨の鑑定等に関する体制の整備等に必要な措置を講ずるものとする。
- 六 国は、地域の状況に応じ、戦没者の遺骨収集を計画的かつ効果的に実施するものとする。また、国は、本邦以外の地域において、関係国の政府等の理解と協力を得るよう努めなければならない。
- 七 厚生労働大臣は、戦没者の遺骨収集に関する活動を行うことを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、戦没者の遺骨の収容、送還等の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて1個に限り、当該業務を行う者として指定することができる。
- 八 この法律は、平成27年10月1日から施行する。

【修正要旨】

- 一 戦没者の遺骨収集の推進に関する施策の集中実施期間を「平成27年度以降10箇年間」から「平成28年度から平成36年度までの間」に改める。
- 二 この法律の施行期日を「平成27年10月1日」から「平成28年4月1日」に改める。

【附帯決議】(28.2.18厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、戦没者の遺骨収集の推進に当たっては、戦後70周年を迎え、戦没者の遺族の高齢化が進展している現状に鑑み、平成36年度までの集中実施期間において遺骨収集が確実に実施されるよう、職員の配置、関係行政機関との適切な連携など、遺骨収集のための体制を十分に確保するとともに、必要な財政上の措置を講ずること。また、事業の実施状況について、定期的に本委員会に報告を行うとともに、有識者会議において検討を行い、その結果や助言等を踏まえ、事業の在り方について適宜是正・改善を行いながら、事業を実施すること。
- 二、戦没者の遺骨収集や情報収集に当たっては、相手国の国民感情にも十分配慮した上で、関係国の政府等の理解と協力を得て実施すること。また、現地の事情に精通し、幅広い情報網を有する民間団体等との連携を強化し、支援すること。
- 三、戦没者の遺骨から抽出したDNA情報のデータベース化に当たっては、できる限り多くの遺骨の身元を特定し遺族に引き渡せるよう、遺族からの幅広いDNA検体の提供の仕組みについて検討すること。また、DNA情報を始めとする個人情報の管理に当たっては、漏えい、目的外使用等の事態が生じないよう厳格な措置を講ずること。
- 四、指定法人の指定に当たっては、遺骨収集及び情報収集に関する経験や知見に十分配慮し審査を行うこと。また、指定法人による業務が適正かつ確実に実施されるよう、指定法人に対する指導・監督に万全を期すとともに、その業務運営の透明性と適正な実施を確保するため、指定法人から厚生労働大臣に提出される事業報告書及び収支決算書を公表すること。
右決議する。

予 算

平成二十七年度一般会計補正予算(第1号)

平成二十七年度特別会計補正予算(特第1号)

(衆議院 28.1.14可決 参議院 1.14予算委員会付託 1.20本会議可決)

【概要】

平成27年9月24日、安倍内閣総理大臣は、少子高齢化に歯止めを掛け、50年後も人口1億人を維持するために「一億総活躍」社会を目指すと発表した。その実現のため、新・三本の矢（希望を生み出す強い経済、夢をつむぐ子育て支援、安心につながる社会保障）を打ち出すとともに、それぞれの数値目標として、「GDP600兆円の達成」、「希望出生率1.8の実現」、「介護離職ゼロ」を掲げた。11月26日には、具体的施策を盛り込んだ「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」が取りまとめられた。

他方、27年10月5日に米国アトランタで開催されたTPP関係会合において、TPP協定が大筋合意に至ったことを受け、11月25日には、TPPの効果を経済再生、地方創生等につなげる施策及び国民の不安を払拭する政策目標を盛り込んだ「総合的なTPP関連政策大綱」が決定された。

平成二十七年度補正予算（第1号及び特第1号）は、これらの対策及び大綱の実施に必要な経費の追加等のために編成され、27年12月18日に閣議決定された。

一般会計の歳出においては、一億総活躍社会関連経費1兆1,646億円、TPP政策大綱関連経費3,403億円、災害復旧等事業5,169億円、復興の加速化等8,215億円及び地方交付税交付金1兆2,651億円等が追加された一方、国債費などの既定経費1兆4,467億円が減額された。歳入においては、税収の増加1兆8,990億円及び前年度剰余金受入2兆2,136億円等を計上する一方、公債金が4,447億円減額された（建設公債を4,760億円増額、特例公債を9,207億円減額）。

以上の結果、歳入歳出の差引追加額3兆3,213億円を加えた補正後の一般会計予算の規模は、99兆6,633億円となった。

平成二十七年度補正予算のフレーム(一般会計)

(単位:億円)

歳出の補正		歳入の補正	
1. 一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策等	11,646	1. 租税及印紙収入	18,990
2. TPP関連政策大綱実現に向けた施策	3,403	2. 税外収入	▲ 3,466
3. 災害復旧・防災・減災事業	5,169	3. 前年度剰余金受入	22,136
4. 復興の加速化等	8,215	4. 公債金	▲ 4,447
5. その他喫緊の課題への対応	3,037	(1) 建設公債	4,760
6. その他の経費	3,560	(2) 特例公債	▲ 9,207
7. 地方交付税交付金	12,651		
8. 既定経費の減額	▲ 14,467		
合 計	33,213	合 計	33,213

平成二十八年度一般会計予算
平成二十八年度特別会計予算
平成二十八年度政府関係機関予算

(衆議院 28.3.1可決 参議院 3.1予算委員会付託 3.29本会議可決)

【概要】

平成27年の日本経済は、円安、株高の進行や量的・質的金融緩和の実施等を背景に雇用・所得環境が改善し、緩やかな回復基調が続いていた。しかし、中国を始めとする新興国経済の減速や消費税率引上げ後の個人消費の弱さ等を受けて、27年4-6月期と10-12月期の経済成長率がマイナスになるなど、景気は一進一退の状況となった。

他方、我が国財政は、近年の税収増により基礎的財政収支（P B）の赤字幅が縮小傾向にあるものの、公債依存度が4割近い水準にあるほか、国及び地方の長期債務残高対G D P比は200%を超えるなど、依然として厳しい状況にある。政府は、平成32年度までに国・地方のP Bを黒字化する目標の達成に向け、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（27年6月30日閣議決定）において「経済・財政再生計画」を策定した。計画の前半となる28年度から30年度までを「集中改革期間」と位置付け、30年度のP B赤字対G D P比をマイナス1%程度とすることや一般歳出の実質的増加を1.6兆円程度、社会保障関係費の実質的増加を1.5兆円程度に抑えとの「目安」が示された。

こうした状況の中、平成二十八年度予算は、強い経済を実現するとともに、「一億総活躍社会」の実現やT P Pを経済再生・地方創生に直結させる取組などの重要課題に関して、「経済・財政再生計画」の趣旨や施策の優先順位を踏まえて適切に対処するとの方針の下に編成され、27年12月24日に閣議決定された。

平成二十八年度一般会計予算の規模は96兆7,218億円（対前年度当初予算比0.4%増）で当初予算としては過去最大となった。

歳出予算については、政策的経費の基礎的財政収支対象経費が73兆1,097億円（同0.3%増）、国債の元利償還に充てる国債費が23兆6,121億円（同0.7%増）となった。

基礎的財政収支対象経費の内訳を見ると、社会保障関係費は31兆9,738億円（同1.4%増）となった。高齢化等に伴う自然増は、経済・財政再生計画の「目安」を踏まえ、概算要求時点の6,700億円から5,000億円程度の増加に圧縮された。

公共事業関係費は5兆9,737億円（同0.0%増）と前年度とほぼ同水準となった。27年9月の関東・東北豪雨等を受けた防災対策のほか、三大都市圏の物流網強化（3,170億円）や整備新幹線予算（755億円）などが計上された。

文教及び科学振興費は5兆3,580億円（同0.0%減）と前年度とほぼ同水準となった。幼児教育無償化に向けた多子世帯・ひとり親世帯の保育料の負担軽減に345億円（同6.8%増）を計上したほか、スポーツ関連予算に324億円（同11.7%増）を充てた。科学技術振興費は1兆2,929億円（同0.6%増）となった。

防衛関係費は5兆541億円（同1.5%増）となり、中国の海洋進出への対応や沖縄県辺野古の米軍基地建設工事の進捗などを背景に当初予算としては初めて5兆円を上回った。在日米軍駐留経費の日本側負担（思いやり予算）については、新たな日米特別協定の合意に基づき、1,920億円（同1.1%増）が計上された。

地方交付税交付金等は15兆2,811億円（同1.6%減）と6年連続の減額となった。リーマン・ショック以降特別に措置されていた「別枠加算」が廃止される一方、新型交付金として1,000億円（地方創生推進交付金、内閣府所管）が計上された。なお、交付税及び譲与税配付金特別会計から支出される地方交付税交付金等は16兆8,236億円となった。

歳入予算については、租税及び印紙収入が57兆6,040億円（同5.6%増）となった。景気の緩やかな回復傾向等を反映して、所得税、法人税、消費税の基幹税を始め多くの税目で増収を見込んでいる。当初予算との比較では平成10年度予算（58兆5,220億円）以来、決算との比較では平成3年度決算（59兆8,204億円）以来の規模となる。その他収入は4兆6,858億円（同5.4%減）が計上された。

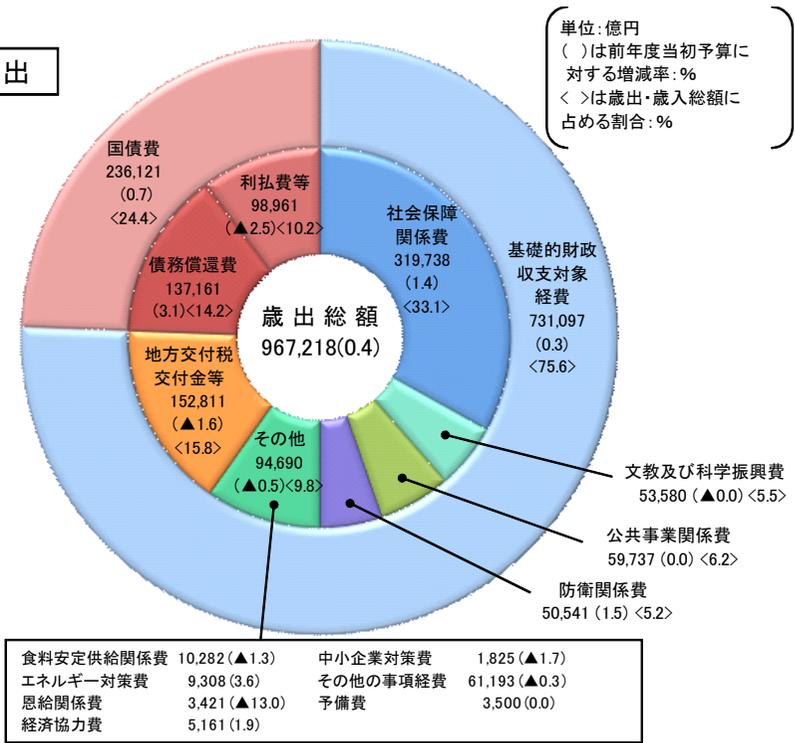
公債金は34兆4,320億円（同6.6%減）で6年連続の減額となった。内訳は、建設公債が6兆500億円（同0.8%増）、特例公債が28兆3,820億円（同8.0%減）である。公債依存度は35.6%となり、前年度当初予算に比べ2.7ポイント低下した。

東日本大震災の復旧・復興に係る資金を経理する東日本大震災復興特別会計の予算は3兆2,469億円（同16.9%減）となった。今後5年間の「復興・創生期間」の初年度となる28年度は、復興の進展に伴い生じる課題に対応するため、被災者支援総合交付金に220億円、復興道路・復興支援道路の整備等に2,376億円、汚染土壌等の除染に5,249億円などが計上された。

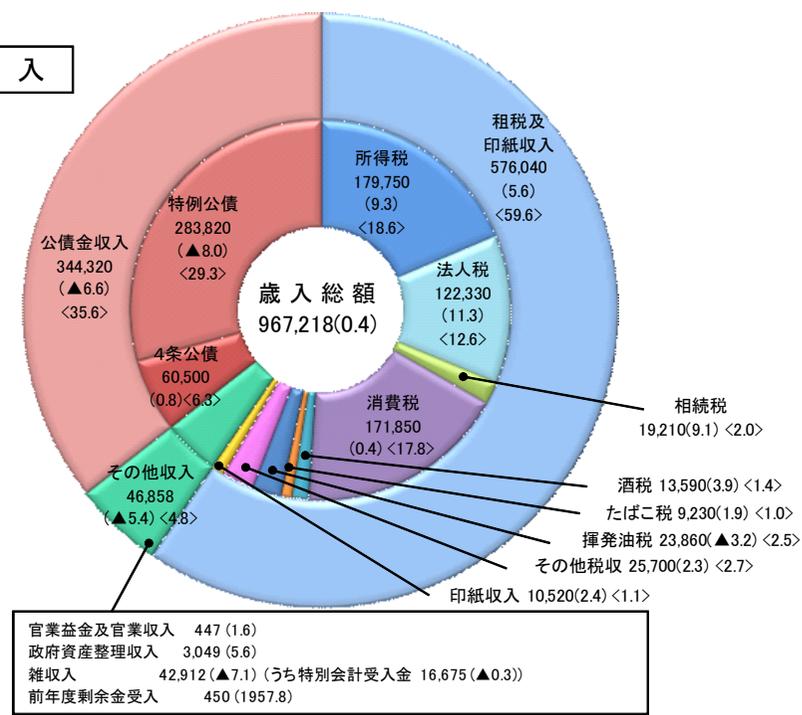
上記の予算を執行した場合、28年度末の国及び地方の長期債務残高は1,062兆円（対GDP比204.7%）と見込まれている。

平成二十八年度一般会計予算(当初予算)の内訳

歳出



歳入



平成二十八年度一般会計補正予算(第1号)

平成二十八年度特別会計補正予算(特第1号)

(衆議院 28.5.16可決 参議院 5.16予算委員会付託 5.17本会議可決)

【概要】

平成28年4月14日及び16日、熊本県熊本地方を震源とするマグニチュード6.5(最大震度7)とマグニチュード7.3(最大震度7)の地震が相次いで発生し、その後も過去に例がない回数の余震が続いた(平成28年熊本地震)。一連の地震による被害は、死者49名、住宅の全壊8,309棟(28年5月27日現在)など熊本を中心とする広い地域に及び、社会資本・住宅・民間企業設備の被害額は約2.4兆円～4.6兆円と試算された(5月23日内閣府公表)。安倍内閣総理大臣は、発災から10日後の4月24日、非常災害対策本部会議において被災者の生活支援やインフラ復旧などのための補正予算編成を指示し、5月13日に平成二十八年度補正予算(第1号及び特第1号)が閣議決定された。

一般会計の歳出においては、避難所や応急仮設住宅の供与等に充てる災害救助費等負担金に573億円、住宅が全壊した世帯等への支援金に充てる被災者生活再建支援金負担金に201億円、災害により死亡した人の遺族への弔慰金等に充てる災害弔慰金等負担金等に6億円が計上されたほか、平成28年熊本地震による災害に係る復旧経費その他の緊急を要する経費に充てるため、新たに熊本地震復旧等予備費7,000億円が計上された。新規追加額はあわせて7,780億円であるが、その財源は既定経費の国債費を同額減額して賄われた。なお、本補正予算において歳入の補正は行われていない。

以上のように、歳出の追加額と同額の既定経費を減額し、歳入の補正も行われていないため、補正後の一般会計予算の規模は補正前と同じ96兆7,218億円である。

平成二十八年度補正予算のフレーム(一般会計)

(単位:億円)

歳出の補正		歳入の補正	
1. 災害救助等関係経費	780		
(1) 災害救助費等負担金	573		
(2) 被災者生活再建支援金補助金	201		
(3) 災害弔慰金等負担金等	6		
2. 熊本地震復旧等予備費	7,000		
3. 既定経費の減額(国債費)	▲ 7,780		
合 計	—	合 計	—

条 約

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)

(衆議院 28. 3. 22承認 参議院 3. 23外交防衛委員会付託 3. 31本会議承認)

【要旨】

この協定は、日米安保条約の目的達成のため、日本国に維持されているアメリカ合衆国軍隊の効果的な活動を確保するためのものであって、前文、本文7箇条及び末文から成っているほか、この協定に関連し、合意された議事録及び書簡が作成されており、それらの主な内容は、次のとおりである。

- 一、日本国は、日本国に雇用されて合衆国軍隊等のために労務に服する労働者に対する基本給等一定の給与の支払に要する経費の全部又は一部を負担する（書簡において、日本国が負担する上限労働者数を、現在の22,625人から23,178人に段階的に増加させることを明らかにしている）。
- 二、日本国は、合衆国軍隊等が公用のため調達する電気等（公益事業によって使用に供されるもの）及び暖房用等燃料に係る料金又は代金の支払に要する経費の全部又は一部を負担する（書簡において、日本国が負担する経費は各会計年度において249億190万8,000円を上限額としつつ、日本国の負担割合を現在の72%から61%に引き下げることが明らかにしている）。
- 三、日本国は、日本国政府の要請に基づき、アメリカ合衆国が合衆国軍隊の行う訓練を他の施設及び区域又はアメリカ合衆国の施政の下にある訓練の場所を使用するよう変更する場合には、その変更に伴って追加的に必要となる経費の全部又は一部を負担する（当該要請に当たり日本国が経費を負担するとの通告を行う場合に限る）。
- 四、アメリカ合衆国は、前記3種類の経費の節約に一層努める。
- 五、日本国は、毎会計年度、負担する経費の具体的金額を決定し、その決定をアメリカ合衆国に対し速やかに通報する。
- 六、両国は、この協定の実施に関する全ての事項につき、日米合同委員会を通じて協議することができる。
- 七、この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、2021年3月31日まで効力を有する。

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とオマーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)

(衆議院 28. 4. 21承認 参議院 4. 27外交防衛委員会付託 5. 11本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とオマーンとの間において、投資の促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を一層強化するため、2015年（平成27年）6月に東京で署名されたものである。

この協定は、前文、本文26箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、一方の締約国は、自国の区域内において、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分（以下「投資活動」という。）に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。
- 二、一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際法に基づく待遇を与えるとともに、当該投資財産に関して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守する。
- 三、一方の締約国は、自国の区域内において、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国

の投資家に対し、内国民待遇又は最恵国待遇を与える。

四、一方の締約国は、自国の関係法令に従うことを条件として、他方の締約国の国籍を有する自然人等に対し、投資活動を行うことを目的として自国の区域に入国し、及び滞在することを許可する。

五、いずれの一方の締約国も、公共の目的のためであること、無差別であること、迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うこと及び正当な法的手続等に従うことという条件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならない。また、収用、国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならない。

六、一方の締約国は、武力紛争等により自国の区域内にある投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復等の解決方法に関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

七、自国の投資家の損害の填補等を行った締約国又はその指定する機関による当該投資家の権利又は請求権の代位について規定する。

八、一方の締約国は、一定の場合を除くほか、自国の区域に向けた又は自国の区域からの全ての資金の移転であって、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを認める。

九、この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であって、外交交渉によっても満足な調整に至らなかったものは、仲裁委員会に付託する。

十、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争が協議により解決されない場合には、当該紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託することができる。

十一、いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は資金の移転が経済全般の運営に重大な困難をもたらす場合には、前記一（内国民待遇）に基づく義務であって国境を越える資本取引に係るもの及び前記八（資金の移転）に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。

十二、両締約国は、知的財産権への十分かつ効果的な保護を与え、及び確保し、並びに知的財産の保護に関する制度の効率性及び透明性を促進する。

十三、両締約国は、両締約国間の投資を更に促進することを目的として、一方の締約国の要請があった場合には、この協定の見直しを行う。

十四、この協定は、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。この協定は、この協定の効力発生の後10年の期間効力を有するものとし、その後は、一方の締約国が他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより終了する時まで効力を有する。

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第3号)

(衆議院 28. 4. 21承認 参議院 4. 27外交防衛委員会付託 5. 11本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とイランとの間において、投資の促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を一層強化するため、2016年（平成28年）2月に東京で署名されたものである。

この協定は、前文、本文21箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

一、一方の締約国は、自国の領域において、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分（以下「投資活動」という。）に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇又は最恵国待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利な待遇よりも不利でない待遇を与える。

- 二、一方の締約国の投資家の投資財産は、他方の締約国の領域において、常に公正かつ衡平な待遇を与えられ、並びに十分な保護及び保障を享受する。
- 三、いずれの一方の締約国も、他方の締約国の投資家の投資財産に関して義務を負っている場合には、当該義務を遵守する。
- 四、一方の締約国は、自国の領域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家による投資に対し、輸出の制限等に係る差別的でない措置を課してはならない。
- 五、いずれの一方の締約国の投資家の投資財産も、収用、国有化等が公共の目的のために、正当な法の手続に従って、差別的でない態様で並びに実効的、迅速及び適当な補償の支払を伴って行われる場合を除くほか、他方の締約国による収用、国有化等の対象としてはならない。また、収用、国有化等に伴う補償の額は、公正な市場価格に相当するものでなければならない。
- 六、いずれか一方の締約国の投資家であって、他方の締約国の領域における武力紛争等により自己の投資財産について損失等を被るものは、原状回復等の解決方法に関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうち当該一方の締約国の投資家にとっていずれか有利な待遇よりも不利でない待遇を当該他方の締約国によって与えられる。
- 七、一方の締約国又はその指定する機関が、保険契約等に基づいて支払が行われることによって投資家を代位する場合について規定する。
- 八、一方の締約国は、一定の場合を除くほか、自国の領域に向けた又は自国の領域からの資金の移転であって、この協定に規定する投資財産に関連するものが、自由に、かつ、遅滞なく行われることを認める。
- 九、両締約国は、知的財産権への十分かつ効果的な保護を与え、及び確保し、並びに知的財産の保護に関する制度の効率性及び透明性を促進する。
- 十、いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は資金の移転が経済全般の運営に重大な困難をもたらす場合には、投資財産に関連する国境を越える資本取引及び投資財産に関連する取引のための支払又は資金の移転について制限的な措置を採用し、又は維持することができる。
- 十一、一方の締約国の投資家と他方の締約国との間の紛争が解決されない場合には、当該紛争は、当該他方の締約国の権限のある裁判所、特別の仲裁廷又は国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約に基づいて設置される仲裁廷のいずれかに付託される。
- 十二、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争が協議により解決されない場合には、仲裁廷に付託することができる。
- 十三、この協定は、両締約国がこの協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を外交上の経路を通じて相互に通告し、その通告のうちいずれか遅い方の受領の日の後30日目の日に効力を生じ、10年の期間効力を有する。この協定は、最初の10年の期間の後、一方の締約国が他方の締約国に対して書面によりこの協定の終了の通告を行わない限り、引き続き効力を有する。

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第4号)

(衆議院 28.4.28承認 参議院 5.18外交防衛委員会付託 5.25本会議承認)

【要旨】

この協定は、1967年(昭和42年)に効力を生じた我が国とドイツとの間の現行の租税協定(1980年及び1984年に一部改正)を全面的に改正するものであり、2015年(平成27年)12月17日に東京で署名されたものである。この協定は、前文、本文32箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税及びある種の他の租税について適用する。
- 二、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する

場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。恒久的施設に帰せられる事業利得に対する課税においては、本支店間の内部取引をより厳格に認識して課税対象とする。

三、配当に対する源泉地国における税率は、一定の要件を満たす持株割合10パーセント以上の親子会社間の場合には5パーセントを、その他の場合には15パーセントを超えないものとする。一定の要件を満たす持株割合25パーセント以上の親子会社間の配当については、源泉地国において免税とする。

四、利子及び使用料については、源泉地国において免税とする。

五、給与所得については、一定の場合を除くほか、役務提供地国において課税することができる。

六、この協定の特典の濫用を防止するため、特典を享受することができる者を一定の要件を満たす適格者等に限定する。取引等の主要な目的が協定の特典を受けることである場合には協定の特典は与えられない。

七、この協定の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去する。

八、この協定の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対する申立て及び権限のある当局間での協議による解決に加え、一定の要件の下における仲裁への付託について規定する。

九、両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換する。

十、滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等を規定する。

十一、各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、書面により、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この協定は、遅い方の通告が受領された日の後30日目の日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とチリ共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第5号)

(衆議院 28. 4. 28承認 参議院 5. 18外交防衛委員会付託 5. 25本会議承認)

【要旨】

この条約は、人的交流、経済的交流等に伴って発生する国際的な二重課税の回避を目的として、我が国とチリとの間で課税権を調整するものであり、2016年(平成28年)1月21日にサンティアゴで署名されたものである。この条約は、前文、本文30箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。

二、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。

三、配当に対する源泉地国における税率は、一定の要件を満たす親子会社間の場合には5パーセントを、その他の場合には15パーセントを超えないものとする。

四、利子に対する源泉地国における税率は、銀行、保険会社等が受け取る利子については4パーセント、その他の場合には10パーセントを超えないものとする。

五、使用料に対する源泉地国における税率は、産業上等の設備の使用又は使用の権利に対して支払われる場合には2パーセント、その他の場合には10パーセントを超えないものとする。

六、給与所得については、一定の場合を除くほか、役務提供地国において課税することができる。

七、この条約の特典の濫用を防止するため、取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられない。

八、この条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去する。

九、この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対する申立て及び権限のある当局間での協議による解決に加え、一定の要件の下における仲裁への付託について規定する。

十、両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換する。

十一、この条約は、両締約国のそれぞれの法令上の手続に従って承認されなければならない、その承認を通知する外交上の公文の交換の日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第6号)

(衆議院 28. 4. 28承認 参議院 5. 18外交防衛委員会付託 5. 25本会議承認)

【要旨】

この議定書は、1989年(平成元年)に効力を生じ、2006年(平成18年)に一部改正された我が国とインドとの間の現行の租税条約を改正するものであり、2015年(平成27年)12月11日にニューデリーで署名されたものである。この議定書は、前文、本文4箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、源泉地国免税の対象となる利子に、政府等によって保険の引受けが行われた債権に関して支払われるものを追加するとともに、利子免税の対象となる機関の追加及び整備を行う。
- 二、両締約国の権限のある当局間で交換する租税に関する情報の対象を拡充する。
- 三、滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等を規定する。
- 四、この議定書は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この議定書は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

社会保障に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第7号)

(衆議院 28. 3. 31承認 参議院 4. 18外交防衛委員会付託 4. 22本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とフィリピンとの間で、両国間の人的交流に伴って生ずる年金制度への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とするものであり、2013年(平成25年)9月に両国政府間で協定の締結交渉を開始した結果、2015年(平成27年)11月19日にマニラにおいて署名されたものである。

この協定は、前文、本文27箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定は、我が国については、国民年金及び厚生年金保険について適用し、また、フィリピンについては、退職、障害及び死亡に係る給付に関する社会保障法、退職、障害、死亡及び遺族に係る給付に関する公務員保険機構法並びにこれらの法律による保険料納付期間等の通算に関するポータビリティ法について適用する。
- 二、年金制度への強制加入に関しては、原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用する。ただし、被用者又は自営業者が、派遣(第三国の領域を経由する派遣を含む。)又は自営活動の期間が5年を超えない見込みで一時的に相手国において就労する場合には、自国の法令のみを適用する。
- 三、一方の締約国の年金の給付を受ける権利を確立するため、他方の締約国の法令による保険期間を考慮することにより、当該一方の締約国の年金制度への加入期間だけでは必要な期間の要件を満たさない場合においても給付を受ける権利を取得できるようにする。なお、給付額の計算に際しては、それぞれの国内法令の規定に従って、自国の年金制度への加入期間に応じた額を支給する。
- 四、この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後3箇月目の月の初日に効力を生ずる。

環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件(閣条第8号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本協定は、アジア太平洋地域において、物品及びサービスの貿易並びに投資の自由化及び円滑化を進めるとともに、知的財産、電子商取引、国有企業、環境等幅広い分野で新たなルールを構築するための法的枠組みについて定めるものである。

航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第189回国会閣条第13号)

(衆議院 28. 3. 31承認 参議院 4. 4外交防衛委員会付託 4. 15本会議承認)

【要旨】

我が国とカンボジアとの間の定期航空路線の開設については、カンボジアから提起された航空協定締結の要望及び近年の我が国とカンボジアとの間の人的交流の拡大を踏まえ交渉を行った結果、2015年(平成27年)1月14日にプノンペンにおいてこの協定が署名された。

この協定は、我が国とカンボジアとの間及びその以遠における定期航空路線の開設及び定期航空業務の安定的な運営を可能とすることを目的としており、前文、本文21箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す付表から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、両締約国の航空企業は、他方の締約国の領域を無着陸で通過することができるほか、当該他方の締約国の領域に給油、整備等、運輸以外の目的で着陸することができる。
- 二、一方の締約国の指定航空企業は、付表に定める路線(以下「特定路線」という。)において、他方の締約国内の地点に着陸して定期的に両締約国間の貨客を運送することができるとともに、特定路線上に第三国内の地点がある場合には、定期的に当該地点と他方の締約国内の地点との間の貨客を運送することができる。
- 三、一方の締約国の指定航空企業は、他方の締約国の空港等の施設の使用料金につき最恵国待遇及び内国民待遇と同等の待遇を与えられるとともに、その航空機が使用する燃料等について当該他方の締約国の関税等を免除される。
- 四、特定路線において運営される航空業務(以下「協定業務」という。)を開始するためには、まず、一方の締約国が当該路線を運航する自国の航空企業を指定する。当該航空企業は、他方の締約国から国内法に従って運営許可を受けた後に、指定航空企業として運航を開始することができる。
- 五、両締約国の指定航空企業は、両締約国間の協定業務につき公平かつ均等な機会を与えられる。
- 六、指定航空企業が提供する輸送力は、貨客輸送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち当該指定航空企業を指定した締約国発着の貨客を運送することを主目的として輸送力を供給する。
- 七、各締約国の航空当局は、自国の領域から出発する協定業務のための運賃を認可する権利を有するが、他方の締約国から出発する協定業務のための運賃について一方的な措置をとってはならない。
- 八、両締約国は、民間航空機、その旅客及び乗組員、空港等の安全に対する不法な行為等を防止するため、適当な措置をとる。一方の締約国は、緊急事態においては他方の締約国の指定航空企業の運航を停止させることができる。
- 九、一方の締約国は、他方の締約国に対し、航空の安全に関する協議を要請することができるほか、自国の領域内において当該他方の締約国の指定航空企業の航空機に対する検査を行うことができる。また、航行の安全の確保に必要な場合には、他方の締約国の指定航空企業の運航を停止させることができる。
- 十、両締約国の指定航空企業が両方向に運営することのできる路線は、日本側は「日本国内の地点—カンボジア王国内の地点」及び「日本国内の地点—中間の地点—カンボジア王国内の地点—以遠の地点」、カンボジア側は「カンボジア王国内の地点—日本国内の地点」及び「カンボジア王国内の地点—中間の地点—日本国内の地点—以遠の地点」とする。

十一、この協定は、各締約国によりその憲法上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求める件(第189回国会閣条第14号)

(衆議院 28. 3. 31承認 参議院 4. 4外交防衛委員会付託 4. 15本会議承認)

【要旨】

我が国とラオスとの間の定期航空路線の開設については、ラオスから提起された航空協定締結の要望及び近年の我が国とラオスとの間の人的交流の拡大を踏まえ交渉を行った結果、2015年(平成27年)1月16日にビエンチャンにおいてこの協定が署名された。

この協定は、我が国とラオスとの間及びその以遠における定期航空路線の開設及び定期航空業務の安定的な運営を可能とすることを目的としており、前文、本文21箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す付表から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、両締約国の航空企業は、他方の締約国の領域を無着陸で通過することができるほか、当該他方の締約国の領域に給油、整備等、運輸以外の目的で着陸することができる。
- 二、一方の締約国の指定航空企業は、付表に定める路線(以下「特定路線」という。)において、他方の締約国内の地点に着陸して定期的に両締約国間の貨客を運送することができるとともに、特定路線上に第三国内の地点がある場合には、定期的に当該地点と他方の締約国内の地点との間の貨客を運送することができる。
- 三、一方の締約国の指定航空企業は、他方の締約国の空港等の施設の使用料金につき最恵国待遇及び内国民待遇と同等の待遇を与えられるとともに、その航空機が使用する燃料等について当該他方の締約国の関税等を免除される。
- 四、特定路線において運営される航空業務(以下「協定業務」という。)を開始するためには、まず、一方の締約国が当該路線を運航する自国の航空企業を指定する。当該航空企業は、他方の締約国から国内法に従って運営許可を受けた後に、指定航空企業として運航を開始することができる。
- 五、両締約国の指定航空企業は、両締約国間の協定業務につき公平かつ均等な機会を与えられる。
- 六、指定航空企業が提供する輸送力は、貨客輸送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち当該指定航空企業を指定した締約国発着の貨客を運送することを主目的として輸送力を供給する。
- 七、各締約国の航空当局は、自国の領域から出発する協定業務のための運賃を認可する権利を有するが、他方の締約国から出発する協定業務のための運賃について一方的な措置をとってはならない。
- 八、両締約国は、民間航空機、その旅客及び乗組員、空港等の安全に対する不法な行為等を防止するため、適当な措置をとる。一方の締約国は、緊急事態においては他方の締約国の指定航空企業の運航を停止させることができる。
- 九、一方の締約国は、他方の締約国に対し、航空の安全に関する協議を要請することができるほか、自国の領域内において当該他方の締約国の指定航空企業の航空機に対する検査を行うことができる。また、航行の安全の確保に必要な場合には、他方の締約国の指定航空企業の運航を停止させることができる。
- 十、両締約国の指定航空企業が両方向に運営することのできる路線は、日本側は「日本国内の地点—ラオス人民民主共和国内の地点」及び「日本国内の地点—中間の地点—ラオス人民民主共和国内の地点—以遠の地点」、ラオス側は「ラオス人民民主共和国内の地点—日本国内の地点」及び「ラオス人民民主共和国内の地点—中間の地点—日本国内の地点—以遠の地点」とする。
- 十一、この協定は、各締約国によりその憲法上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

刑を言い渡された者の移送に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(第189回国会閣条第15号)

(衆議院 28. 4. 21承認 参議院 5. 9外交防衛委員会付託 5. 13本会議承認)

【要旨】

我が国は、欧州評議会が作成した「刑を言い渡された者の移送に関する条約」に加入したことにより、同条約の締約国との間では一定の条件の下で外国人受刑者の本国への移送を実施することが可能となっているが、イラン側は同条約に加入しておらず、両国間で受刑者の移送を実施するため、二国間の受刑者移送条約の作成及び締結に向けた交渉を開始した結果、日本側は2015年(平成27年)1月9日に東京で、イラン側は同年1月10日にテヘランで、この条約の署名が行われた。

この条約は、前文、本文17箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、刑を言い渡された者は、自己に言い渡された刑に服するため、この条約に従い裁判国の領域から執行国の領域に移送されることことができる。
- 二、刑を言い渡された者については、判決が確定していること、刑を言い渡された者が移送に同意していること、刑が科せられる理由となった作為又は不作為が双罰性を構成すること等の条件が満たされている場合に限り、この条約に基づいて移送することができる。
- 三、移送の要請については、当該移送がいずれかの締約国の主権、安全、公の秩序その他の重要な利益を害するおそれがある場合には、拒否することができる。
- 四、この条約の適用を受けることのできる全ての刑を言い渡された者は、条約の内容につき裁判国から通知を受けるものとする。
- 五、移送後の刑の執行の継続は、執行国の法令により規律される。執行国は、裁判国において決定された刑の法的な性質及び期間を受け入れなければならない。
- 六、各締約国は、自国の憲法及び法令に従い、特赦、大赦又は減刑を認めることができる。
- 七、この条約の適用に当たり要する費用は、専ら裁判国の領域において要する費用を除くほか、執行国が負担する。執行国は、刑を言い渡された者に対し、移送の費用の全部又は一部の償還を求めることことができる。
- 八、この条約は、両締約国が、この条約の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後30日目の日に効力を生ずる。

承認を求めるの件

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第1号)

(衆議院 28.3.24承認 参議院 3.28総務委員会付託 3.31本会議承認)

【要旨】

本件は、放送法第70条第2項の規定に基づき、日本放送協会の平成28年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、収支予算

一般勘定事業収支については、事業収入が7,016億円、事業支出が6,936億円で、事業収支差金は80億円となる。この事業収支差金は、全額を建設積立資産に繰り入れる。受信料収入は、受信契約件数の増加や未収の削減に努めることで、6,758億円を確保する。

二、事業計画

平成28年度は、3か年経営計画の2年目として、公共放送の原点を堅持し、公平・公正で正確・迅速な報道、豊かで質の高い多彩な番組の充実、日本を世界に積極的に発信することによる国際社会の日本への理解の促進、8K・4Kによる制作・活用の一層の推進、インターネットを活用した新たなサービスの創造、受信料制度の理解促進と営業改革の一層の推進による支払率の向上、一層効率的な経営の推進、情報システム等のセキュリティの強化による情報管理・放送継続の確保等に取り組むとしている。

三、資金計画

資金計画は、受信料等による入金総額8,101億円、事業経費、建設経費等による出金総額8,195億円をもって施行する。

四、総務大臣の意見

本件には、総務大臣から、収支予算等については、質の高い番組の提供、国際放送の充実等による海外情報発信の強化、先導的なサービスの推進、インターネットを活用した新たなサービスの創造、受信料負担の公平性の確保等に取り組むこととしており、おおむね妥当なもの認められるとしながら、自らの番組基準に抵触した放送及び子会社における相次ぐ不祥事の発覚を厳粛に受け止め、子会社を含むグループ全体としての協会の改革に取り組むこと、協会の経営が国民・視聴者の負担する受信料によって支えられているとの認識を新たに、説明責任を果たしていくことが必要である旨の意見が付されている。

【附帯決議】(28.3.31総務委員会議決)

政府及び日本放送協会は、協会に対する国民・視聴者の信頼に基づき、公共放送の使命を全うできるよう、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、協会は、役員と言動等により、国民・視聴者から厳しい批判が多数寄せられ、信頼が揺らいでいる現状を重く受け止め、かかる事態の一刻も早い収束と信頼回復に向け一丸となって全力を尽くすこと。

また、昨年明らかになった番組の過剰演出問題を含む不祥事の頻発を踏まえ、綱紀を粛正し、再発防止策及びコンプライアンスの徹底に努めるとともに、公共放送を担う者としての役職員の職業倫理を高め、組織一体となって信頼確保に取り組むこととし、その取組状況については、広く国民・視聴者に分かりやすく、丁寧に説明すること。

二、協会の役員は、公共放送に携わる者として、協会の名誉や信用を損ねるような発言や行動は厳に慎むこと。

三、経営委員会は、協会の経営に関する最高意思決定機関として重い職責を担っていることを再確認し、役員職務執行に対して一層実効ある監督を行うことなどにより、国民・視聴者の負託に応えること。

また、会長の選考については、今後とも手続の透明性を一層図りつつ、公共放送の会長としてふさわしい資質・能力を兼ね備えた人物が適切に選考されるよう、選考の手続の在り方について

検討すること。

四、監査委員会は、放送法に定められた調査権限を適切に行使し、役員に対する監査機能を十分に発揮すること。また、役員に不適切な行為がある場合、または、公共放送の倫理観にもとる行為がある場合には、経営委員会と十分に連携しながら、時宜を失することなく厳格に対処すること。

五、政府は、経営委員の任命に当たっては、社会に対する職務の公共性を認識し、公正な判断をすることができる経験と見識を有する者を、全国、各分野を考慮して幅広く選任するよう努めること。

六、協会は、子会社の相次ぐ不祥事等を踏まえ、国民・視聴者の信頼回復に向け、情報を十分に開示し、説明を尽くすこと。あわせて、組織の在り方について統合・廃止も含めた抜本的な見直しを行い、グループとしてのガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底に取り組み、子会社等からの適切な還元を図るとともに、重複業務の整理等を推進し、透明性の高い効率的なグループ経営を構築すること。

七、政府は、日本国憲法で保障された表現の自由、放送法に定める放送の自律性に鑑み、放送事業者の番組編集については、引き続き事業者の自主・自律性を尊重するとともに、協会が放送法に基づき公共の福祉と文化の向上への寄与を目的として設立された公共放送事業体であることを踏まえ、公共放送の自律性を尊重すること。

八、協会は、我が国の公共放送としての社会的使命を認識し、国民・視聴者の多様な要望に応えるとともに、放送番組の編集に当たっては、政治的公平、事実を曲げない報道、意見が対立している問題についてできるだけ多くの角度から論点を明らかにすることなど、放送法の原則を遵守すること。

また、寄せられる様々な意見に対し、必要に応じ自律的に調査し、その結果を速やかに公表し、国民・視聴者からの信頼の維持に努めること。

九、国際放送については、我が国の経済・社会・文化等の動向を国際社会に向けて正しく伝えることが、これまで以上に重要度を増していることを踏まえ、一層の充実を図ること。特に、協会が行う外国人向け映像国際放送については、我が国の文化・経済活動等に係る情報発信の拡大を図り、番組内容の充実、国内外における国際放送の認知度の向上等に努めること。

十、協会は、受信料により支えられていることを十分自覚し、国民・視聴者に対するサービスの低下を招かないよう配慮しつつ、業務の確実な実施及び更なる効率化等の取組を適切に行い、収支予算、事業計画及び資金計画の確実な達成に努めること。

また、政府は、その取組が確実に実施されるよう配慮すること。

十一、協会は、公共放送の存在意義と受信料制度に対する国民の理解の促進と信頼感の醸成に努めつつ、公平負担の観点から、受信料支払率の一層の向上に努めること。

また、受信料制度の在り方については、コスト構造、視聴行動の変化、技術革新の動向等を踏まえ、受信料負担の公平性の確保を念頭に置きつつ、広く国民の理解が得られるよう検討すること。

十二、現状の放送においては障がい者、高齢者に対し、必ずしも十分な情報が伝達されていないため、デジタル・デバイドの解消が喫緊の課題であることから、字幕放送、解説放送、手話放送等の一層の充実を図ること。

十三、協会は、首都直下地震や南海トラフ地震等に備え、本部やその代替機能を担う大阪局等の放送局の機能や運用・実施体制の強化を図ること。

また、東日本大震災の復興に資する震災報道と震災の記録の伝承のため、保有する番組アーカイブの保存・活用に努めること。

十四、協会は、受信料で運営されている特殊法人であることを踏まえ、経営委員会及び理事会等における意思決定に至る過程や財政運営上の規律、不祥事に伴う処分、子会社等の運営の状況、調達に係る取引等について、議事録を含め、国民・視聴者に対する説明責任を十分果たすこと。

その観点から、新放送センターの整備計画は、その具体的内容を速やかに明らかにするとともに、建設積立資産積立ての考え方を含め、国民・視聴者の理解が得られるよう説明を尽くすこと。

十五、協会は、受信料で実施するインターネット活用業務について、放送法に定められた公共放送としての協会の目的に照らしつつ、市場競争への影響、受信料負担の公平性及び透明性の確保等に十分留意して実施すること。

十六、協会は、東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成32年を見据え、スーパーハイビジョンの実用化に向けた研究開発、普及促進等に積極的かつ計画的に取り組み、公共放送として先導的役割を果たすこと。

右決議する。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第2号)

(衆議院 28.5.24承認 参議院 5.25国土交通委員会付託 5.27本会議承認)

【要旨】

本件は、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第3条第3項の規定により、平成28年2月19日に閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」(北朝鮮に寄港した第三国籍船舶の入港禁止)に基づく入港禁止の実施につき、同法第5条第1項の規定に基づいて国会の承認を求めようとするものである。

入港禁止措置の主な内容は次のとおりである。

一 北朝鮮が平成18年7月5日に弾道ミサイルを発射したことに加え、同年10月9日、核実験を実施したとしていることは、我が国のみならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であるとともに、日朝平壤宣言、六者会合の共同声明、国連安保理決議等にも違反するものであり、さらに、平成28年1月6日に北朝鮮が核実験を実施したこと及び同年2月7日に「人工衛星」と称する弾道ミサイルを発射したこと等を踏まえ、また、我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、次に掲げる特定船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。

1 北朝鮮籍の全ての船舶

2 外国の国籍を有する船舶(北朝鮮籍のものを除く。)のうち、平成28年2月19日以後に北朝鮮の港に寄港したことが我が国の法令に基づく手続等によって確認されたもの

二 入港禁止の期間

1 一の1については、平成18年10月14日から平成29年4月13日までの間。ただし、万景峰92号については、平成18年10月13日から平成29年4月13日までの間。

2 一の2については、平成28年2月20日から平成29年4月13日までの間。

三 必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行及び我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行に支障を及ぼさないようにする。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第3号)

(衆議院 28.5.24承認 参議院 5.25国土交通委員会付託 5.27本会議承認)

【要旨】

本件は、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第3条第3項の規定により、平成28年4月1日に閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」(国連安保理の決定等に基づき、関連安保理決議の措置の対象とされた船舶の入港禁止)に基づく入港禁止の実施につき、同法第5条第1項の規定に基づいて国会の承認を求めようとするものである。

入港禁止措置の主な内容は次のとおりである。

一 北朝鮮が平成18年7月5日に弾道ミサイルを発射したことに加え、同年10月9日、核実験を実施したとしていることは、我が国のみならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大

な脅威であるとともに、日朝平壤宣言、六者会合の共同声明、国連安保理決議等にも違反するものであり、さらに、平成28年1月6日に北朝鮮が核実験を実施したこと及び同年2月7日に「人工衛星」と称する弾道ミサイルを発射したこと並びに国連安保理決議第2270号等を踏まえ、また、我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、次に掲げる特定船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。

- 1 北朝鮮籍の全ての船舶
- 2 外国の国籍を有する船舶（北朝鮮籍のものを除く。）のうち、平成28年2月19日以後に北朝鮮の港に寄港したことが我が国の法令に基づく手続等によって確認されたもの
- 3 国連安保理の決定又は国連安保理決議第1718号12に従って設置された委員会による決定若しくは指定（以下「関連決定等」という。）に基づき、国連安保理決議第1718号8（d）等の規定により課された凍結又はその他の関連する措置の対象とされた船舶（その後、当該措置の対象とならないこととされた船舶は除く。）であって、その国際海事機関船舶識別番号が関連決定等において明示されるもの（1又は2に該当する船舶を除く。）

二 入港禁止の期間

- 1 一の1については、平成18年10月14日から平成29年4月13日までの間。ただし、万景峰92号については、平成18年10月13日から平成29年4月13日までの間。
- 2 一の2については、平成28年2月20日から平成29年4月13日までの間。
- 3 一の3については、平成28年4月2日から平成29年4月13日までの間。ただし、平成28年4月1日以降に一の3の対象となる船舶については、その国際海事機関船舶識別番号の告示の日の翌日から平成29年4月13日までの間。

三 必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行及び我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行に支障を及ぼさないようにする。

予備費等承諾を求めるの件

平成二十六年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

（衆議院 28.5.12承諾 参議院 5.20決算委員会付託 5.25本会議承諾）

【要旨】

一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成26年4月22日から27年1月14日までの間に使用を決定した金額は1,263億円で、その内訳は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費623億円、大雪に伴う経営体育成支援事業に必要な経費447億円、普天間飛行場を移設して返還を受けるため必要となる施設の整備に必要な経費141億円などである。

平成二十六年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

（衆議院 28.5.12承諾 参議院 5.20決算委員会付託 5.25本会議承諾）

【要旨】

一般会計予備費予算総額2,500億円のうち、平成27年2月6日から3月24日までに使用を決定した金額は419億円で、その内訳は、訟務費の不足を補うために必要な経費398億円、大雪に伴う道路事業に必要な経費21億円である。

平成二十七年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

（衆議院 継続審査）

【要旨】

一般会計予備費予算額3,500億円のうち、平成27年4月3日から12月22日までの間に使用を決定した金額は1,791億円で、その内訳は、消費税の軽減税率制度の円滑な導入・運用に必要な経費995億円、賠償償還及払戻金の不足を補うために必要な経費582億円、主要国首脳会議の開催準備に必要な経費96億円などである。

平成二十七年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

（衆議院 継続審査）

【要旨】

一般会計予備費予算総額3,500億円のうち、平成28年2月1日から2月5日までの間に使用を決定した金額は8億円で、その内訳は、選挙人名簿の登録制度の見直しに伴う選挙人名簿システムの改修に必要な経費6億円、訟務費の不足を補うために必要な経費1億円である。

決算その他

平成二十六年一般会計国庫債務負担行為総調書(その1)

(衆議院 28. 5. 12異議がない 参議院 5. 20決算委員会付託 5. 25本会議是認)

財政法第15条第2項の規定による平成26年度一般会計国庫債務負担行為の限度額1,000億円のうち、平成26年7月1日に決定した国庫債務負担行為総額は、防衛省所管の提供施設移設整備に必要な経費545億円である。

平成二十六年一般会計歳入歳出決算、平成二十六年特別会計歳入歳出決算、平成二十六年国庫収納金整理資金受払計算書、平成二十六年政府関係機関決算書

(衆議院 継続審査 参議院 28. 1. 20決算委員会付託 5. 25本会議是認)

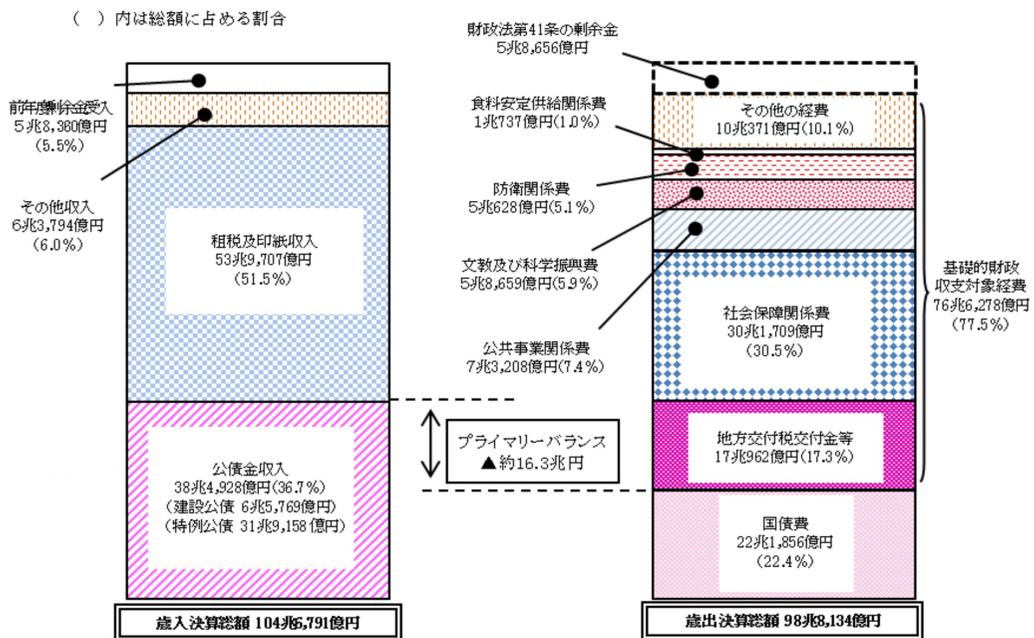
平成二十六年一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は104兆6,791億円、歳出決算額は98兆8,134億円であり、差引き5兆8,656億円の剰余を生じた。この剰余金は、財政法第41条の規定により、平成27年度の歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剰余金は1兆5,808億円である。

平成二十六年特別会計歳入歳出決算における15の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は406兆7,363億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は390兆2,019億円である。

平成二十六年国庫収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は67兆5,039億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は65兆9,299億円であるため、差引き1兆5,740億円の剰余を生じた。

平成二十六年政府関係機関決算書における4機関の収入済額を合計した収入決算額は1兆1,292億円、支出済額を合計した支出決算額は1兆1億円である。

〈平成二十六年一般会計歳入歳出決算の概要〉



(資料)「平成26年度決算の説明」より作成

昭和十九年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算及び昭和二十年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算

(衆議院 継続審査 参議院 28.5.2決算委員会付託 5.25本会議是認)

本件決算は、政府出資特別会計法外二十一法令の廃止等に関する法律により、会計検査院への送付及び国会への提出が延期されてきたが、平成28年1月4日に国会に提出されたものである。

平成二十六年年度国有財産増減及び現在額総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 28.1.20決算委員会付託 5.25本会議是認)

平成二十六年年度国有財産増減及び現在額総計算書における26年度中の国有財産の差引純増加額は4兆8,169億円、26年度末現在額は109兆6,300億円である。

平成二十六年年度国有財産無償貸付状況総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 28.1.20決算委員会付託 5.25本会議是認)

平成二十六年年度国有財産無償貸付状況総計算書における26年度中の国有財産の無償貸付の差引純増加額は154億円、26年度末現在額は1兆417億円である。

N H K 決 算

日本放送協会平成二十五年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成25年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成25年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は9,342億円、負債合計は3,073億円、純資産合計は6,269億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,552億円、経常事業支出は6,496億円となっており、経常事業収支差金は56億円となっている。

日本放送協会平成二十六年年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成26年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成26年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は9,971億円、負債合計は3,305億円、純資産合計は6,665億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,730億円、経常事業支出は6,561億円となっており、経常事業収支差金は169億円となっている。